



日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

平成24年度
第3回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H25.1.11、1.22)

第2期線表

保健・医療・福祉分野 (1~53ページ)
南海地震対策 (54~66ページ)
福祉保健所チャレンジプラン (67~71ページ)

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策 (今後何に取り組むか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
I 周産期と乳児の死亡率の改善 1 母体管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■周産期死亡率 H22: 3.4(全国4.2) 43位 H23: 5.7(全国4.1) 1位 ■乳児死亡率 H22: 2.7(全国2.3) 6位 H23: 3.4(全国2.3) 4位 ■低出生体重児 H22: 10.5(全国9.6) H23: 10.5(全国9.6) ■1,500g未満の出生児(うち1,000g未満の出生児) H22: 46人(うち19人) H23: 48人(うち15人) ■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦の存在 H21年度: 106人(うち分娩後6人) H22年度: 105人(うち分娩後8人) ■妊婦健診受診状況 妊婦健診受診券平均使用枚数11.3枚(全数14枚) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊婦支援(健診を受診しやすい環境づくり) <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の重要性や妊娠週数に応じた母体管理の意識啓発等を行うため母子健康手帳を配布 ・事業主へ妊婦健診の重要性等を知らせるポスター・チラシを配布 ・妊娠前からの過度なダイエットや喫煙習慣が低出生体重児出生の要因となる ・妊婦の高齢化によりハイリスクの妊婦の増加 ◆妊婦等への意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時にチラシ・妊娠リスクスコアを配布 ・テレビ・ラジオCMによる広報の実施 ◆ハイリスク妊婦への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦アンケート、妊婦健診受診結果、医療機関からの情報提供により、市町村や福祉保健所がハイリスク妊婦に対して個別指導を実施 ◆周産期死亡・乳児死亡の原因究明 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡症例検討を行い、周産期医療協議会において、原因分析及び対応策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○NICUで高度医療の必要な1,000g未満の児(早産未熟児)の出生が増加 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前からの過度なダイエットや喫煙習慣が低出生体重児出生の要因となる ・妊婦の高齢化によりハイリスクの妊婦の増加 ○ハイリスク妊婦の把握が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦、要支援妊産婦への支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ・助産師等による保健指導の充実 ・広域での妊婦教室の開催 ・要支援産婦への継続支援 ○新生児死亡の要因は救命困難な早産未熟児と先天異常に集約され <ul style="list-style-type: none"> ・早産予防を目的とした妊婦健診検査項目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・陰分泌物の細菌検査の導入 ・子宮頸管長測定導入等による早産防止対策の評価 ・早産予防のための妊婦医学的管理の標準化 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県標準妊婦健診手引書の作成 ・高知県母体・新生児搬送マニュアルの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ◆思春期から出産までの母体管理意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発カード、リーフレット、ハンドブック等の配布 ・フォーラム開催 ・妊婦健康診査費用の助成 	妊産婦	<p>The flowchart illustrates the progression from pregnancy to postpartum, focusing on pregnant women and newborns. It highlights the transition from pregnancy awareness to postpartum support, including measures like handbooks, forums, and specialized clinics for high-risk pregnancies. It also shows the shift from NICU management to community-based support for mothers and newborns.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期死亡率と乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準よりも良い値となっている。 ・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期死亡率の直近5年間の平均が全国水準よりも良い値となっている。 ・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている。 		
2 周産期医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■NICU18床が常態的な満床状態 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU18床の稼働率が年々上昇 H22: 92.8% H23: 91.1%(平均空床1.6床) ※H24年5月にはNICU満床により県内で初めての母体の県外搬送・低出生体重児の出生割合が全国水準より高い傾向にある ■産婦人科医の高齢化等により分娩を取り扱う医療施設が減少 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱医療機関数 H19年10月: 21→H24年9月: 16 安芸: 1施設 中央: 13施設 高知: なし 幡多: 2施設 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合周産期母子医療センターの機能維持 <ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助 ◆県内医療機関の機能分担の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県周産期医療協議会において、県内の周産期医療機関を一次から三次に機能分担し、周産期医療機関の連携体制を明確化した ◆母体・新生児の適切な搬送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・母体・新生児搬送マニュアルの改訂 ◆産科医等の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩手当を支給する医療機関等への財政的支援 H21年度～ ・NICU新生児担当医手当を支給する医療機関への財政的支援 H22年度～ ・医師と助産師の役割分担・協働の推進のために助産師外来の開設支援と助産師等への研修の実施 ◆周産期医療関係者の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医、小児科医等への研修実施 ◆NICU退院児への訪問看護提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○NICUの常態的な満床 <ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱施設の減少 ・医師の負担増大 ・周産期医療従事者の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周産期医療体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ①NICUの空床確保 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU: 18床→24床 GCU: 23床→27床 ・NICU長期入院児の在宅療養への移行を支援するNICU入院児支援コーディネーターの配置 H24年度: 看護協会→H25年度: 高知医療センター ②分娩取扱施設・分娩取扱数の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・産科病床等の整備 17床増床 ・総合周産期母子医療センターの運営支援 ・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 ・機能強化・連携体制の強化 ③周産期医療従事者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・新人助産師合同研修 ・医師養成奨学貸付金 ・特定科目臨床研修奨励貸付金 ・助産師緊急確保対策奨学金 ◆小児・産科医確保のための処遇改善の取り組みへの助成 <ul style="list-style-type: none"> ・NICU(新生児集中治療室)新生児担当医手当を支給する医療機関の支援 ・分娩手当を支給する医療機関の支援 ・周産期を担う医師確保策の継続 ◆助産師を活用した取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・院内助産所等開設促進のための研修 ・助産師の資質向上のための研修 ◆周産期医療関係者の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修 	妊産婦・乳児	<p>The flowchart details the reorganization of the perinatal medical system. It shows the expansion of NICU beds, the recruitment of medical staff through contracts and financial incentives, and the enhancement of professional development programs for healthcare providers.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で安全・安心な出産ができる周産期医療体制が確保されている。 ・NICU平均空床数3床以上 ・NICU満床を理由とした県外緊急搬送例ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療体制調整 ・NICU・GCUの整備 ・高知医療センター・高知大学医学部附属病院 NICU3床増床 ・NICU・GCU入院児の円滑な在宅移行支援 ・NICU等入院児支援コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・産科病床等の整備 ・高知医療センター11床増床 ・高知大学医学部附属病院6床増床 ・機能強化・連携体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・母体・新生児搬送マニュアルの見直し ・施設間の診療連携の強化 ・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所の分娩取扱継続に向けた支援 ・分娩取扱診療所の存続に対する支援 ・中長期的・短期的な医師確保策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の継続と利用促進 ・県外大学・施設からの派遣要請等 ・総合周産期母子医療センターの運営支援 ・産婦人科医・NICU入院児担当医の処遇改善のための手当を支給する医療機関への助成 ・助産師確保対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の継続と利用促進 ・養成学校との連携及び支援 ・助産師の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・院内助産所等開設促進のための研修 ・新人助産師合同研修 ・周産期医療関係者の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期死亡率の直近5年間の平均が全国水準よりも良い値となっている。 ・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期死亡率の直近5年間の平均が全国水準よりも良い値となっている。 ・乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名:健康対策課 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	
					区分	年齢							
健やかな子どもの成長・発達への支援 3	（市町村母子保健サービスの現状） ◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度) ・乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある ◆乳幼児健診受診率 ・1歳6か月児 H22年度 本県83.5% 47位 (全国94.0%) ・3歳児 H22年度 本県79.5% 47位 (全国91.3%)	◆母子保健ワーキング会議(H22～23年度) ・乳幼児健診カルテが長期間見直しされていない ◆問診票の内容、使用方法などばらつきがある ◆健診マニュアルが作成されていない市町村が多く、健診内容に格差がある ◆乳幼児健診受診率 ・1歳6か月児 H22年度 本県83.5% 47位 (全国94.0%) ・3歳児 H22年度 本県79.5% 47位 (全国91.3%)	○母子保健サービスの市町村格差 ○乳幼児健診受診率の低迷	◇乳幼児健診の標準化・見直し ・カルテ様式、健診実施方法の見直し ・乳幼児健診実施の手引き等の作成 ・受診率向上につながる魅力のある健診の検討 ◇乳幼児養育フォローアップ事業 ・乳幼児健診の要観察児をフォローアップ ・低出生体重児・養育医療の対象児等のフォローアップ ◇母子保健指導者を対象とした体系的な研修の実施 ・母子保健指導者基本研修 ・母子保健指導者フォローアップ研修 ・母子保健行政ワーキング	乳幼児								・全市町村で新生児期の訪問指導体制が構築できている。 ・低出生体重児(2500g未満の児)については、全例に専門職による新生児期の訪問が実施できている。 ・未熟児(未熟児養育医療の対象児)に対しては、全例に退院後1か月以内の訪問ができるている。 ・未熟児に対する継続的なフォローアップができるている。
				◇啓発活動・乳幼児健診未受診者対応 ・保育所、幼稚園との連携 ・エコデル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーンの展開									・1歳6か月児及び3歳児健診の受診率が全国水準に達している。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康対策課】

分野	取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分・年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
II がん対策の推進												がん対策推進計画の見直し	
1 がん予防の推進 ・子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ウイルス性肝炎対策	<p>■全国で年間約8,500人が新たに子宮頸がんにかかり、2,500人が死亡している。 ■HPV(ヒトパピローマウイルス)感染が主な原因である子宮頸がんは予防できるがん。</p> <p>■肝炎ウイルスは、過去の同一注射針による集団予防接種等により誰でも感染する可能性がある。 ■感染しても自覚症状なく、持続感染で肝硬変や肝がんを発症。 ■高知県の推定感染者数は、B型7,600人、C型13,000人</p>	<p>○がん予防 ・禁煙対策、食生活の改善 →よさこい健康プラン21で対応</p> <p>○子宮頸がん罹患予防 ・ワクチン接種経費の補助 H23.1月から開始。 中学1年生から高校3年生までを対象。 (高2から3年生までは県単独補助) ・広報の徹底 ワクチン接種の啓発。 20歳以降の子宮頸がん検診受診の啓発。</p> <p>○肝炎対策 感染者の早期発見 ・広報の徹底 ・検査機会の提供 無料肝炎ウイルス検査の実施 感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める 地域肝炎コーディネータの養成 ・標準治療の普及 ・医療費の助成</p>	<p>□HPVワクチンの定期接種化がされていない</p> <p>□肝炎に関する正しい知識(治療の進歩や検査の必要性、公的支援等)が十分普及できていない。 □肝炎ウイルス検査の受検率が低い。 □受検しやすい体制整備が必要。 ・特定健診とのセット化、無料化 □地域医療連携の推進が必要 ・陽性者を発見しても、かかりつけ医と専門医の連携が十分でないため、治療に結びついていない場合がある。 □肝がん死亡率の高い地域がある。</p>	<p>◆子宮頸がん罹患予防対策 ・ワクチン接種経費の補助 ・広報の徹底 ワクチン接種と20歳以降の子宮がん検診受診の啓発</p> <p>◆ウイルス性肝炎対策 感染者の早期発見 ・徹底した広報 肝炎の正しい知識の普及 ・検査機会の提供 医療機関等において無料検査を実施 市町村での検査を無料化 (感染の危険の高かった時期から20数年後となるH25までを目処に実施)</p> <p>感染者の治療へのつなぎ ・周囲から治療を勧める 地域肝炎治療コーディネータを養成 ・地域での医療連携の推進 ・標準治療の普及 ・医療費の助成</p> <p>死亡率の高い地域での取組強化</p>									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

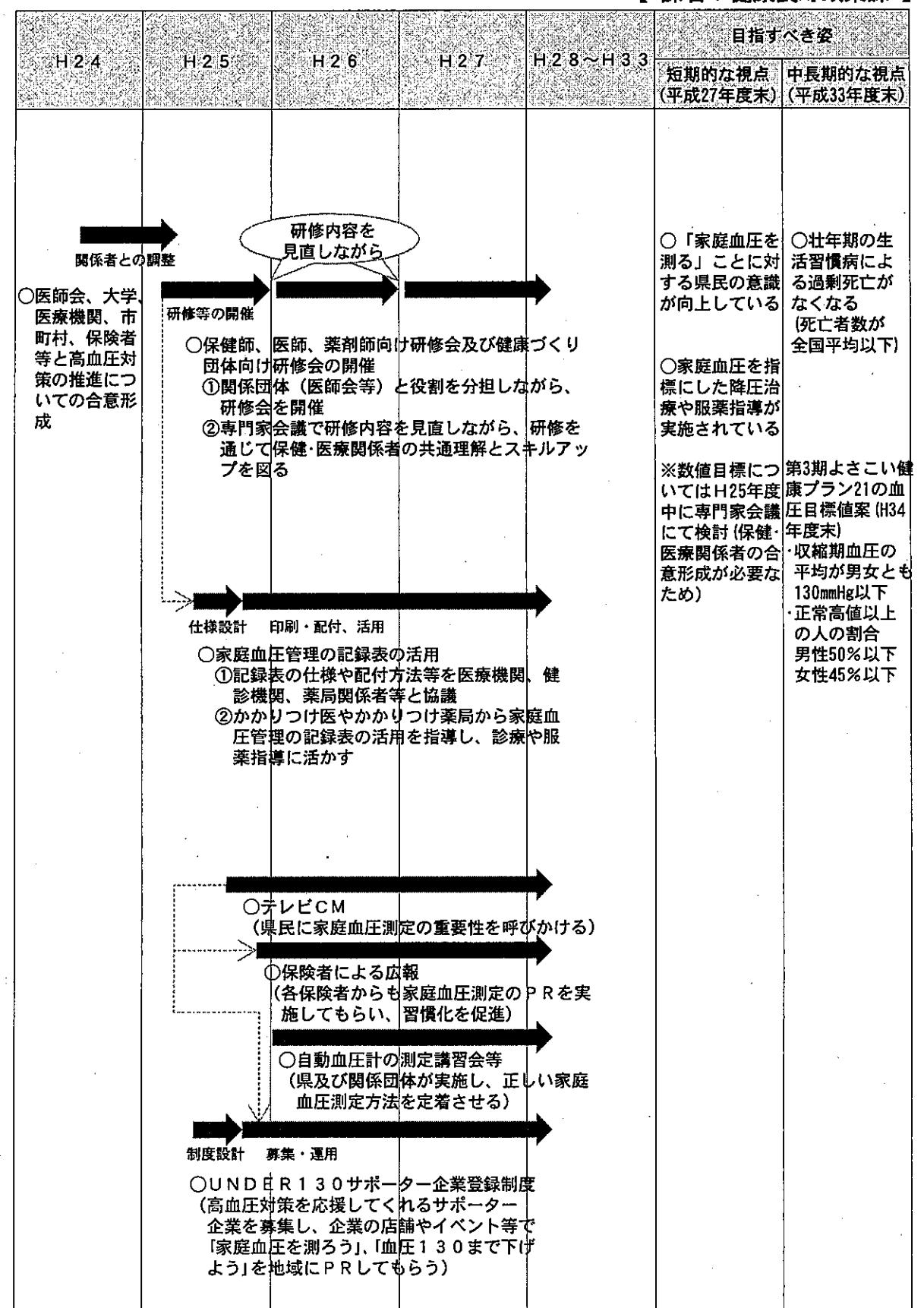
【課名：健康対策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 がんの予防と早期発見	<p>■県民の4人に1人が、がんで死亡し、死亡原因の第1位</p> <p>■受診率 (H22年度・40～50歳代) (市町村検診と職域検診の合計)</p> <p>肺がん 45.5% 胃がん 34.5% 大腸がん 32.8% 子宮がん 41.6% 乳がん 47.3%</p> <p>■未受診理由 「受診機会が無い」は減少、「忙しい」「面倒」は上位のまま</p>	<p>1. 受診勧奨 ・市町村からの個別通知・再勧奨 ・地域組織、TVCM等による受診勧奨</p> <p>2. 受診環境の整備 ・乳がん子宮がん検診について、医療機関での受診ができるよう集合契約を締結(H21～) (無料クーポン事業対象者に限定) ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎</p>	<p>検診の意義・重要性が十分認識してもらえていない</p> <p>利便性を考慮した受診環境の整備が不十分</p>	<p>きめ細かな受診勧奨 ・県 事業主、保険者への働きかけ 広報媒体の活用 がん検診の周知 ・市町村 住民への勧奨、地域組織の活用 ・地域組織 地域住民、事業所への勧奨 ・事業主 従業員及びその家族への勧奨</p> <p>利便性を考慮した受診環境の整備 【市町村検診】 ・検診日の増(平日・土日) ・検診会場への送迎 ・検診のセット化 ・広域実施の検討 ・大腸がん検診の検体の郵送回収の実証 【職域検診】 ・ミニドック型出張ミニドック型検診の利用促進 ・検診機関の偏在の解消</p>		<p>【県】・市町村の個別通知等による受診勧奨を支援 ・地域・職域連携協議会を通じた団体関係機関への働きかけ・情報共有 ・事業主、保険者への働きかけ(意義重要性の周知、従業員への勧奨依頼) ・広報媒体の活用による情報提供・受診勧奨 【市町村】・住民への受診勧奨、情報提供・地域組織を活用した受診勧奨 【地域組織】・地域住民や事業所への受診勧奨 【事業主】・従業員及びその家族への受診勧奨</p> <p>【県】 ・大腸がん検診の啓発イベント開催</p>					<p>・がん検査の意義 重要性が浸透し受診行動に結びついている ・40～50歳代のがん検診受診率50%以上 (胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診) (市町村検診・職域検診の合計値)</p>	
3 包括的ながん医療の推進	<p>■がん診療連携拠点病院 ・高知大学医学部附属病院 ・高知医療センター ・高知赤十字病院</p> <p>■がん診療連携推進病院 ・国立病院機構高知病院 ・幡多けんみん病院</p> <p>■がんの年齢調整死亡率 (人口10万対) H22 88.4</p> <p>■がん患者の自宅看取り率 H22 7.4%</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 従事者研修、院内がん登録、がん相談事業等を実施するために必要な経費を支援</p> <p>2. 在宅ケア・在宅医療の推進 ・がん診療に携わる医師を対象とした研修会の実施(県・拠点病院)</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・患者や家族の悩みや不安への対応 がん相談センターうちを開設(H19～) ・がんに関する情報の提供 がんフォーラムの開催(H19～) ・患者満足度の把握 満足度調査の実施(H21・H23)</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・拠点病院の機能強化 ・人材育成</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・地域医療連携の構築 ・緩和ケア病床の偏在 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談支援体制の強化 ・相談窓口間の連携</p>	<p>1. 医療水準の向上 ・必要経費の支援 (機器整備・研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進</p> <p>2. 緩和ケア・在宅医療の推進 ・医療従事者の理解促進 ・地域医療連携コーディネーターの育成 ・緩和ケア病床整備の検討 ・県民の理解促進</p> <p>3. 患者や家族への支援 ・相談員の増員 ・相談概要の医療機関へのフィードバック ・心のケア相談員の養成 ・患者満足度調査・就労実態調査の実施</p>		<p>【県】・拠点病院への財政支援(機器整備・研修・がん登録・相談事業) ・がん登録の推進(罹患、治療、死亡状況などの収集・分析、医療機関へのフィードバック) 【医療機関】・病病・病診連携(地域連携クリニカルバスの活用、顔の見える関係性の構築)</p> <p>【県】・地域医療連携体制整備のための関係者協議 ・地域医療連携コーディネーター研修の開催 ・医療従事者・県民向け研修会の開催、医療資源情報のホームページへの掲載 【医療機関】・医師を対象とした緩和ケア研修の実施 ・緩和ケア病床設置に向けた検討</p> <p>【県】・がん相談センターうちの機能強化(相談員の増員(H23(2人)→H24(3人)) ・相談概要の医療機関へのフィードバック ・がんフォーラムの開催 ・患者満足度調査の定期的な実施(隔年実施) 【医療機関】・患者の満足度が充たされる医療・相談等の提供</p> <p>【県】 ・就労実態調査</p> <p>【県】 ・心のケア相談員の養成</p>						<p>・がんの年齢調整死亡率の改善 H27 77.2</p> <p>・がん患者の自宅看取り率の向上 H27 10%以上</p> <p>・患者満足度の向上 (患者満足度調査の各項目の満足度が前回調査に比べ向上している⇒患者の不満が改善されつつある)</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	対象者		H2.4	H2.5	H2.6	H2.7	H2.8～H3.3	目指すべき姿			
					区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)		
III 心疾患・脳血管疾患 対策の推進															
1 高血圧対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■本県の短命の要因は、男性の40-60歳代が早世、その死亡原因の37%を生活習慣病(がん、心疾患、脳血管疾患)が占める。 ■生活習慣病のリスク要因は、“喫煙”的影響がんで34%、“高血圧”的影響が脳卒中・心筋梗塞で41%と最も高い ⇒リスクは、喫煙・高血圧の2つ <p>【参考】 40歳以上の者の血圧の現状値 ・収縮期血圧の平均 　男性135mmHg 　女性134mmHg ・正常高値以上の人割合 　男性65.1% 　女性60.9% (H23年県民健康・栄養調査)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ①これからの中高血圧対策を担う人材育成 ②高血圧治療者対策(降圧させる治療の徹底) ③潜在高血圧者対策(潜在高血圧を見逃さない) ④高血圧対策を地域社会全体で推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ■保健師向け研修会 　日本高血圧学会治療ガイドラインに基づき、家庭血圧管理の記録表を指標とした保健指導技術を習得する。 ■医師・薬剤師向け研修会 　日本高血圧学会治療ガイドラインに基づき、家庭血圧管理の記録表を指標とした降圧治療・処方・服薬指導技術を習得する。 ■健康づくり団体向け研修会 　家庭血圧測定の重要性と、治療が必要な血圧値の知識を理解し、地域住民への啓発活動に活かす。 ■家庭血圧管理の記録表の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・医師は記録表に書かれた家庭血圧の状況も参考に治療を実施 ・健診医は記録表に書かれた家庭血圧の状況も参考に医療への繋ぎを実施 ・薬剤師は記録表に書かれた家庭血圧の状況も参考に服薬指導を実施 ・保健師は記録表に書かれた家庭血圧の状況も参考に保健指導等を実施 ■「家庭血圧を測ろう！」を徹底して呼びかける <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMによる広報 ・保険者による啓発パンフレット等を活用した広報 ・自動血圧計の測定を経験する等の講習会開催 ■「家庭血圧を測ろう！」を官民協働で進める 　UNDE R130センター企業登録制度を設け、センター企業が店舗やイベント等で「家庭血圧を測ろう」、「血圧130まで下げよう」をPRする。 											



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

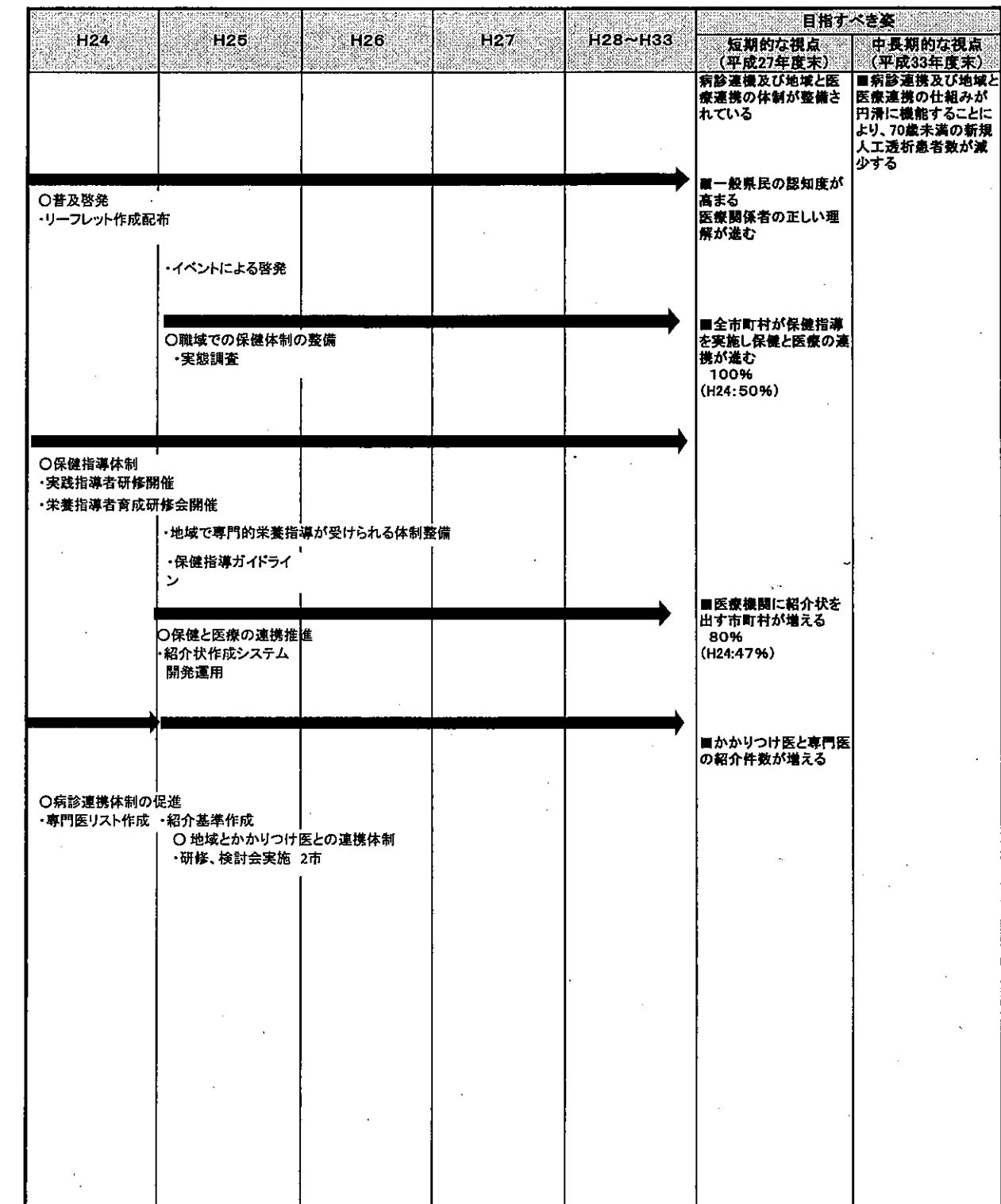
【 課名:健康長寿政策課 】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
2 心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村国保は個別通知や広報で受診を促進 ■社保は個別通知や職場を通じた通知で受診を促進 ■しかし、市町村国保及び協会けんぽ被扶養者の特定健診受診率が低い ■特定健診受診率(H20,H21,H22) <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保 23.7%,24.6%,27.1% ・協会けんぽ被扶 9.6%,12.4%,12.1% ・県全体* 33.2%,35.7%,37.4%(*県保険者協議会) ◆協会けんぽの受診率向上策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健診にがん検診のセット化を検討(高知市との連携による試行の調整) ◆特定健診が円滑に実施できる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診とがん検診のセット化 ・人間ドックとの同時実施化 ・クレアテニン検査等CKD対策の健診項目の追加 ・保険者アンケート等の実施による現状把握と課題の整理 ◆特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診機関の健診実施促進支援策 ・被扶養者への制度周知 ・特定健診とがん検診の更なるセット化等の検討 ◆循環器疾患等部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・eGFR判定導入等CKD対策の健診内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■全県的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオで啓発CMの放送 ・健康づくり情報誌、新聞への掲載 ◆個別健診制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施医療機関にてポスター掲示 ・かかりつけ医から受診勧奨する方法を医師会等と検討 ◆市町村の受診率向上対策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診促進事業費補助金(H22～) ・健康づくり団体育成支援事業費補助金(H23～) ◆協会けんぽの受診率向上策支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健診にがん検診のセット化を検討(高知市との連携による試行の調整) ◆特定健診が円滑に実施できる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診とがん検診のセット化 ・人間ドックとの同時実施化 ・クレアテニン検査等CKD対策の健診項目の追加 ・保険者アンケート等の実施による現状把握と課題の整理 ◆特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・個別健診機関の健診実施促進支援策 ・被扶養者への制度周知 ・特定健診とがん検診の更なるセット化等の検討 ◆循環器疾患等部会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・eGFR判定導入等CKD対策の健診内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■健診の意義、重要性の認識不足 ■健診の受診機会の不足 ■受診勧奨を担える団体の育成や活性化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■行政による広報、周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○徹底して呼びかける <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問、電話、郵送 ○意識を変える <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体を活用した啓発 ・啓発パンフレットの活用 ■周囲(健診実施機関、職場、家庭、地域、等)から勧める <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医から勧める <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に健診ポスターを掲示 ・医師会と連携し医療機関へ呼びかけ ○保険者を通じた事業主への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭の意識の喚起を促す ○広報による声掛けのきっかけづくり <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域での声かけを促す ■自己学習の機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○健康応援ハンドブックの活用 ■健診機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診とがん検診のセット化 <ul style="list-style-type: none"> ・集団検診のセット化 ・被扶養者の健診をセット化 ○個別健診医療機関の実施体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施の効率化支援 ○市町村健診と職域健診が連携して取り組める仕組みづくりの検討 ■健康づくりに関わる団体の活性化や新規団体の発掘 <ul style="list-style-type: none"> ○受診勧奨に取り組む地域団体の育成・活性化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体への働きかけ ・人材の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定健診の受診について、官民協働の受診勧奨の取組が活発となっている。 ◆受診率目標⇒全国平均以上(H22市町村国保全国32.0%,本県27.1%) ○壮年期の世代が、健診の受診など自分の健康管理を意識した行動をとる。また、家庭や地域、職場においても健康管理を呼びかける気運が醸成されている。 					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名:健康対策課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	
					区分	年齢
3 総合的な慢性腎臓病(CKD)対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心筋梗塞、脳血管疾患、腎不全による死亡率は、全国平均より高い。特に、男性の死亡率は全国平均より～3割増 ■ 人工透析患者数は、人口1万人あたり27.3人(全国22.1)と多い 【腎臓機能障害1級身体障害者手帳新規交付者数】 ・70歳未満のみ (高知市除く) H20年度 74名 (全交付者168名の44.0%) H21年度 62名 (全交付者140名の44.3%) H22年度 60名 (全交付者136名の44.1%) H23年度70歳未満の新規交付(県全体) <ul style="list-style-type: none"> ・全年齢高知県全体 H20年度:252名 H21年度:240名 H22年度:240名 H23年度:249名 ■ 慢性腎臓病(CKD)患者は、全人口の約10.7%といわれており、県内には、約7万人以上いると推計 ■ 慢性腎臓病(CKD)について知っている県民は少ない ■ 腎臓病専門医が少なく、中央医療圈に集中している(H23.5.31現在:25名) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村国保加入者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎臓病(CKD)啓発チラシ配布※H23年度から特定健診に腎臓機能検査が追加された ◆ 高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会の設置(H23年2月) ◆ 市町村保健師等への研修会実施(H23年2月～) <ul style="list-style-type: none"> ■ 慢性腎臓病(CKD)とは? <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓の動きが慢性的に低下していく病気 ・腎臓は、一度機能が低下するともとに戻りにくく、腎不全に移行しやすい ・腎機能が低下すると、心筋梗塞・脳血管疾患等の発症リスクが高くなる ◆ 腎臓の動きを悪化させる要因 <ul style="list-style-type: none"> ・加齢、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、喫煙、食生活(塩分の取り過ぎ等)、肥満など ◆ 慢性腎臓病の治療 <ul style="list-style-type: none"> ・病気の進行度合いや症状に応じた、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血改善、脂質代謝管理、糖代謝管理、塩分摂取制限などの適切な指導・治療を総合的に行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県民だけでなく、医療関係者にも慢性腎臓病について認知されていない ■ 市町村国保、医師国保の特定健診で、腎機能検査の項目が追加されたが、フォローアップ方法等、統一されていない ■ 人材不足 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓病専門医、保健指導者等 ■ 慢性腎臓病の管理体制が確立されていない <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と専門医の連携不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報の徹底 ・リーフレットの配布 ・研修会開催 ■ 早期発見・早期治療の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・健診での腎臓機能検査結果への保健指標の徹底 ・地域保健、職域保健との連携 ■ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓専門医の育成、かかりつけ医の資質向上 ・専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成 ■ 保健・医療連携によるフォローアップ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・高知県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会 ・地域連携のための様式等の作成・普及 ・かかりつけ医と専門医の連携強化(慢性腎臓病治療連携体制の整備) 		
4 心疾患・脳血管疾患対策のための医療体制の整備	「連携による適切な医療体制の確保」、「救急医療体制の整備」に記載。					

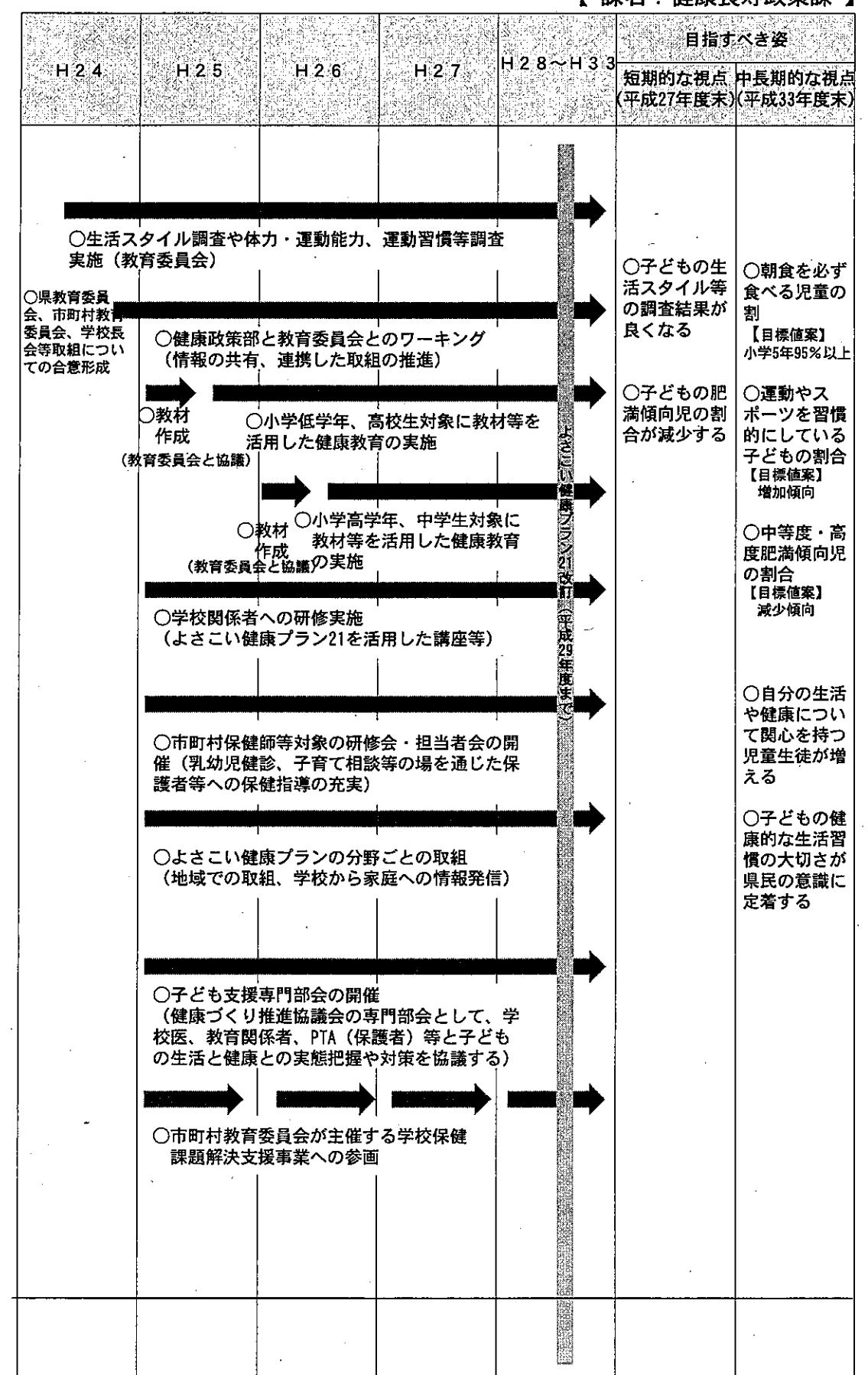


IV 自殺・うつ病対策の推進については、「高知型福祉の実現」(福祉分野)に記載。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策 区分	対象者 年齢					
						H2.4	H2.5	H2.6	H2.7	H2.8～H3.3
V 日々の健康づくりの推進 【重点1】子どもの健康的な生活習慣の定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■11歳の肥満傾向児の出現割合が全国で一番高く、小・中学生は全国と比較して、総じて肥満傾向児の出現率が高い傾向にある ■学年が高くなるほど、就寝・起床時間が遅い、朝食欠食の割合が高くなる傾向にある ■「平成23年県民健康・栄養調査」の結果では、「働き盛りの世代は、肥満者の割合が高く、運動習慣のある人が少ない」、「20歳代女性や30歳代男性の朝食欠食率も高い傾向にある」など、保護者世代に生活習慣の課題がある ■H23年現状値 <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を必ず食べる児童の割合 小学5年 92% (生活スタイル調査) ・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年 男子53.4% 女子30.6% (体力・運動能力・運動習慣等調査) ・中等度・高度肥満傾向児の割合 小学5年 男子5.9% 女子3.3% (学校保健統計調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけることが必要 ②保護者等と併せた生活習慣の取組が必要 ③子どもの生活習慣や健康について、課題解決に向けて検討・協議する場が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会と連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの生活習慣実態調査 ■小中高校生を対象にした副読本等の教材を活用した健康教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※「食育講座」「歯の健康教育」「薬物乱用防止教室」など既存事業の積極的かつ拡大活用のための連携 ■学校関係者(PTAも含む)向け研修会、講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> (県内の保護者世代の健康課題も併せ、子どもの健康的な生活習慣定着の重要性について) 2 地域での取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ■市町村保健師等への支援研修会、担当者会の実施 ■保護者世代への働きかけ よさこい健康プランの分野ごとの取組推進 3 推進体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ■高知県健康づくり推進協議会に子ども支援専門部会を設置 ■学校保健課題解決に向けた地域ごとの検討 							
【重点2】高血圧対策の推進	※「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照									



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 課名：健康長壽政策課 】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取組んできたか)	課題	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
取組項目						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)			
【重点3】 たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■本県の短命の要因は、男性の40-60歳代が早死、その死亡原因の37%を生活習慣病が占める。 ■生活習慣病のリスク要因のうち、“喫煙”的影響ががんで34%、心筋梗塞で26%、脳卒中で9% ■喫煙率 男性 32.1% 女性 9.2% (H23年県民健康・栄養調査) ■非喫煙率 男性 全国15位 女性 全国24位 (H22年国民生活基礎調査) ■とさ禁煙サポートーズ 養成数 282名(H22～24) 保健医療従事者:250名 事務職員・その他:32名 ■禁煙治療により喫煙を止めた者の割合 56.4% 禁煙治療受診者数 2,190名 〔H24年度ニコチン依存症管理料の設置基準の報告〕(H23.4～H24.3) ■禁煙治療に保険が使える医療機関 92ヶ所 (H24.10.24) ■「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間は)吸っていない」人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):9.2% ・飲食店(1回以上):43.0% ・職場(1回以上):33.1% (H23年県民健康・栄養調査) ■学校の受動喫煙防止の取組 学校の施設内禁煙 88.6% うち、敷地内禁煙 44.3% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査) ■多くの人が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合: 59.1% (H23年度高知県禁煙・分煙実態調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙対策 ○とさ禁煙サポートーズ 養成事業 ・H22年度:薬局薬剤師 ・H23年度:医療機関従事者 ・H24年度:衛生管理者 ○高知県医師会との連携研修会 ○禁煙方法や禁煙外来の情報の周知 ■受動喫煙防止対策 ○受動喫煙防止対策に取組んでいる施設の認定 ○受動喫煙の害について正しい知識を伝えるための広報 ○官公庁への禁煙の働きかけ ②受動喫煙防止の取組の強化 △認定数の伸びの鈍化 △事業の周知の継続 △受動喫煙防止対策実施店舗に対し、積極的な働きかけ △事業所における受動喫煙防止対策の推進が必要 ③教育委員会と連携した喫煙防止教育の充実 ○養護教諭等喫煙防止教育に携わる者への人材育成研修 ④より効果的な啓発の実施 ○イベントやマスメディア等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ■禁煙対策 ○とさ禁煙サポートーズの養成 健康づくり団体等を対象に、喫煙者に積極的な声かけや情報提供ができるよう人材育成研修を実施 これまでに養成したサポートーズを対象としたフォローアップ研修の実施 △これまで養成したサポートーズは医療機関等で禁煙支援を行っているが、未受診者に対する支援体制が必要である △サポートーズ活動の強化及び活動支援が必要 △県医師会等関係機関との連携強化 ○医師等を対象とした研修会 かかりつけ医からの禁煙の声かけ、禁煙外来開設の条件等の周知を主な目的として研修を実施 ○禁煙支援・治療の指導者養成 より効果的な禁煙治療・禁煙指導が実施されるよう、e-ラーニングを活用したスキルアップ研修の実施 ○禁煙支援の取組の強化 チラシやリーフレットを作成し、対象者に応じて広く活用する 乳幼児健診時や健診後の保健指導で喫煙者に対し、禁煙方法の情報提供チラシを配付 ■受動喫煙防止 ○「空気もおいしい！」認定事業 受動喫煙防止の取組がすすみにくい飲食店等を対象とし、認定店を県ホームページやリーフレット等でPR ○ノンスモーキー応援施設 受動喫煙防止対策を実施している施設を申請により登録 ポスター掲示等により禁煙や受動喫煙防止に関する情報の発信 ○学校・官公庁施設の禁煙 関係機関と連携し、健康増進法第25条を周知徹底 ■防煙対策 ○養護教諭等喫煙防止教育に携わる者への人材育成研修 ■啓発 ○イベントやマスメディア等による啓発 		<p>とさ禁煙サポートーズ養成講座</p> <p>○喫煙者に対し、積極的な声かけや情報提供ができるよう、人材を育成 (対象者)健康づくり団体 等 (実施方法)福祉保健所毎に実施 (講義, グループワーク)</p> <p>とさ禁煙サポートーズフォローアップ講習</p> <p>○これまでに認定したサポートーズを対象としたフォローアップ講習会を実施</p> <p>医師等を対象とした研修会</p> <p>○かかりつけ医からの禁煙のすすめや禁煙外来開設の条件等の周知を主な目的として研修会を開催 (実施方法)地域ごとに開催 講演内容や実施体制等は、医師会等関係機関との協議により決定</p> <p>e-ラーニングによる 人材育成研修 (11～1月開催)</p> <p>○より効果的な禁煙治療・禁煙指導が実施できるよう、関係者のスキルアップをはかる (対象者)禁煙治療を実施している医師 市町村や健診機関等の保健指導従事者 等</p> <p>あらゆる機会に禁煙の声かけ</p> <p>○禁煙外来を周知するチラシ等の作成 かかりつけ医や保健指導者からの声かけ</p> <p>「空気もおいしい！」認定事業</p> <p>○受動喫煙防止対策の推進(飲食店を対象とした取組) (実施方法)受動喫煙防止対策実施店舗からの申請により、認定 リーフレットやホームページにて認定店のPR</p> <p>ノンスモーキー応援施設</p> <p>○受動喫煙防止対策の推進(事業所等を対象とした取組) (対象)飲食店や公共施設を除く、健康増進法第25条該当施設 (実施方法)受動喫煙防止対策実施店舗からの申請により登録 ポスター掲示等による禁煙・受動喫煙防止の情報発信</p> <p>学校・官公庁施設の禁煙</p> <p>○教育委員会等関係機関と連携による健康増進法第25条の周知徹底</p> <p>養護教諭等を対象とした喫煙防止研修</p> <p>○研修内容等については、教育委員会等と協議・調整</p> <p>次年度の開催に向け準備</p> <p>○5/31の世界禁煙デーの時期を中心にイベントを実施 イベント内容・方法等については、毎年検討 (啓発内容)世界禁煙デー・禁煙週間の周知 禁煙や受動喫煙防止に関する啓発</p>	<p>見直し</p>	<p>○喫煙者と禁煙治療をつなぐ仕組みができる とさ禁煙サポートーズ:650名以上 男性 20.0%以 女性 5.0%以</p> <p>○非喫煙率が男女とも全国上位となる</p> <p>○喫煙者と禁煙治療を行う医療機関:100ヶ所以上</p> <p>○受動喫煙対策に取組む施設が増加する</p> <p>○[よさこい健康プラン21の目標値案] 「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は(この1ヶ月間は)吸っていない」人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 ・家庭(ほぼ毎日):3%以下 ・飲食店(1回以上):14%以下 ・職場(1回以上):11%以下</p> <p>○全ての学校が敷地内又は施設内禁煙となっている</p> <p>○全ての市町村本庁舎が施設内禁煙となっている</p> <p>○学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施される</p> <p>○禁煙・受動喫煙防止の機運が高まる</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

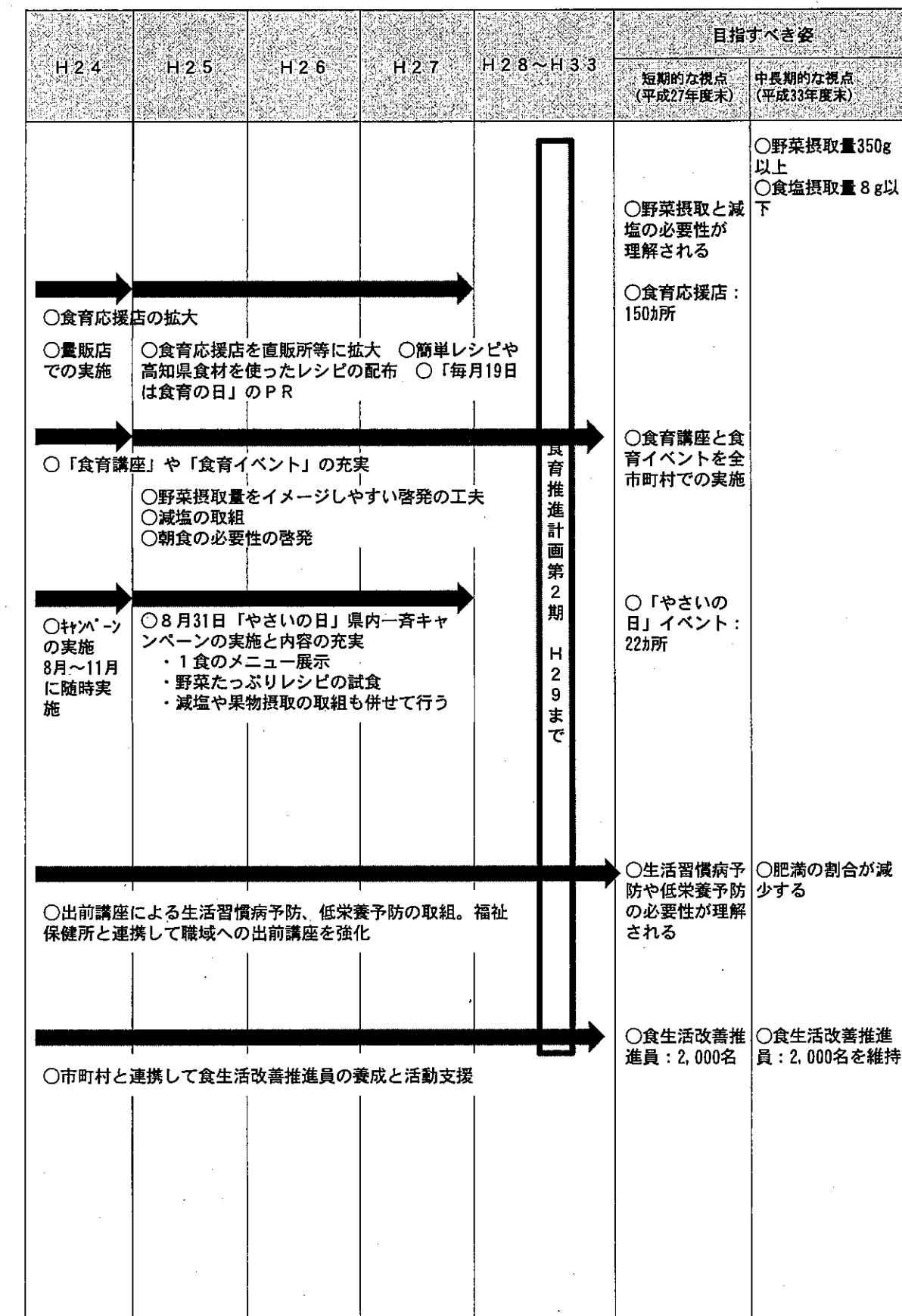
【課名：健康長寿政策課】

分野 取組 項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策 ①むし歯・歯肉炎対策、歯周病予防対策についての正しい知識を周知 ②フッ素の取組を推進 ③歯周病と全身の健康についての正しい知識の啓発 ④歯周病予防について保健指導を行う人材の育成 ⑤学校や地域で核となって普及啓発を行う人材の育成 ⑥在宅歯科医療連携室整備事業 ⑦貸し出し用の在宅歯科医療機器の県内各地域への整備 ⑧在宅歯科診療設備整備事業 ⑨在宅歯科医療に係る人材の育成 ⑩在宅歯科医療の重要性の啓発 ⑪地域ごとの地域の実情を踏まえた取組推進体制の構築	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28 ～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
(1) 歯科保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■子どものむし歯は減少しているが、要治療歯肉炎罹患率はほぼ横ばい(H23) ■40.50歳代の進行した歯周病罹患率は減少傾向(H23) ■80歳で自分の歯を20本以上残している者: 25.9% (H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「高知県歯と口の健康づくり条例」(H23.4施行) ■歯と口の健康づくり実態調査 (H23) ■「高知県歯と口の健康づくり基本計画」(H24～28)策定 ■むし歯予防研修会開催 (H24～) ■女性の健活力応援事業 (H21～) ■フッ素応用推進事業 (H9～) ■歯周病予防普及啓発促進事業 (H24～) ■在宅歯科医療連携室整備事業 (H22～) ■在宅歯科診療設備整備事業 (H22～) ■在宅歯科人材育成事業 (H24～) ■歯の健康力推進事業 (H22～) ■「高知県歯と口の健康づくり推進協議会設置」(H23) ■「高知県歯と口の健康推進検討会」設置 (H24～) ■「歯科保健地域連絡会」設置 (H24～) 	<ul style="list-style-type: none"> ①むし歯・歯肉炎対策、歯周病予防対策についての正しい知識を周知 ②フッ素の取組を推進 ③歯周病と全身の健康についての正しい知識の啓発 ④歯周病予防について保健指導を行う人材の育成 ⑤学校や地域で核となって普及啓発を行う人材の育成 ⑥在宅歯科医療連携室整備事業 ⑦貸し出し用の在宅歯科医療機器の県内各地域への整備 ⑧在宅歯科医療に係る人材の育成 ⑨在宅歯科医療の重要性の啓発 ⑩地域ごとの地域の実情を踏まえた取組推進体制の構築 		<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯・歯肉炎予防対策 ①関係団体（県歯科医師会等）と連携した研修会を開催 ②保護者、学校、保育関係者、歯科医療従事者に対するフッ素応用の実施方法や良好な歯磨き習慣の定着など、むし歯予防・歯肉炎予防の正しい知識を周知し、フッ素応用の普及につなげる ○地域ごとのフッ素応用推進 各地域の実情に応じて、保育施設や学校でのフッ素洗口と、市町村の乳幼児健診時のフッ素塗布実施を促進し、全市町村へ拡大 ○イベントによる歯周病啓発 ①関係者の共通理解を得るために説明会や検討会を開催 ②フッ素応用開始時の物品支給や、人的（歯科医師等）支援 ○テレビ番組による知識啓発 ①テレビ番組、ポスター・リーフレットによる知識啓発 広く県民に周知するとともに、市町村関係者や学校関係者などによる知識啓発活動を促進 ○県民に対する知識啓発公開講座 ・糖尿病と歯周病などについて、歯周病と全身の健康との関連についてのシンポジウム開催 ・歯周病について考える「歯っぴいデー」の啓発 ・テレビCMによる広報 ○歯科医療従事者向け研修会 歯周病についてのより専門的な知識と技術を身につけるための研修及び実習を実施し、効果的な歯科保健指導ができる人材を増加 ○医療従事者向け研修会 糖尿病と歯周病など、歯周病と全身の健康との関連について、医療従事者に研修会を実施し、相互の連携につなげる ○学校関係者・健康づくり団体向け研修会 歯周病と全身の健康との関連などについて理解し、健康教育や地域住民への啓発活動に活かす ○在宅歯科医療連携協議会の開催 在宅歯科医療に係る関係団体による協議会を開催し、多職種間の連携強化 ○在宅歯科連携室の機能の強化 ・訪問歯科診療が可能な歯科医院のリスト作成・更新 ・ラシ、ポスターによる在宅歯科連携室の広報 ○在宅歯科医療機器の整備に対する助成の拡大 整備計画年数: 5年⇒4年に短縮し、各市町村に配当（無歯医地区を除く） ○歯科医療従事者向け研修会 県外講師による研修会を開催し、在宅歯科医療に係る専門的な知識と技術を習得した人材を育成し、各地域での指導者を増加 ○介護職員等向け研修会 在宅歯科医療について広く知識啓発を行い、在宅歯科医療の重要性と必要性を習得 ○マニュアル（健口応援手帳）を活用した啓発 出前講座や人材育成研修会等で在宅歯科医療に係るマニュアルを配布し、在宅歯科医療の重要性を啓発 ○地域ごとの歯科保健対策の推進 多団体による推進協議会の開催 歯科保健対策の連携管理を行う 多団体による検討会の開催 歯科に関する団体により構成する検討会で、具体的な歯科保健対策について検討 地域ごとに歯科保健地域連絡会の開催 各地域の実情に応じた歯科保健対策を企画・立案、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯・歯肉炎予防対策 ①1人平均のむし歯本数 (12歳) 1本以下 ○歯肉炎罹患率 (12歳) 3 %以下 ○フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 ・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 24/34 (H24.12) → 34/34 ・全市町村でのフッ素洗口の実施 18/34 (H24.12) → 34/34 ○フッ素塗布、タッ素洗口支援 ①関係者の共通理解を得るために説明会や検討会を開催 ②フッ素応用開始時の物品支給や、人的（歯科医師等）支援 ○イベントによる歯周病啓発 ①テレビ番組、ポスター・リーフレットによる知識啓発 広く県民に周知するとともに、市町村関係者や学校関係者などによる知識啓発活動を促進 ○県民に対する知識啓発公開講座 具体的な知識啓発により県民の理解を深める ○テレビCMによる広報 「歯っぴいデー」主催し、歯と口の健康について考える機会をつくる ○歯科医療従事者向け研修会 効果的な歯科保健指導ができる人材を増加し、地域での人材育成活動につなげていく ○医療従事者向け研修会 歯周病と全身の健康との関連など、相互の共通理解を深め、医歯学連携を活性化 ○学校関係者・健康づくり団体向け研修会 学校や地域で核となる人材を育成し、子どもの健康教育や地域での啓発活動を推進 ○在宅歯科連携室の機能強化 県内歯科医院の状況を把握するとともに、県民と歯科医療機関をつなげる ○在宅歯科医療機器の整備 各市町村で機器を活用可能にし、在宅歯科医療提供体制の充実を図る ○歯科医療従事者向け研修会の開催 専門技術・知識の向上により、指導者となる人材を養成し、各地域に拡大 ○介護職員等向け研修会の開催 在宅歯科医療の重要性を理解し、県民と歯科医療機関の連携を促進 ○マニュアルを活用した啓発 研修受講者等から、マニュアルを活用した各地域での普及啓発につなげる ○推進協議会、検討会の開催 歯科保健対策の連携管理や、具体的な施策の方向性、取組等を決定 ○歯科保健地域連絡会の開催 地域の実情に応じた歯科保健対策の検討及び関係者の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> (1)むし歯・歯肉炎予防対策 ○1人平均のむし歯本数 (12歳) 0.5本以下 ○歯肉炎罹患率 (12歳) 3 %以下 (2)歯周病予防対策 ○進行した歯周病罹患率 (40歳代) 20 %以下 ○歯周病についての正しい知識をもった県民が増える ○歯間清掃用具を使用する人の割合 55 %以上 ○定期健診を受ける人が増える 60 %以上 (3)高齢者等の歯科保健対策 ○高齢者等が必要な時に在宅歯科医療の提供が受けられるようになる ○60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合 80 %以上 ○80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合 40 %以上 (4)地域ごとの歯科保健対策 ○地域ごとの取組情報が全域で共有され、県全体で効果的な歯科保健対策を実施できるようになる 					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

分野 取組 項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分
(2) 栄養・食生活改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■野菜の摂取量が少ない 277g (H23高知県) 277.4g (H23全国) ■食塩摂取量は減少傾向にある 9.7g (H23高知県) 10.4g (H23全国) ■20・30歳代の男女で朝食の欠食率が高い 20歳代男 20.0% " 女 26.3% 30歳代男 33.3% " 女 22.9% (H23高知県) ■40歳代では男女とも4割が肥満。50歳代の男性に至っては、6割近くが肥満 ■食生活改善推進員は減少傾向 1,960人 (H24. 5. 1) 1,986人 (H23. 5. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発) ■食育応援店の拡大 (コンビニや直販所等)による、野菜と食塩の適正摂取の啓発の実施 ■子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への关心を醸成 ■量販店での開催が中心の「食育イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取組の実施 ■朝食＆野菜で健康！キャンペーン ■「食育講座」や「食育イベント」の中で、野菜350g体験や食塩濃度の測定を実施 ■歯っぴいデーイベントで栄養相談や指導を実施 (2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■出前講座による啓発 (3) 人材育成 ■食生活改善推進協議会の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育の推進 (朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発) ■引き続き、野菜摂取と減塩の周知 ■食育応援店の拡大 ■親世代の朝食の欠食が子どもに影響 ■インパクトのあるキャンペーンの実施 (2) 生活習慣病予防・介護予防の取組 ■肥満は生活習慣病のリスクになるので、壮年期への働き掛けが重要 (3) 人材育成 ・食生活改善推進員の養成と活動支援 		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

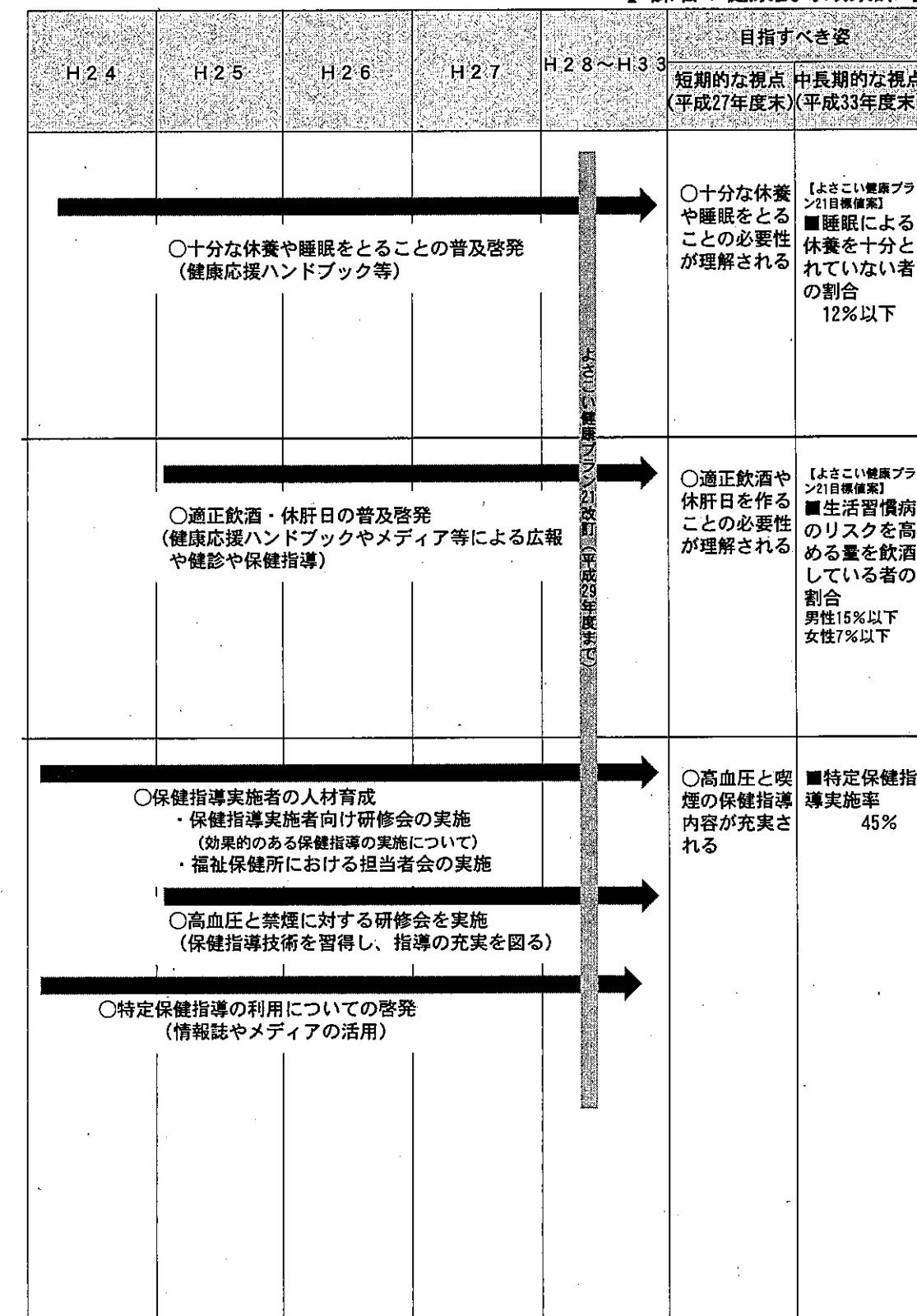
分野	現状 （今まで何に取り組んできたか）	これまでの取組 （今まで何に取り組んできたか）	課題	これからの対策	対象者		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2.8～H 3.3	目指すべき姿 （短期的な視点（平成27年度末）/中長期的な視点（平成33年度末））	
					区分	年齢							
(3) 運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活における歩数（成人）は男女とも目標値を達成せず、H18年と変化なし 男性H18年 6,698歩 ⇒H23年 6,777歩 女性H18年 5,950歩 ⇒H23年 5,962歩 ■運動習慣のある者の割合は女性ではH18年より悪化 男性H18年 32.5% ⇒H23年 33.1% 女性H18年 31.2% ⇒H23年 24.9% ■健康づくりのための身体活動や運動している割合 男性40.8% 女性44.9% ■身体活動や運動に期待する効果として総数の60.4%が生活習慣病や肥満の予防・改善をあげている (出典：H23年県民健康・栄養調査) ※参考【H23】 特定健診時の問診 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 男性 57.5% 女性 57.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ■運動の効果や、手軽にできる運動についての健康教育の実施 ■運動できる施設やイベント・活動団体の情報提供 ■健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援（ウォーキングマップの活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ①歩数、運動習慣とも前回と変化なし、または悪化傾向 ②健康教育や市町村のみの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■運動の効果や手軽にできる運動についての健康教育の実施 ■運動のできる施設やイベント・活動団体の情報提供 ■健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援 									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【課名：健康長寿政策課】

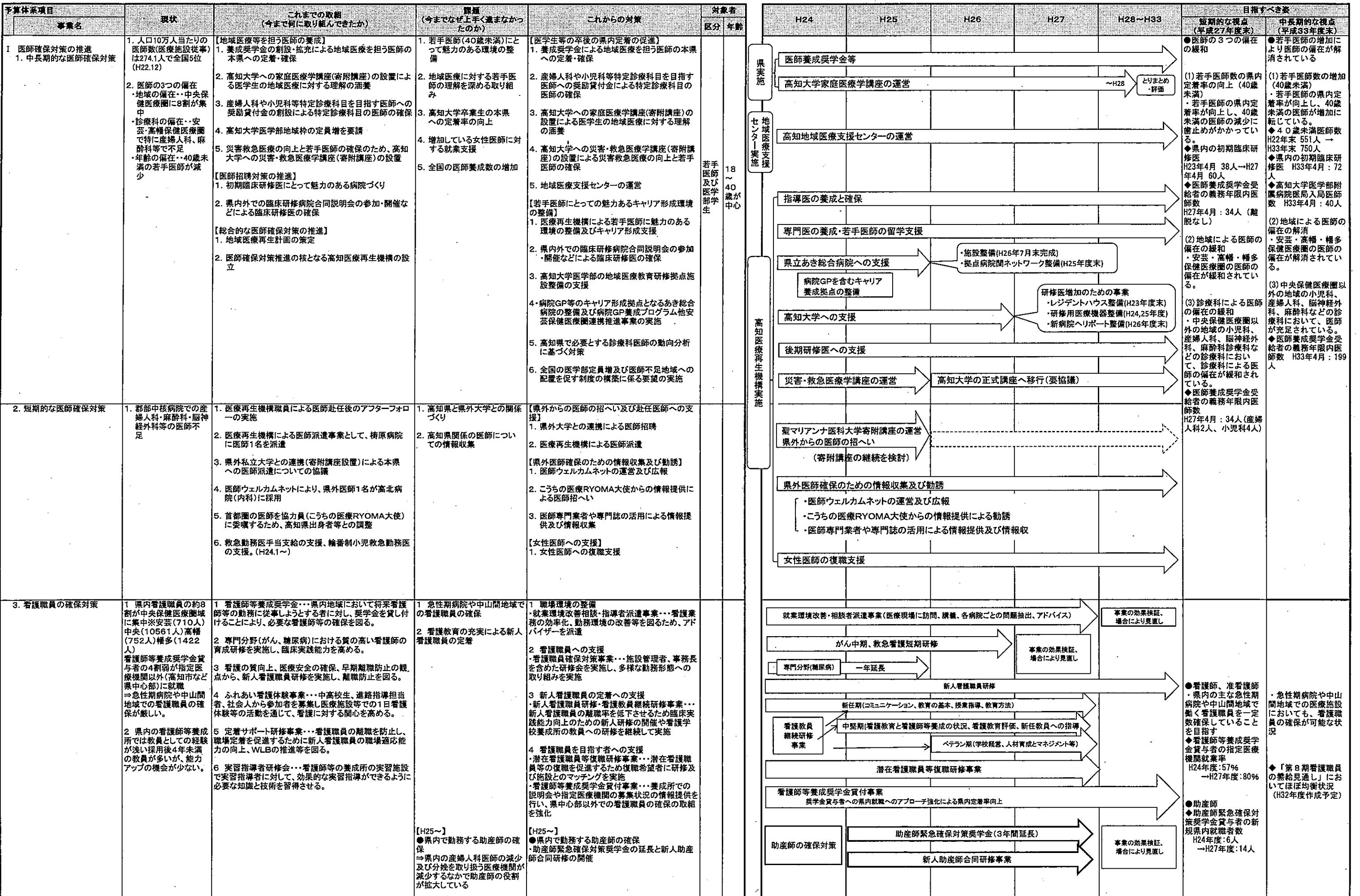
分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		目指すべき姿
					区分	年齢	
(4) 十分な休養の推進	■睡眠による休養を十分とれていない者の割合 15.3% (H23県民健康・栄養調査)	■健康応援ハンドブックを利用した健康教育を実施	①30歳～50歳代が他の年代に比べ睡眠による休養が十分とれていない	■十分な休養や睡眠をとることの普及啓発			
(5) 適正飲酒の推進	■生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性 17.5% 女性 8.2% (H23県民健康・栄養調査)		①前回調査時に比べ、男女とも多量飲酒者の割合が増加している	■適正飲酒・休肝日の普及啓発			
(6) 健康管理	■特定保健指導実施率 市町村国保 (H22) 高知県 18.5% (全国第26位) 全国 20.8%	■保健指導実施者向け研修会の開催 ■福祉保健所担当者会における情報提供・検討などを実施 ■情報誌による啓発	①特定保健指導実施率が低い ②特定保健指導以外の対象者への保健指導に実施が不十分	■保健指導実施者的人材育成 ■高血圧と喫煙に対する保健指導の徹底 ■特定保健指導を受けることの啓発			

※特定健康診査は「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

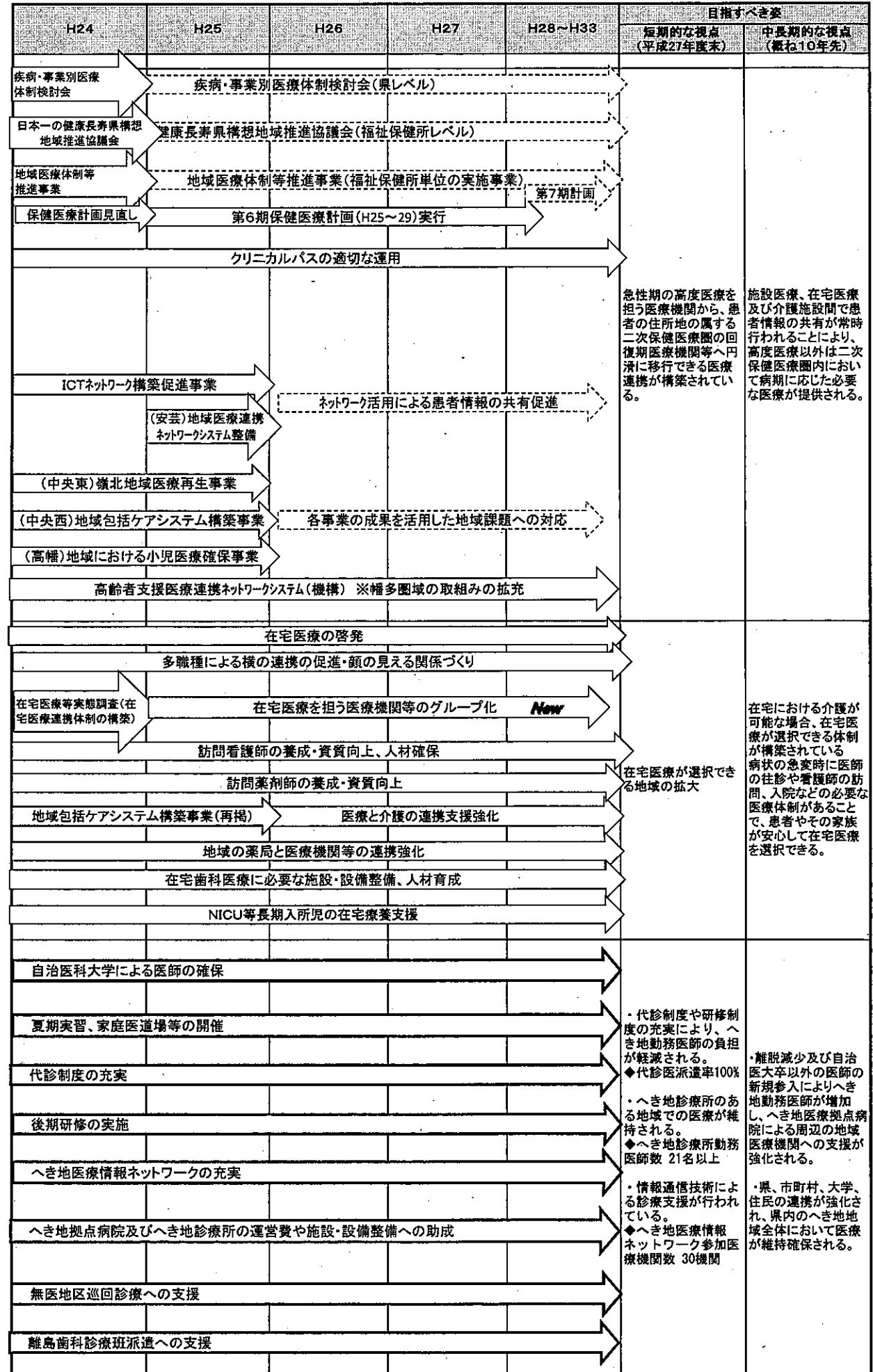
【課名:医療政策・医師確保課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名:健康長寿政策課、医療政策・医師確保課、医事業務課】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策 (今後何を実施するか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H28～H33 (平成27年度末)	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
II 連携による適切な医療体制の確保	1 病期に応じた医療連携体制の構築	1) 患者の病期に応じた医療の連携が不十分	◇4疾患5事業ごとに医療の流れ、各医療機能を担う医療機関名を明示(第5期高知県保健医療計画:H20～) ◇4疾患5事業ごとに医療関係者等からなる会議を設置し、医療連携体制の構築等の推進策を協議(H20～) ◇地域別に保健医療福祉推進会議を設置し、地域課題に応じた連携方策を検討(H20～) ◇へき地医療対策の実施(別途記載) (注)4疾患5事業 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児医療(小児救急を含む)、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療	病院間の役割分担についての医療機関間の意思疎通 医療機関と介護施設等関係機関の情報共有	◇5疾患(第6期保健医療計画より精神疾患を追加)・5事業及び在宅医療について、急性期、回復期、生活期(含、在宅・施設)などの段階に応じた、あるいは疾患・受傷の重症度に応じた連携の仕組みづくり 病期・重症度ごとの病院間の役割分担を進めため、疾患・事業別、エリア別の各会議を運営し、医療機関の意識啓発と医療機関間の意思疎通を図る								
	2 医療機関の機能連携が不十分	2) 医療機関の機能連携が不十分	◇県内で多い疾患又は重症化する疾病について地域連携クリニカルバスが作成され、バスの活用について関係機関の意思疎通が行われた。 がん:7大がん(初期)についてバス運用開始 脳卒中:中央医療圏、幡多医療圏で運用中 糖尿病:一部地域・医療機関でバスを運用開始 (県域での連携は「糖尿病連携手帳」を活用する) 急性心筋梗塞:医療体制検討会議で議論、バス導入には至っていない(H23末現在)	クリニカルバスの共用化 導入に対するインセンティブ不足のためバスの導入が進まない、または急性期 →回復期の対応にとどまり、その先に普及していない 一部の医療機関の理解が進んでいない	◇医療機関・介護施設等において、地域連携クリニカルバス又はバスに代わる情報共有手段の普及の促進								
	3 医療資源の偏在	3) 医療資源の偏在	◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」に基づく事業の実施 ・幡北地域の急性期医療体制の整備(中央東) ・地域包括ケアシステムの構築に向け、ブロック別の拠点病院を中心とする退院支援の仕組みを作った(中央西) ・小児医療シンポジウムの開催、地域における小児医療確保について市町との検討を開始した(高幡)	地域課題に応じた連携方策の推進	◇「中央・高幡保健医療圏地域医療再生計画」を使った地域の医療課題解決にかかる事業の実施 ・幡北地域医療再生事業(幡北地域) ・地域包括ケアシステム構築事業(中央西) ・地域における小児医療確保事業(高幡)								
2 在宅医療の推進		在宅医療に対し高い県民ニーズがある。	◇在宅医療についての普及啓発・情報提供 シンポジウム、フォーラムの開催 ◇医療関係者による勉強会や講演会の開催など、医療・福祉・保健のネットワークづくり ◇在宅医療スタッフの育成 訪問看護師研修事業の実施(H19～) 訪問薬剤師養成事業の実施(H22～)	在宅医療についての共理解の促進 在宅医療ができるレベルの保健・医療・福祉のネットワークの強化 ■県民・医療関係者の在宅医療についての認識が十分でない ・在宅で受けられる医療・介護に関する患者や家族への適切な情報提供 ■在宅医療を選択できる環境が整備されていない ・在宅医療従事者の確保とレベルアップ ・多職種による質の高い退院支援の実施 ・在宅での医療と介護の連携強化 ・在宅医療資源の確保 ・在宅医療を担う機関の連携による急変時に24時間対応できる体制づくり	◇県民・医療関係者に対する在宅医療の普及啓発、情報提供(看取りに関する適切な情報提供を含む) ◇在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療を担う人材(医師を含む)の育成、レベルアップ ■県民・医療関係者の在宅医療についての認識が十分でない ・在宅で受けられる医療・介護に関する患者や家族への適切な情報提供 ■在宅医療を選択できる環境が整備されていない ・在宅医療従事者の確保とレベルアップ ・多職種による質の高い退院支援の実施 ・在宅医療に必要な施設・設備の整備								
		【県民が在宅医療を選択できる条件】 (H23県民世論調査、複数回答)	①家族の身体的・時間的負担が大きいならない 36.6% ②経済的な負担が少ない 34.2% ③病状急変時に入院できる 27.3% ④病状急変時に往診してくれる										
3 へき地医療の確保		1. へき地診療所は、出張診療所も含めて29か所ある。 2. 無医地区数は、18市町村45地区ある。 (H21.10現在) 3. へき地医療はぎりぎり維持できている。 4. 県では県内のへき地診療所等で勤務する医師を自治医科大学を通じて年2～3名養成している。 4. 自治医科大学医学年限明けの医師も含め、H24.12現在24名の医師がへき地医療に従事している。	◇新規参入の確保・安定的な確保対策 1. 自治医科大学への負担金の支出等により、へき地医療を担う医師を養成する。 2. へき地医療実習や家庭医道場の開催等により、医学生のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 3. こうち医師ウェルカムネット等を通じてへき地医療を担う医師の県外から招聘する。 4. 「地域保健・医療研修」をへき地診療所で実施することで、初期臨床研修医のへき地医療に対する理解の涵養を図る。 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図る。 2. 先進地病院での後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上を支援する。 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備により、医療情報手段を確保する。 2. へき地拠点病院及びへき地診療所の施設・設備整備への助成により、勤務環境の改善を図る。 3. 無医地区巡回診療に対する助成により、医療機会の確保を図る。	1. リタイア歟をカバーする新規参入者の確保 2. へき地の厳しい勤務条件の解消による離脱の防止 3. 時代に応じた医療技術レベルの維持	◇新規参入の確保 1. 自治医科大学による医師の養成 2. 医学生のへき地医療に対する理解の涵養 3. 県外からの医師の招聘 ◇離脱の防止・勤務医師の負担軽減、資質向上支援 1. へき地医療機関への代診制度の整備による医師の負担軽減 2. 後期研修の実施によるへき地勤務医師の資質向上 3. 勤務環境の改善 ◇へき地医療の質の向上・医療提供体制の整備 1. へき地医療情報ネットワークの整備による医療情報手段の確保 2. 医療機器の更新 3. 無医地区巡回診療に対する助成による医療機会の確保	医師及び医学部学生 18～50歳が中心							
		【要因】 ・長年のきめ細かな対応により自治医科大学の卒業生が義務年限(卒後9年)修了後もへき地医療で活躍している。 ・自治医科大学の卒業生以外からも参入者がいる。											



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

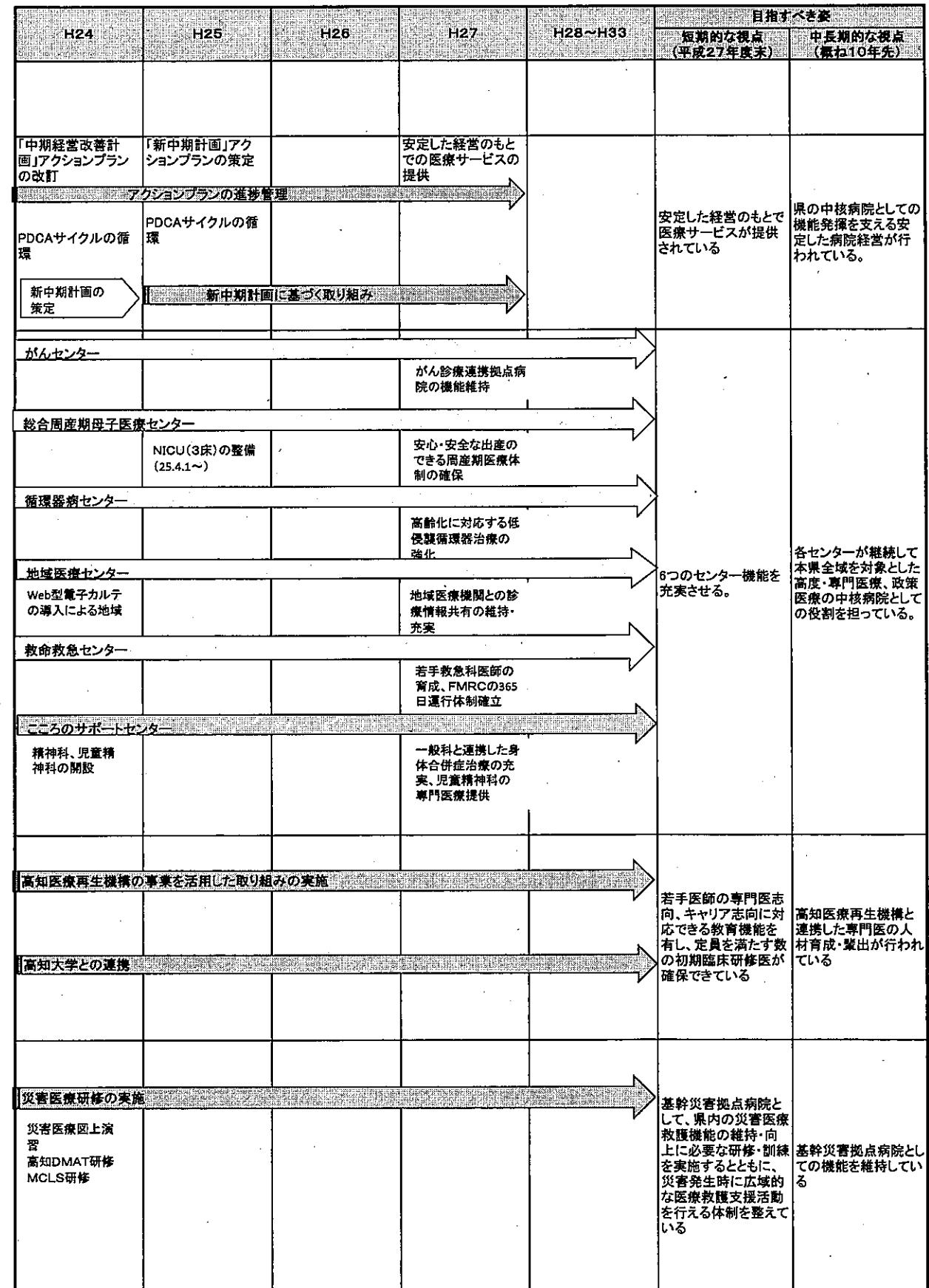
【課名:医療政策・医師確保課】

分野 取組項目	現状 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
					H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
III 救急医療体制の整備											
1 現行の救急医療体制の維持拡充	本来救急医療を受ける必要の無い軽症患者が多数受診 通常の診療時間以外の時間帯に受診	<ul style="list-style-type: none"> ◇救急医療シンポジウムの開催により高知県の救急医療の現状を知ってもらい、適正受診を呼び掛けた。 ◇こども救急ダイヤル(#8000)を開設し、子供の急病時にすぐに受診が必要かどうかの助言を行っている。急病時の対応をまとめたガイドブックを作成・配布し、保護者への啓発を行ってきた。 ◇休日・夜間の医療体制を維持した。 (当面医師を確保するための団体等の調整、休日等における救急診療確保事業の実施) ・休日歯科診療、休日眼科診療 ・平日夜間、休日夜間急患センター ・小児二次輪番制 ・郡部の二次輪番制(安芸、高幡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の仕組み、現状の理解の促進 ・急病について県民、保護者の不安解消 	<ul style="list-style-type: none"> ◇さまざまなメディアを使った適正受診の一般広報 ・具体的な事例の紹介により、救急現場の現状についての県民の理解を深める ・特にCM等を活用し視覚に訴えかけることで、県民の行動変容につなげていく ◇急病に対して、県民が自己判断できるようにする ・小児救急医療啓発事業(ガイドブック等作成配布、小児科医師による講演)の継続 ・小児救急電話相談事業(こうちこども救急ダイヤル)を拡充し、保護者が救急受診の必要性について自己判断できるようにする ◇休日等における救急診療確保事業の実施 ・幅多地域の初期救急医療体制の充実 						<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療の適正受診に対する県民の理解が進む ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少 ○こうちこども救急ダイヤル(#8000) 365日体制への拡充 ○休日・夜間の救急医療体制の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療の適正受診に対する県民の理解が定着 ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少 ○こうちこども救急ダイヤル(#8000) 365日体制の維持 ○休日・夜間の救急医療体制の維持
	県中央部以外の医師が減少して、地域の救急医療体制の維持が困難になっている。	<ul style="list-style-type: none"> ◇救急勤務医手当の支給 ◇輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金(H24.1～) ◇医師事務作業補助者設置支援事業費補助金(H21) ◇短時間正規雇用支援事業費補助金(H22) ◇地域の開業医による救急診療の支援(H22) 	<ul style="list-style-type: none"> 救急勤務医師の確保 救急勤務医師の疲弊をやわらげる 	<ul style="list-style-type: none"> ◇医師の勤務環境・処遇の維持改善 						<ul style="list-style-type: none"> ○郡部の救急医療機関に勤務する医師が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡部の救急医療機関に從事する医師が充足
2 迅速・的確な救急医療提供体制の確保	高知市内的一部の医療機関に救急受診が集中している。	<ul style="list-style-type: none"> ◇救急対応の緊急性度判断の標準化 (救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(消防政策課)) 	<ul style="list-style-type: none"> 郡部の救急医療の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面はドクターへりの導入による搬送で郡部の救急医療をカバー ・将来的には郡部救急医療機関の医師確保 						<ul style="list-style-type: none"> ○郡部の二次救急医療機関が重篤患者を確実に受け入れることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡部の二次救急医療機関の機能維持
	中山間地域住民に対する救急医療の提供が困難	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防防災ヘリのドクターへり的運用による三次救急の広域的提供(H16～) ◇ドクターへりの運航開始(H23.3～) ◇救急医療従事者研修の実施(PSLS/ISLS/ACLS) ◇救急患者の救急搬送・受入れ基準の策定(再掲)(H23.2、消防政策課) 	<ul style="list-style-type: none"> 救急患者の救急搬送及び医療機関の受入れ基準に基づく迅速・的確な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◇メディカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施 						<ul style="list-style-type: none"> ○動画伝送システムの拡充などにより、確実なメディカルコントロールのもとでの最適な搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下(⇒4割程度を目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ○動画伝送システムが県下全域に普及し、救急医療機関の連携協力による搬送先・搬送方法等の管理体制が県全体で構築されることにより、救急搬送に関する高度なメディカルコントロール体制が完成する ◆管外搬送率が低下(⇒3割以下を目標)
	管外搬送件数の増に伴う郡部の救急業務の負担増(救急車の不在の増)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ドクターへりの導入(H23.3)、医療センターのドクターへり(FMRC)導入(H22.8～)による、事故現場等への迅速な医師派遣システムの構築 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ドクターへり搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備(危機管理部) ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保 						<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急センターの院内ヘリポート整備が進む ○県下全域でヘリコプター着陸場所が確保され、ドクターへり要請後30分以内に医師による救急医療が提供される 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療機関のヘリポート整備が進む ○ドクターへり等により、医師の管理下で患者を事故現場等から地域の二次救急医療機関に迅速にヘリ搬送するJターンが行われる

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名：医療政策・医師確保課】

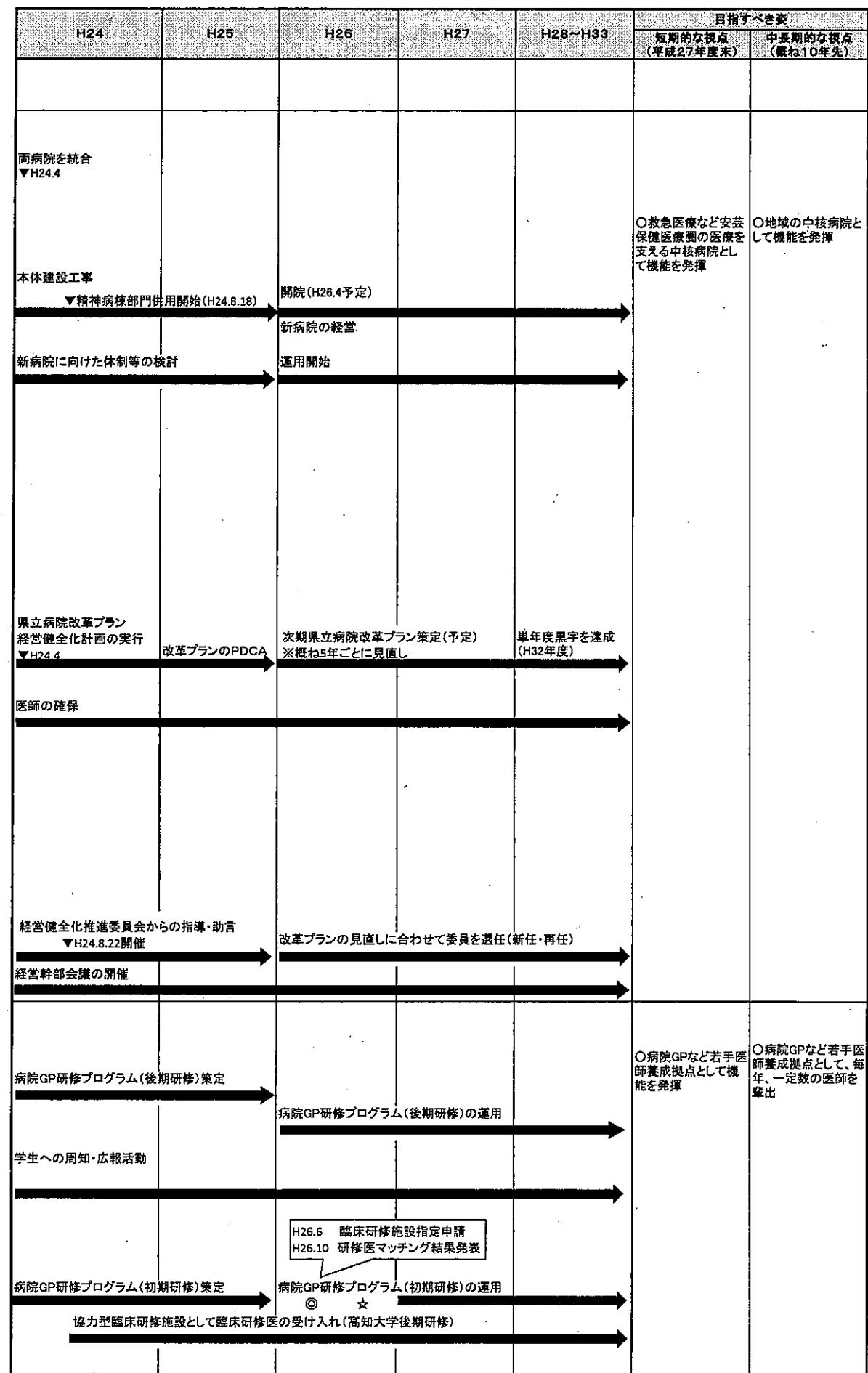
分野 取組項目	現状 (今まで何に取り組nできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	目標達成のための課題 (今まで何に取り組nできたか)	これからの対策 (今まで何に取り組nできたか)	対象者 区分	年齢
IV 県下全体の中核病院としての高知医療センターの機能充実						
1. 経営基盤の確立	PFI事業を合意解約し、22年4月から直営化による運営をスタート 平成23年度単年度収支黒字化の達成 （22年度決算では特殊要因を除けば実質黒字化達成（155百万円）。 ・23年度決算では中期経営改善計画の目標としていた「23年度単年度黒字」を達成（90百万円）。	PFIから直営化への移行に際しての業務移行と「中期経営改善計画」に基づく経営改善対策 ・中期経営改善計画アクションプランを策定（H22.10、H23.4、H24.4改訂）、PDCAによる経営改善を行ってきた。 【関連：健康対策課（がんセンター、総合周産期母子医療センター）、障害保健福祉課（こころのサポートセンター）】 （参考） 6つのセンター機能 ①がんセンター ②総合周産期母子医療センター ③循環器病センター ④地域医療センター ⑤救命救急センター ⑥こころのサポートセンター	職員の意識改革（目標を共有化し、職員が一丸となって経営改善に取り組んでいく） 平成24年度に新中期計画（H25～H27）の策定 新中期計画に基づくアクションプランを策定し、進捗管理を進める。			
2. 政策医療、高度専門医療の充実 (1)6つのセンター機能の充実・強化	医療センターは、6つのセンター機能を中心として県の政策医療を担う中核病院として、また、急性期に特化した地域医療支援型病院として一定の役割を果たしてきた。 【関連：健康対策課（がんセンター、総合周産期母子医療センター）、障害保健福祉課（こころのサポートセンター）】 （参考） 6つのセンター機能 ①がんセンター ②総合周産期母子医療センター ③循環器病センター ④地域医療センター ⑤救命救急センター ⑥こころのサポートセンター	6つのセンター機能を中心に、県の政策医療を担う中核病院として、また、急性期に特化した地域医療支援型病院として一定の役割を果たしてきた。 ①がんセンター ・地域の医療機関との連携・機能強化による地域完結型のがん治療 ②総合周産期母子医療センター ・県の周産期医療の基幹病院 ③循環器病センター ・急性心筋梗塞治療センター（H20～） ④地域医療センター ・地域医療支援病院、へき地医療拠点病院として地域の医療機関の支援 ⑤救命救急センター ・ドクターへりの運航開始（H23.3.16～） ・ドクターへりの地上ヘリポート及び格納庫の整備による運航時間の延長、連航の効率化（H24.5） ⑥こころのサポートセンター ・身体合併症の対応力向上 ・児童・思春期の入院病床確保 ・精神科救急医療事業の強化	県の中核病院としての政策医療、高度医療の展開 ・医療の高度化・専門化への対応 ・若手医師の確保	経営安定化をステップとして、「新中期計画」（H25～H27）に基づき、6つのセンター機能の充実及び新たな医療機能の整備を図っていく。		
(2)教育・研修機能の充実 (専門医の研修・輩出拠点としての機能強化)	初期臨床研修医が定員に満たない状況 (県内の状況) ○若手医師の減少 ○医師の地域偏在、診療科偏在	臨床研修指定病院（管理型）として研修医（初期・後期）を受け入れている。 FMRC（欧洲型ドクターカー）の導入（H22.8）、ドクターへりの運航開始（H23.3）などにより、救急医の教育・研修施設としての付加価値が高まった。	指導医・専門医の確保 ・教育・研修施設としての魅力ある環境整備 (県内の状況) 若手医師の専門医志向、キャリア形成志向に対応可能な病院が県内に少ない。	高度救急医療・専門医療を担う医師の研修・輩出拠点としての機能強化（後期臨床研修の質の向上） ・指導医・専門医の育成・配置 ・教育・研修施設としての付加価値の増大 ・臨床研修機関として「高知医療再生機構」と連携した学生の受け入れ		
(3)災害時における拠点機能の充実	基幹災害拠点病院として災害医療研修を実施している	県内の医療従事者、救急救命士等を対象とする災害医療研修を実施してきた。 ・災害医療団上演習（H21～） ・高知DMAT研修（H20～）	訓練等による広域的な支援に対応できる体制の構築・維持 ・広域的な支援に必要な資機材の整備	災害発生時に求められる拠点機能の充実を図る。 ①災害医療研修の維持 ②災害医療に從事する職員の資質の向上・維持 ③災害発生時に広域的な医療救援活動支援を行える体制の整備・維持		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【 課名:県立病院課 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿							
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末) (概ね10年先)	中長期的な視点 (概ね10年先)	
V 地域の中核病院としてのあき総合病院の機能充実													
1. 安芸病院と芸陽病院を統合し、二次救急医療などの機能を備えた地域の中核的病院(拠点病院)として整備を図る。	旧安芸病院は、医師不足などの影響から、地域の中核的病院としての役割を果たすことができなくなってきた。 旧芸陽病院は唯一の公立精神科病院だが、立地場所から全県を対象とした精神科領域の政策医療への対応が課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ●新病院の整備(建て替え) <ul style="list-style-type: none"> ○新芸病院と芸陽病院を統合し、地域の中核病院として整備することとした。(全県を対象とした精神科領域の政策医療は、高知医療センターに移管する。) 1. 「新安芸・芸陽病院整備の基本的な考え方」の策定(H20.6) 2. 「安芸地域県立病院(仮称)整備の基本方針」の策定(H21.1) 3. 地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H21.11) 4. 基本設計の作成(H22.3) 5. 院内に設置した「建設委員会」で新病院の設計等について議論を実施(20回開催) 6. 地元説明会の開催:安芸市、田野町(中芸)、室戸市(H22.5～6) 7. 本体工事等にかかる12月補正予算(債務負担行為)の譲決(H22.12) 8. 病院本体Ⅰ期工事契約(H23.3) 9. 地元説明会の開催:安芸市(H23.4) 10. 病院統合に係る運営システム等構築支援委託業務契約(H23.7) 11. 津波対策のための設計等の見直し(9月補正予算) 12. 津波対策補正予算の譲決(H23.10) 13. 津波対策のための病院本体Ⅰ期工事変更契約(H23.10) 14. 津波対策についての地元説明会開催:安芸市(H23.10) 15. 病院統合に係る条例改正議案を議決(H23.12) <ul style="list-style-type: none"> ・新名称:高知県立あき総合病院 ・病床数:348床(一般230床、結核28床、精神90床) 16. 病院統合を行なうあき総合病院として診療開始(H24.4) 17. 新地震想定に基づく構造解析業務を委託(H24.6) 18. I期工事(精神科病棟)完成 ●中核病院としての医療機能の再構築 <ul style="list-style-type: none"> 1. 県立病院改革プランの策定(H21.3) <ul style="list-style-type: none"> ・県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)要素を作成(H23.12) 2. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) 3. 県立病院改革プラン改訂版の策定(H24.3) <ul style="list-style-type: none"> ①医師の確保 <ul style="list-style-type: none"> ②良質で安全な医療の提供 <ul style="list-style-type: none"> 1)救急医療の充実 2)がん治療・緩和ケアの充実 3)地域医療連携の推進 4)新たな施設基準の取得 5)職員研修の計画的実施 6)地域住民との連携促進 7)接遇の向上 ③経営の健全化 	<ul style="list-style-type: none"> ○新病院の着実な整備 <ul style="list-style-type: none"> ○新病院に向けた体制等を検討するための推進体制を構築し、具体的な検討を開始する 新病院の運営システムの検討 <ul style="list-style-type: none"> 〈検討項目〉 <ul style="list-style-type: none"> ・各部門の運営マニュアルの策定 ・薬品など物品管理体制(物流システム) ・医療情報システム ・医療機器整備計画 ・組織・定数 ・患者移送計画 等 ●安芸保健医療圏において二次救急など地域の医療を支える中核病院としての機能の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ○県立病院改革プランのPDCA ○医師に対する医師派遣の継続要請 <ul style="list-style-type: none"> ○知事部局の医師確保対策部署や高知医療再生機構と連携しながら、高知大学医学部学生へのアプローチ、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘に取り組む。 ○経営健全化推進委員会からの指導・助言 ○新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議) 										
2. 安芸保健医療圏地域医療再生計画により、病院GPの養成拠点として整備する。	若手医師の県内定着に向けたキャリア形成のひとつとして、病院GPが求められている。 病院GPとは、地域で必要とされ、かつ地域の医療機関や専門医との連携により、多くの疾患に幅広く対応できる総合的な診療能力を備えた医師 ※GP: General Practitioner (一般開業医)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 安芸保健医療圏地域医療再生計画で、新病院が病院GPの養成拠点として位置づけられた(H22.1) 2. 病院GP養成研修に係る検討会設立準備会の開催(H22.2) 3. 安芸病院アクションプランの策定(H22.3) <ul style="list-style-type: none"> ・「病院GP養成」を盛り込む 4. 病院GP養成プログラム検討委員会の設立(H22.4) <ul style="list-style-type: none"> (委員会開催 H22.5、H22.7、H22.8) 5. 安芸病院で勤務する医師との共通認識の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・高知大の医師と安芸病院の医師代表などで意見交換(ペクトル合わせ)を実施した(H22.8) ・安芸病院医局会開催(H22.9) 6. 大学教授など主要メンバーによる協議を実施 (H22.11) 7. 新病院長の就任(H23.4)後、14回にわたって、高知大、医療再生機構等、関係者と協議を実施 8. 病院GP養成研修の中心的役割を担う医師が着任し、具体的な検討を開始(H24.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の着実な実行 <ul style="list-style-type: none"> ○高知大学医学部、健康政策部、高知医療再生機構との連携 ○病院GP養成プログラムの策定 <ul style="list-style-type: none"> →プロジェクト検討会(仮称)で議論を行う ○指導医の確保 <ul style="list-style-type: none"> →高知大、自治医大の関係者と協議する ○学生への周知 <ul style="list-style-type: none"> →高知大と協議・連携のうえ、広報活動を行う ○指定基準クリアに向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ○研修プログラムの策定 										



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民とともに医療環境を守り育てる～】

【課名：県立病院課】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	目標達成のための課題	これからの対策	対象者 区分・年齢	目標すべき姿					
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末) (概ね10年先)
VI 地域の中核病院としての機能充実											〇地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実
		<p>1.これまでの機能の維持に加えて、幅多保健医療圏内の病院や診療所の医療を支援する機能や、がん診療や救急医療などにおける地域の中核的病院としての機能の充実を目指す。</p> <p>〇地域の中核的病院として、幅多保健医療圏でほぼ完結できる医療の提供（<u>入院患者・圏域内受療率</u>）(H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多 88.6% → ほぼ圏域内で完結している ・中央 98.5% ・安芸 59.4% ・高帽 59.7% <p>〇事実上、圏域唯一の救急病院として、ヘリポートやICUを設置し、24時間365日体制で救急患者の受入れを行ない、地域の救命救急センター的役割を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車受入件数:2,648件(H22)、2,589件(H23) ・救急搬送件数:70,496、延患者数1,028名(H22) ・ヘリポート使用件数:27件(H22)、32件(H23) ・ICU(4床)稼働率70.4%、延患者数1,052名(H23) <p>※H24.4から6月で運用</p> <p>〇NICUの病床を設置し、圏域唯一の分娩取扱い病院として、ハイリスク母体・胎児及び新生児を常時受け入れ、母体・胎児及び新生児の集中管理を行う医療機関としての機能を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩件数:414件(H22)、418件(H23) ・圏域内分娩率:93.2% (H17) ・NICU的病床(6床) <ul style="list-style-type: none"> ・稼働率 63.3%、延患者数1,387名(H22) ・稼働率 44.3%、延患者数 973名(H23) ・母体搬送受入件数:3件(H22)、6件(H23) <p>〇急性期病院として、心臓血管外科手術など高次医療が必要で発生頻度が低い症例を除く、手術全般に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間手術件数:1,988件(H22)、2,074件(H23) <p>〇地域連携室を設置し、紹介予約の受付や転院調整等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介患者率:34.7% (H22)、36.0% (H23) ・逆紹介患者率:21.3% (H22)、21.2% (H23) <p>〇地域連携クリニカルバスを導入し、地域の医療機関と連携した診療を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携先医療機関数:13施設(H22)、22施設(H23) ・連携バス使用件数:409件(H22)、661件(H23) <p>〇地域医療連携システムを導入し、電子カルテ情報を地域の医療機間に公開。(H22.3) <ul style="list-style-type: none"> ・参加医療機関数:3施設(H22.8)、27施設(H23.3) </p> <p>〇がん治療については、外科的治療(手術)に加えて、放射線治療や化学療法にも対応しているが、専門医確保の問題などから、国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」の指定は受けっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内がん入院患者受療率:77.5% (H17) ・がん入院患者数:892件(H22)、1,085件(H23) ・がん手術件数:437件(H22)、457件(H23) ・放射線治療件数:1,764件(H22)、2,399件(H23) ・外来化学療法件数:2,201件(H22)、2,104件(H23) <p>〇地域がん診療連携拠点病院指定に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県がん診療連携推進病院(準する病院)に指定。(H23.4) ・外来化學療法室に専任の看護師2名を配置。(H23.4) ・診療情報管理士1名を採用。(H23.4) ・地域住民への啓発を目的として、幅多ふれあい医療公開講座を開始。(H23.4～) ・がん患者対象のセカンドオピニオン外来を開始。(H23.5) ・地域がん診療連携拠点病院に指定(H24.3) <p>●医師の確保</p> <p>〇皮膚科の常勤医不在を解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23.4 常勤医確保→H23.8 2名体制に復元 <p>〇高知大の協力型病院として、医師の臨床研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期研修医:2名(H22)、2名(H23)、4名(H24) ・学生実習生:47名(H21)、40名(H22)、41名(H23) <p>〇救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲出(H22.10) ・院内広報紙への掲載(H22.9～10月号) ・四万十市及び宿毛市広報への掲載(H22.12月号) ・時間外の受診相談用電話の設置(H23.6) <p>●健全経営の維持</p> <p>〇県立病院改革プランの策定(H21.3)</p> <p>〇県立病院改革プラン改訂版(第4.5期 経営健全化計画)を策定(H24.3)</p>	<p>〇地域がん診療連携拠点病院としての体制の充実</p> <p>〇医師の確保が困難となる中、地域の中核病院としての機能維持が厳しくなっており、これまで以上に医師の定着・確保に向けた取り組みを進めていく。</p> <p>〇地域連携の機能充実に向けて検討を行う。 〇「しまんとネット」の利用拡大</p> <p>〇高知大との連携</p> <p>〇高知大に対する医師派遣の継続要請</p> <p>〇医師不足の中でも、救急医療や急性期医療など病院が期待されている機能を維持していくために、地域との機能分担をより一層推進していく必要がある。</p> <p>〇救急外来の適正利用(いわゆるコンビニ受診の自粛)に向けた啓発活動を実施する。</p> <p>〇改革プランの着実な実行</p> <p>〇経営健全化推進委員会からの指導・助言</p> <p>〇経営コンサルタントの導入検討</p> <p>〇新たな経営管理体制の施行(経営幹部会議)</p>	<p>H24</p> <p>H25</p> <p>H26</p> <p>H27</p> <p>H28～H33</p>	<p>〇地域がん診療連携拠点病院など地域の中核病院として、幅多保健医療圏でほぼ完結できる医療を提供</p> <p>〇医療機関、介護サービス事業者に加えて調剤薬局にも拡大(H25年度末目標:30施設)</p> <p>〇「しまんとネット」の運用と機能充実</p> <p>高知大に対する医師派遣の継続要請</p> <p>啓発活動の実施</p> <p>時間外受診件数(11月累計) H24 7,260件(H23比較▲1,037件)</p> <p>〇単年度黒字の達成(H27年度)</p> <p>県立病院改革プランの実行</p> <p>経営健全化推進委員会からの指導・助言 ▼H24.6.22開催</p> <p>改革プランの見直しに合わせて委員会を改選</p> <p>経営幹部会議の開催</p>						

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:地域福祉政策課 】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	目標すべき姿				
					H24	H25	H26	H27	H28~H33 短期的な視点 (平成27年度末)
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査17年→22年) ・人口796千人→764千人 (▲32千人) ・高齢化率25.9%→28.8% (+2.9%)	◆民生委員・児童委員の活動支援 ○活動費の助成の拡充 ○活動ジャンバーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 (体系的研修の実施:H23の状況) ・会長研修(9/27 163名参加) ・中堅研修(6/29~30 172名参加) ・新任研修 1年目研修(H24.2.20 28名参加) 2年目研修(11月~12月 6箇所 402名参加) 3年目研修(H23.9.1 31名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~8月 1,861名参加) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高知会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 高知医療生活協同組合 ※各地域で市町村社(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.1)と活用 ・集落の減少(H7→H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の集落の割合58%) ・高齢単身世帯の増加 (H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯)	○地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ○民生委員・児童委員活動の温度差 ○民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員をサポートする体制づくりへの支援 ⑤地域見守りネットワークの拡大 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知 ○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ⑦民生委員・児童委員を対象とした体系的な研修の充実・強化(会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修等) ⑧活動ハンドブックの活用による活動支援(再掲) ○民生委員・児童委員活動の周知 ⑨活動ジャンバーの活用による活動のPR ⑩県の広報媒体の活用による活動のPR ⑪民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲) ○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員・児童委員活動の周知	民生委員・児童委員活動の充実 ○活動しやすい環境づくり ①活動に対する効果的な助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 ③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員をサポートする体制づくりへの支援 ⑤地域見守りネットワークの拡大 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知 ○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ⑦活動ハンドブック等を活用した、研修の実施に伴う知識・技術の向上による、地域でのニーズに対する迅速な対応 ○会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修など、体系的な研修の実施 ○民生委員・児童委員活動の周知 ⑩県民や学校関係者への民生委員活動の周知による、民生委員・児童委員活動への協力に対する機運づくりの推進 ○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり等を通じた民生委員・児童委員の確保	○活動しやすい環境づくり ①活動に対する効果的な助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 ③民生委員・児童委員定数等に応じて助成 ④活動ハンドブックの内容の見直し(H25.12) ⑤地域での連携の強化 ○研修の充実強化を図ることにより、民生委員・児童委員の方々が、自らのステージに応じて必要な知識・技術を着実に身につけることができるようになり、多様化・複雑化する地域のニーズに対し、迅速に対応できつつある。 ○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まっている。				
1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1)地域で支え合う仕組みづくり	[2年目研修] 6地区で実施 ・安芸地区(11/4) ・中央東地区(11/9) ・中央西地区(11/30) ・幡多地区(12/7) ・幡北地区(12/9) ・須崎地区(12/14)	●H24年度助成額 121,488千円	●H25年度助成額 121,488千円	●H26年度助成額 121,488千円	●H27年度助成額 121,488千円	●H28~H33年度助成額 121,488千円	●H24年度助成額 121,488千円	●H25年度助成額 121,488千円	●H26年度助成額 121,488千円

【 課名:地域福祉政策課 】

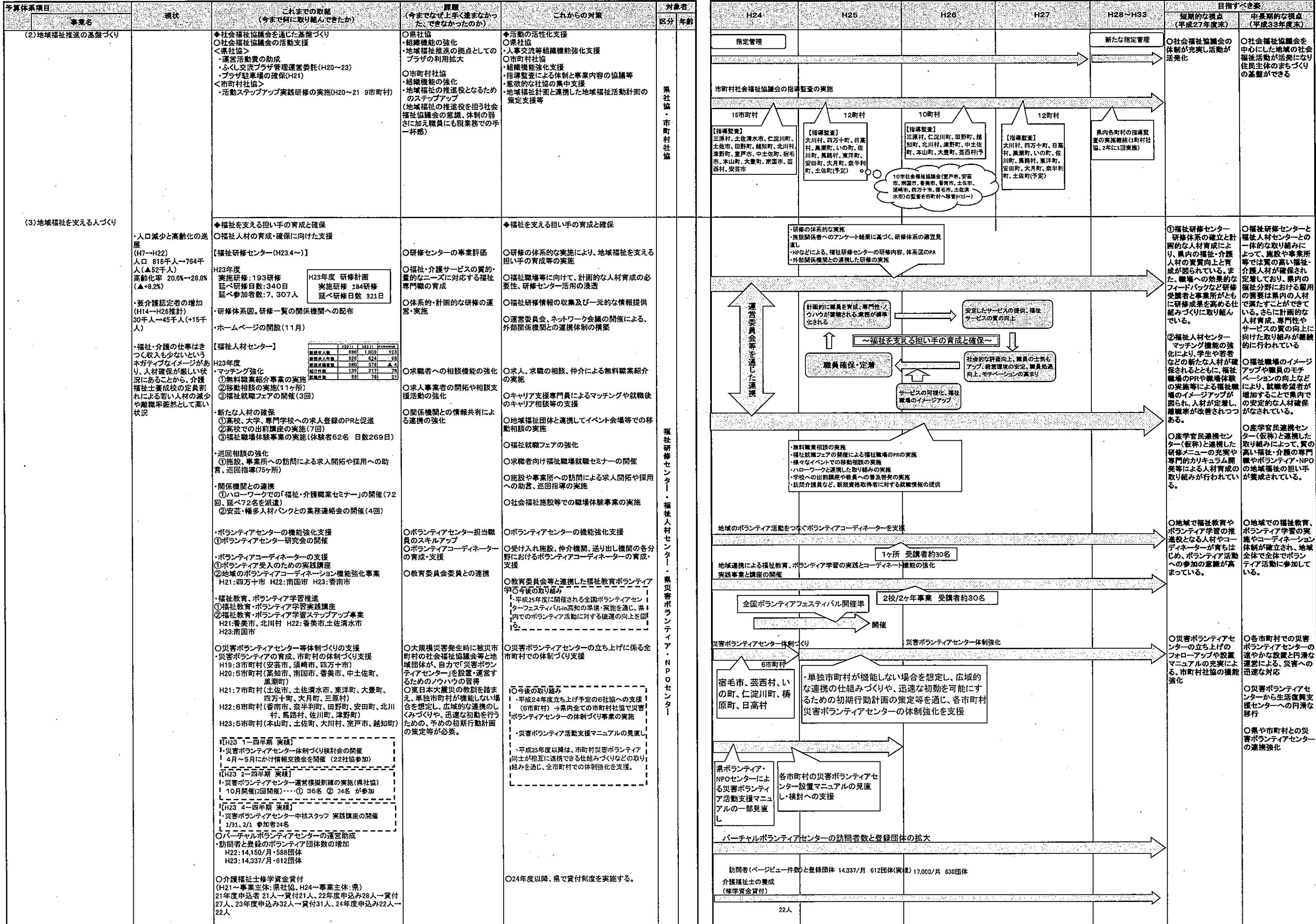
予算体系項目 事業名		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかつたかでできなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
I ともに支え合う地域づくり					県民 市町 村	●「地域福祉アクションプラン」や「あつたかふれあいセンター」など地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築につなげるための支援	●「地域福祉アクションプラン」や「あつたかふれあいセンター」など地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築につなげるための支援	■住民同士がつながり、地域コミュニティを活性化 ■地域全体で見守り、支え合う「見守りネットワーク」の構築	■住民同士がつながり、地域コミュニティが活性化するための支援	●「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」による支援 ●「地域の支え合いの再構築」の実現へ ●地域福祉支援計画策定(2期計画) ●地域福祉支援事業費補助金の活用等による実践支援 ●地域支援戦略会議の実施 ●市町村及び市町村社協に対する計画的かつ、具体的な戦略に基づいた支援体制の確立。 ●アドバイザーによる市町村支援についてのサポート ●トップセミナーの開催 ●「地域福祉推進実践講座」 ●市町村が地域福祉を推進するため、具体的な手法について専門家から学ぶ講座の実施 ●「孤立死・孤獨死対策」「第2のセーフティ外の構築」 ●地域福祉支援計画策定(2期計画) ●地域福祉支援計画の見直しを行い、新たな支援目標を整理する ●地域包括支援ネットワークシステムの構築 ●地域ケア会議の開催への支援 ●小地域ケア会議の開催地域の拡大 ●地域の拠点を中心に地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築の推進 ●地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催 ●ネットワークシステムの必要性について学ぶ機会を持つことで、仕組みづくりを進めていく。(年間2回程度を予定)	○高知県地域福祉支援計画見直し =2期計画の策定 ○全市町村で市町村地域福祉計画、市町村協力地域福祉活動計画が一括的に策定されている ○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)ができている ○全市町村において、地域福祉の拠点を中心とした地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。	○計画のもと地域で住民も参加した話し合い、ネットワークの形成が図られ地域の支え合い活動が活性化している ○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)ができている
1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり	◆地域活動の基盤となる地域福祉計画及び、地域福祉活動計画の策定が進んできた。 ○高知県地域福祉計画策定令H23策定 ○市町村地域福祉計画策定率77%(33市町村) ○市町村社会福祉活動計画策定率97%(33市町村) (1)地域で支え合う仕組みづくり いすれも、H25.3月末現在 ・地域福祉支援計画の策定(H23.3月) ・地域福祉計画策定支援 ・H21年度までに策定(6市町村) ・H22年度策定(0市町村) ・H23年度策定(17市町村) ※2期計画策定(室戸市、土佐清水市)除く H24年度策定予定(10市町村) H25年度策定予定(1町) ・地域福祉活動計画策定支援 ・H21年度までに策定(6社協) ・H22年度策定(2社協) ・H23年度策定(15社協) ※2期計画策定(佐川町)除く H24年度策定予定(9市町村) ※2期計画策定(佐川町)除く H25年度策定予定(1町) ・地域福祉計画及び活動計画策定にむけた研修会の開催 ・H22年度・2回(6月、10月) ・H23年度・2回(5月、10月) 市町村主体の研修会開催への支援1回(7月) ・地域福祉計画の実践に向けた支援(24年度) 地域福祉(活動)計画実践研修会(1/7) ・トップセミナーの開催 H24年度・1回(12/4) ◆地域福祉アクションプランの策定支援の体制強化 ・地域福祉アクションプラン策定及び実践活動を支援する県社協への取り組みへの助成及び職員の派遣 H23年度から県職員2名を県社協に派遣 ◆地域包括支援ネットワークシステムの構築 (H23年度) ・地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催(6回) ・地域包括支援ネットワークシステム研修会の開催(2回) (H24年度) ・地域包括支援ネットワークシステム説明会(7/9) ・地域包括支援ネットワークシステム研修会(11/14)	◆支え合いの地域づくり(地域福祉計画等の推進) ・支え合いの仕組みづくりの支援(H18~20) ・モデル5地区 (室戸市、仁淀川町、猪原町、黒潮町、四万十市西土佐)	○多くの市町村で策定された地域福祉アクションプランを「結びに描いた餅にしないことが重要」 ・新たな支え合いによる地域づくりの推進 ・地域福祉アクションプランに基づく、地域の支え合いの意図的な再構築の実現 ・地域の支え合いの弱まり、生活課題の深刻化(社会的孤立等)への対応									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿						
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (既ね10年先)
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→22年) ・人口816千人→764千人 （▲52千人） ・高齢化率20.6%→28.8% （+8.2%）	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～) H21～22市町村28箇所(新規雇用76人) H22～30市町村39箇所(新規雇用113人) H23～31市町村40箇所(新規雇用121人) H24～27市町村35箇所(雇用人数129人)	○集いの場づくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる「小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)」としての活動にまで至っていないところが多い。	◆あつたかふれあいセンターの整備促進	○集いの場づくりに終始し、相談や訪問活動などをきめ細かく行う機能面の充実や、地域ニーズを把握し柔軟に対応できる「小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)」としての活動にまで至っていないところが多い。	市町村・県民	◆全市町村での取り組みを進める				53ヶ所で実施	○サテライトを含めて旧市町村単位(平成の合併前53ヶ所)で取組が実施されている	○県下全域であつたかふれあいセンターを拠点とした新たな官民協働の支え合い活動が継続的に行われる
(1) 地域で支え合う仕組みづくり	[H22] ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11、10/19、12/6) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、11/29) ・事業分析にあたってのデモ版を5ヶ所で実施(宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み照会(7月) ・あつたかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) ・事業分析利用者調査実施(8月、12月) ・事業分析中間報告(11/15) ・事業分析調査研究報告書(2/28) ・福祉保健所地域支援室ごとの協議(1/7～2/4、3/8～16)	[H23] ・厚生労働省への政策提言(5/19、6/10、10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察(8/4、7) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、1/5～11) ・新あつたかスキーム案財政協議及び市町村への概要説明 ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/3、4、9/20、21) スキルアップ研修 (子弟支援11/24、25、障害者支援12/8、9) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/25、7/3再放送) 地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) 安芸WHC管内あつたか活動報告会(12/17) とびだせ!!ヘルプマン!(12/24土佐町) ・福祉保健所地域支援室との戦略会議(5/13～20)	[H24] ・厚生労働省への政策提言(5/14、5/11) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(6/6) ・あつたかふれあいセンターの広報 広報特別番組(6/23、7/1再放送) ・福祉保健所地域支援室、県社協との地域支援戦略会議(7/12～20) ・あつたか人材育成研修 地域福祉コーディネーター養成研修(8/29,30、10/3,4) スキルアップ研修(子弟支援:11/8、障害者支援: △H24から県単独事業として継続実施 ・3年間の成果を踏まえて機能を強化 (必須機能) H23まで⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 H24から⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」	○全国発信に向けた制度提案 ◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ・3年間の成果を踏まえて機能を強化 (必須機能) H23まで⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 H24から⇒「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」	○全国発信に向けた制度提案 ◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供		◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	◆人材育成に向けた取組 ⑥研修機会・情報の提供	○国への政策提言による新たな制度化の実現	○国への政策提言による新たな制度化の実現
	[H25] ・あつたかふれあいセンターの運営委員会の充実 ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ③地域住民が参加した「あつたかふれあいセンター運営委員会」の充実 ④地域包括支援ネットワークシステムの構築 ・あつたかふれあいセンター等の地域福祉の拠点を中心とした、地域住民や専門職との連携の仕組みをつくっていく	[H26] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆取り組みの充実強化・拡充に向けたフォローアップ ①事業内容の充実強化・拡充に向けた支援 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など	[H27] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など	[H28～H33] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けられ、さらに全体的に「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。 また、「泊り」「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けられ、さらに全体的に「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。 また、「泊り」「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。							
	[H27] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など	[H28～H33] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けられ、さらに全体的に「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。 また、「泊り」「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けられ、さらに全体的に「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。 また、「泊り」「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。									
	[H28～H33] ・モデルとなる取組を参考に、それとの熟度をあげて取組を広げていく ◆官民協働による仕組みづくり ②あつたかふれあいセンター推進協議会の充実 ◆新たな事業展開の実施が必要とされる機能の前方展開を検討していく。 ⇒「泊り」「移動手段の確保」「配食」など												

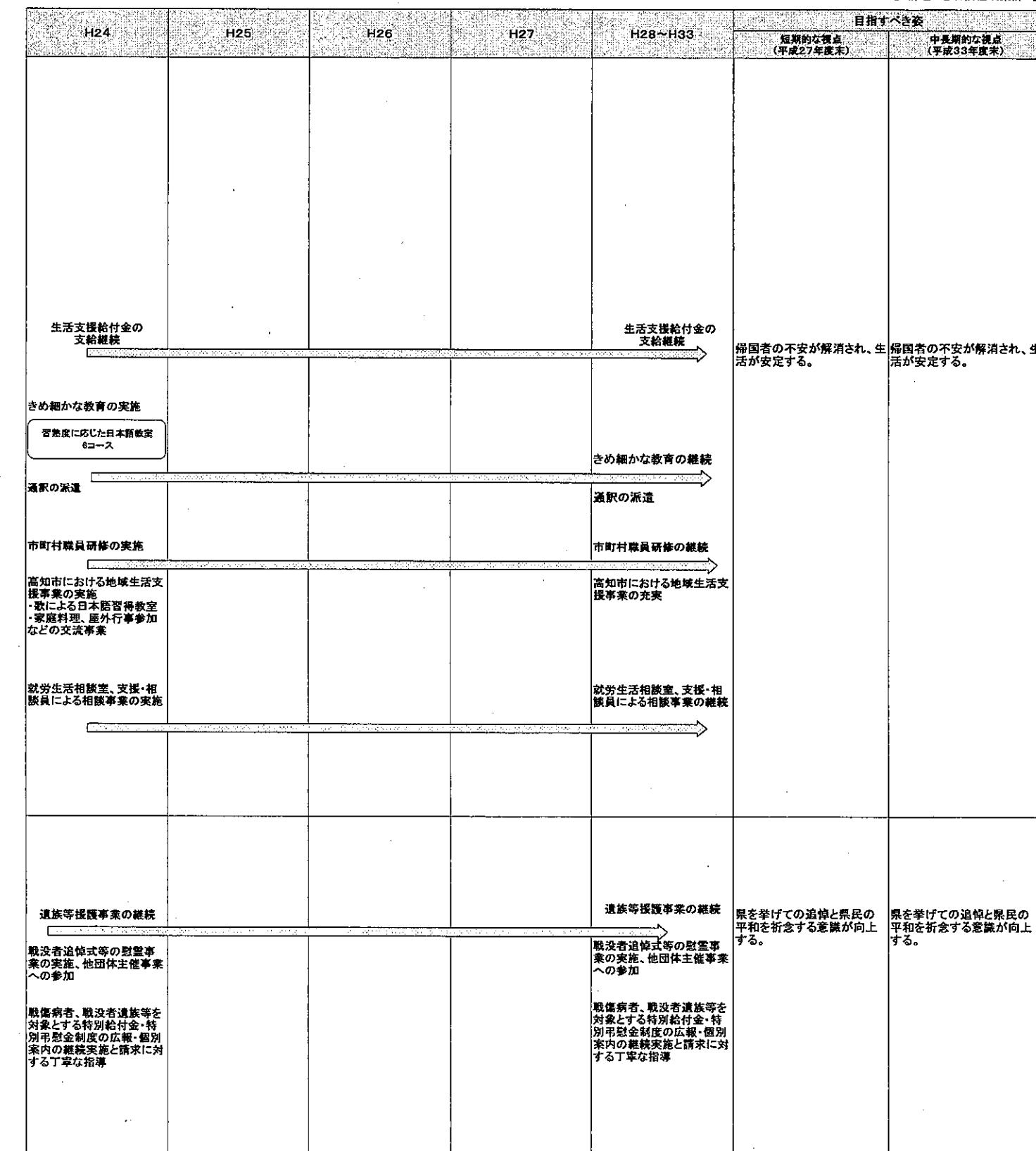
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 複数:地域福祉政策課 】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何がうまくいかなかったのか)	これからの対策 区分	対象者 年齢					
					H24	H25	H26	H27	H28～H33
(4) 遺家族等の援助対策									
○中国残留邦人 67人 中国からの帰国時ににおける年令が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 (H24.4.1現在) 居住地:高知市54人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人、四万十町1人(平均年齢74歳) (参考)支援の対象となる国養同伴帰国した親族 約90名 ◆収入や資産形成が不十分 ◆社会への適応が不十分 ①日本語が不自由な方が多い。	◆中国帰国者の生活支援 国の援助対策を基本にした支援								
②市町村役場のサポートが不十分 ③就労問題、生活上の問題がある。	・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4) ・日本語教室の開催 潮江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中、上級 横浜教室 初級 計3教室 合計6コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10) 市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)	帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要 市町村職員の残留邦人にに対する理解が十分と言えない	生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健局において支給 日本語講師(十ボランティア)による個人ごとの習熟の程度に応じた、きめ細かな教育の継続	中国残留邦人(高齢者) 63～96					
◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 (H24.5現在) ・(財)高知県遺族会 正会員(男) 761人 準会員(子等) 5,481人 ・(財)高知県傷痍軍人連合会 (H24法人解散予定) 会員 75人 ・高知県軍恩連盟 (H24解散予定) 会員 1,484人	◆戦傷病者、戦没者遺族等援護(H24年度) ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者88名 ・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者約700名 ・沖縄「土佐之塔」慰霊祭へ参列 11/19 参列者32名 ・団体等慰霊祭へ参列 護国神社慰霊祭 (4/2, 11/2) 2回 海洋会等団体主催 9回 市町村等主催 44回 ・援護団体へ事業費助成 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 15名 戦没者遺族相談員23名	関係者の高齢化に伴う来訪者及び行事等参加者の減少 高齢化により特別弔慰金等の請求行為が十分でない方がいる。	遺族等援助事業の継続 ・戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加を継続 ・戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導						



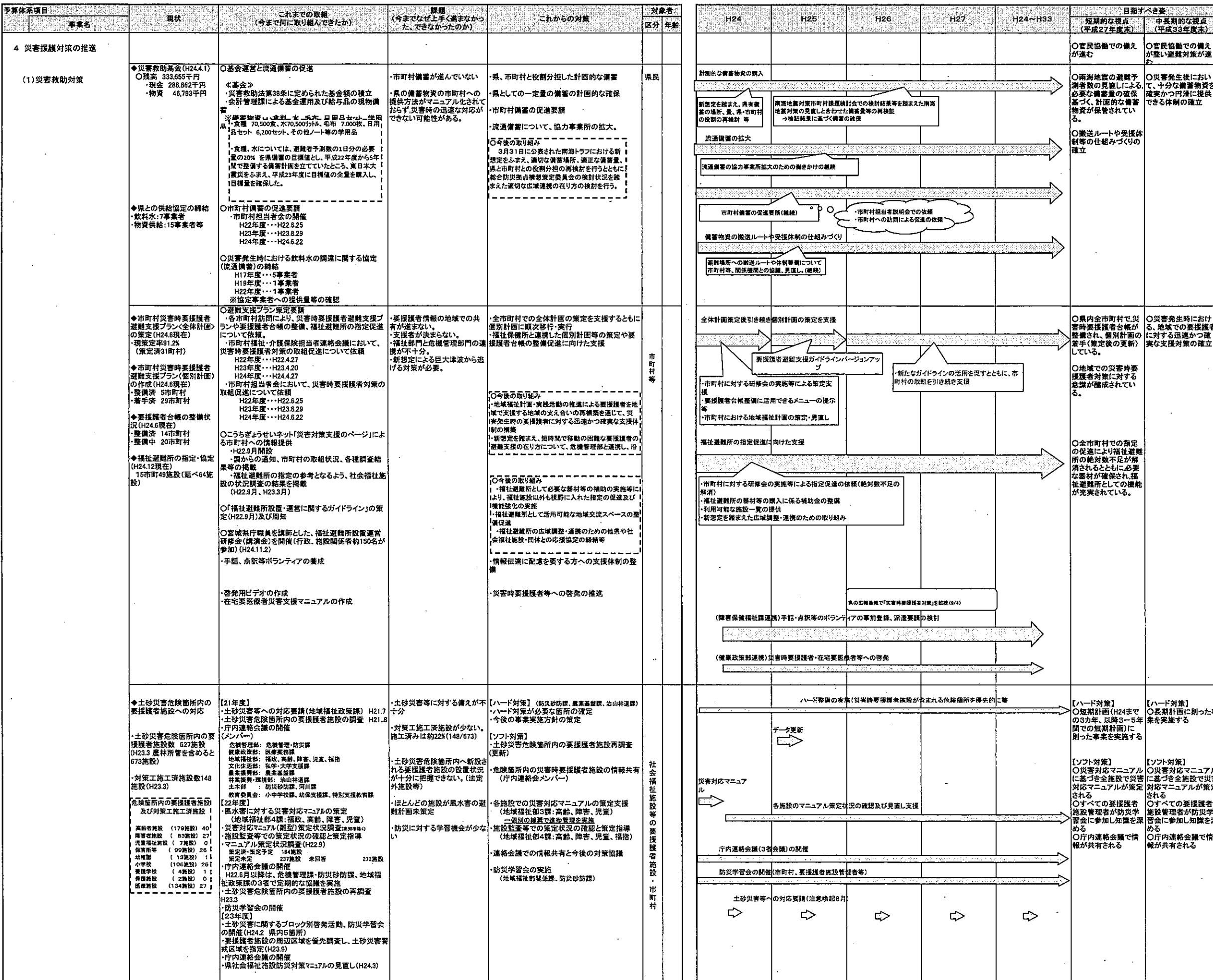
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかったのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	H24	H25	H26	H27	H24～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
3 セーフティネット施策の充実・強化												
(1)低所得者等の生活支援の充実・強化	◆生活保護世帯数(県内) H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,535世帯	◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援) ○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円 H23貸付決定 475件 331,977千円 ・高知県生活福祉・就労支援協議会 H22.5.31 H23.5.23 H24.5.28 「生活福祉資金窓口の各市町村に相談員10名を配置」 〔高知市2名〕 ・県社協窓口に貸付相談員を配置(1名)	○制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間がかかる ◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化 【今後の取り組み】 ・国の相談体制への支援が補正予算によりH24も継続となったため、H24も引き続き生活福祉資金の窓口、相談体制の強化をはかっていく。	県社協・市町村社協						○制度が十分に周知されるとともに円滑で迅速な対応が図られる	○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる	
		※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ										
		○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人 H23契約 123人	◆成年後見人制度への移行	◆利用者により近い市町村社会福祉協議会が主体となって実施する体制への移行 ◆市町村社協における法人後見人受任等を含めた検討								
	○高知刑務所 全入所者数:370名 うち、高齢者 又は障害者:88名 うち、受入先がない者:33名 (H23.11高知刑務所調査)	◆地域生活定着支援事業 ○地域生活定着支援センターの運営委託 H23.6.1センター開設 ・コーディネート支援 4件 ・フォローアップ支援 1件 ・相談支援 9件 (H24.3.31現在)	○矯正施設退所者への円滑な福祉支援の提供 ◆関係機関等の恒常的な連携の構築 ・運営推進委員会(効果的な運営を協議) ・連絡協議会(実務者レベルの支援全体の協議) ・合同支援会議(個別ケースの支援協議) ◆センターの周知 ・広報活動	矯正施設退所者								
	○H22年度の高知刑務所退所者で、高齢または障害で受入先がなかった者:16名 (H23.11高知刑務所調査)											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:地域福祉政策課】



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今後何に取り組むべきか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進	<p>☆高齢者人口は増加しているが、二次予防事業への参加者は減少(H21～H22(国調査))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口 217千人→218千人 ・二次予防事業対象者数 4,099人→4,313人 ・二次予防事業参加者数 477人→442人 <p>☆二次予防事業では、運動機能向上プログラムの取組が中心となっており、栄養改善や口腔機能向上等も含めた複合プログラムに取り組む市町村が増加(H21→H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上 21保険者→17保険者 ・栄養改善 1保険者→1保険者 ・口腔機能向上 3保険者→2保険者 ・複合プログラム 5保険者→11保険者 <p>☆身近な地域における介護予防の取組は広がりつつあるが、取組方針を明確にしていない市町村がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23住民主体の取組 →27保険者で実施(956箇所) ・地域リーダー養成 →19保険者、2,743人(累計) ・地域リーダーフォローアップ →12保険者で実施 <p>～市町村ヒアリングより～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の取り組み箇所数は増えたが、何箇所になれば十分なのかわからない。 ・地域リーダーの数は充足してきたが、実際活動してくれる方は少ない(活動率が低い)。 ・地域リーダーの活動が長続きしない。 ・地域リーダーも高齢化している(若い世代への引き継ぎ困難)。 	<p>・市町村ヒアリングにて個別課題を把握</p> <p>・福祉保健所と協議し圏域課題を整理</p> <p>・圏域課題に応じて介護予防推進連絡会議を開催</p> <p>【介護予防の効果を明確化】 →高知大学に委託し、モデル市町村(高知市・津野町)における介護予防効果を検証</p> <p>・介護予防に取り組むことで、身体機能に加え生活機能も向上 「気持ちが明るくなった」「友達ができた」等々</p> <p>・運動だけではなく、口腔も併せて実施した方が生活機能の改善が多い等々</p> <p>【効果的なプログラム(複合プログラム)】 ・モデル市町村(津野町)において、運動器の機能向上に栄養改善、口腔機能向上を併せたプログラムを検討</p> <p>【介護予防手帳の作成と活用】 ・介護予防の必要性や効果的なプログラム、効果検証結果等を掲載(参加者・リーダー用)</p> <p>・民生委員・児童委員への配布</p> <p>・老人クラブ連合会との連携 モデル老連(室戸市、南国市、香南市、土佐清水市、田野町、いの町、津野町)にて介護予防リーダー養成を実施</p> <p>☆介護予防手帳の活用状況 （参考） ・各自に介護予防手帳を作成3市町(安芸市、東洋町、黒潮町) ・県の介護予防手帳を活用:9市町村(高知市、室戸市、南国市、土佐市、土佐清水市、佐川町、横原町、三原村、大月町) ・県の介護予防手帳を活用:2町(中土佐町、津野町)</p> <p>【介護予防の推進に関する評価検討会の設置】 ・効果的な介護予防の実施等に関する協議</p> <p>【介護予防実践講座の実施】 ・圏域ごとに、地域リーダー養成を支援</p> <p>【介護予防広報番組の制作放送】 ・市町村の取り組みをTVで紹介</p> <p>【介護予防従事者研修会の実施】 ・市町村職員対象研修</p> <p>☆取り組みの少ない口腔機能向上や、認知症予防をテーマに研修会を実施</p> <p>・運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識・技術の提供が必要</p>	<p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】 広域(圏域ごと)での支援体制整備 ①介護予防推進連絡会議の開催</p> <p>・課題に対する計画立案等、具体的なプロセスへの支援が必要</p> <p>・運動器の機能向上だけではなく、複合的に介護予防に取り組む必要がある。</p> <p>【介護予防手帳の活用】 ・地域リーダー数は増加してきたが、活動率が低い。 * 高知市調査→実際に地域活動に従事している割合は約4～5割</p> <p>・地域リーダーが継続的に地域で活動できるような支援が必要</p> <p>【介護予防の普及・啓発】 ④介護予防広報番組</p> <p>・高知市調査→介護予防事業参加者は高齢者人口の約1割</p> <p>【介護予防の普及・啓発】 市町村の取り組みや、介護予防のポイント等について、マスコミを通じて広く広報</p> <p>* 9/2～11/25 「かわいい笑顔にざぶとん1枚2」 平均視聴率13.9%</p> <p>⑤介護予防手帳の活用</p> <p>・「口腔機能向上カレンダー」など、具体的な取組の参考になる内容を追加するとともに、市町村ごとのカスタマイズを支援</p> <p>* 12月21日 手帳追加分完成 1月～ 配布予定</p> <p>⑥従事者研修</p> <p>・口腔機能向上等、介護予防に関する知識や技術の普及を目的として研修会を実施</p> <p>* 8/8 市町村職員対象研修 1/6 安芸市 2/10,11 高知・幡多 で開催</p>	<p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】 ～広域(圏域)での支援体制整備～</p> <p>①介護予防推進連絡会議(連絡会・研修会等)の開催</p> <p>・ワーキンググループ 2保険者×5圏域</p> <p>住民主体の介護予防の推進(PDCA)</p> <p>・ワーキンググループでの成功事例を県下に普及</p> <p>住民主体の介護予防未実施市町村(2町村)への支援</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※1クール実施</p> <p>リーダー養成未実施市町村(3保険者)への支援</p> <p>全ての市町村において、地域リーダーを中心とした住民主体の介護予防の取組を実施</p> <p>介護予防の普及・啓発</p> <p>④介護予防広報番組</p> <p>既存の広報番組の活用等</p> <p>⑤介護予防手帳の活用</p> <p>・オプションの追加 ・市町村カスタマイズ支援</p> <p>市町村版介護予防手帳(事業参加者の)作成と活用</p> <p>・地域リーダー養成実施市町村(27市町村)で介護予防手帳を活用</p> <p>・地域リーダー養成未実施市町村(3保険者)での活用</p> <p>・民生委員・児童委員、老人クラブ、あつたかふれあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>⑥従事者研修～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p> <p>・口腔機能向上 ※県下3ブロックで開催</p> <p>・口腔機能向上 ※圏域ごとに開催(福祉保健所との連携)</p> <p>認知機能低下予防や栄養改善等、市町村のニーズに応じて研修会を開催 ※中央部(1箇所)で開催</p>	<p>・全ての市町村で、住民主体の介護予防の取組が実施される</p> <p>H23 27保険者 →H27 30保険者</p> <p>・圏域ごとに、課題に応じて市町村を支援する体制が出来る</p> <p>H27 5圏域</p> <p>・複合プログラムに取り組む市町村が増える</p> <p>H23 13保険者 →H27 20保険者</p> <p>・地域リーダー養成を実施する市町村が増える</p> <p>H23 24保険者 →H27 30保険者</p> <p>* 地域リーダー数 H23 2,743人 H27 3,600人以上</p> <p>・県民が身近な場所で介護予防に取り組んでいる</p> <p>・高齢者人口の5%が二次予防事業対象者(国予測) → 約1千人</p> <p>・二次予防事業対象者の3～4人に1人のリーダーを養成 → 約3,600人必要</p> <p>～茨城県の試算を参考～</p> <p>・県民に介護予防の必要性が理解されている</p> <p>・全ての市町村において、介護予防手帳(リーダー) H23 7保険者 →H27 30保険者</p> <p>・介護予防手帳(参加者用)を活用する市町村が増える</p> <p>H23 2保険者 →H27 20保険者以上</p> <p>・ほとんどの介護保険施設で、介護予防に関する知識や技術を持った人材がいる</p> <p>・全ての市町村に、運動器の機能向上以外のプログラムに関する知識や技術を持った人材がいる</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何にとりくんできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目標すべき姿																																
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)																															
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高知県の高齢化率は、全国平均より先行している 高知県 28.4% 全国 23.1% 高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者 百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第1位(H24) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい・健康づくり <ul style="list-style-type: none"> 県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援 ①うちシニアスポーツ交流大会の開催 (H21) 1,045名 (H22) 1,032名 (H23) 1,087名 (H24) 1,292名 *種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣 (H21) 126名 (H22) 123名 (H23) 126名 (H24) 98名 ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで) ④オールドパワー文化展の開催 (H21) 533作品 4,892名来場 (H22) 506作品 4,466名来場 (H23) 471作品 4,398名来場 (H24) 467作品 3,763名来場 ⑤高齢者情報誌「玉手箱」の発行部数:5,000部×4回 ⑥生きがい活動情報の拠点機能整備 ⑦地域生きがい活動推進事業 ・「シニア世代における実態調査」による事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある。 地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない。 生きがいに関する幅広い情報発信、相談機能充実のための体制整備 ホームページの作成 相談機能の充実 →地域の既存の活動とのマッチング 							<p style="text-align: center;">ねんりんピックよさこい高知 2013開催</p> <p>The diagram illustrates the 'Nenrin-Pikku Yosako' campaign timeline from H24 to H33. It starts with 'Sports and hobbies to promote health and a sense of well-being' in H24, followed by 'Promotion of the Senior Sports Exchange Conference and Old Power Culture Fair'. In H25, it focuses on increasing competition participation and supporting coaches and athletes. H26 emphasizes regional support for elderly activities. H27 involves providing information on health and well-being. H28-H33 continue the campaign, with a final push in H33.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に取り組む高齢者が増加する シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展への参加者の増加 	高齢者が生きがいを持っていきいと生活できる																															
	<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>加入率 18.7%</td> <td>16.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村老連数 32</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラブ数 824</td> <td>785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会員数 31,954</td> <td>29,621</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は増えているが、老人クラブ加入者・加入率は減少している 	H21	H22	H23	加入率 18.7%	16.5%		市町村老連数 32	31		クラブ数 824	785		会員数 31,954	29,621		<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブの活動助成 <table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>加入率 18.7%</td> <td>16.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村老連数 32</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラブ数 824</td> <td>785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会員数 31,954</td> <td>29,621</td> <td></td> </tr> </table> 	H21	H22	H23	加入率 18.7%	16.5%		市町村老連数 32	31		クラブ数 824	785		会員数 31,954	29,621		<ul style="list-style-type: none"> 60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。 →若手高齢者のニーズにあった事業展開により、加入率の増加を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ活動の活性化への支援 <ul style="list-style-type: none"> 県老人クラブ連合会への支援による市町村老人クラブ連合会、地域老人クラブ活動の活性化 若手委員会の設置及び活動促進 若手委員の企画立案力を活かし、若手が活動に参加したくなる事業を各地域で実施 リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。 →若手リーダーの養成など、老人クラブの活動基盤の強化が必要 ねんりんピックの開催を契機に、活動を広くPRしていく必要がある。 							<p style="text-align: center;">ねんりんピック</p> <p>The diagram illustrates the 'Nenrin-Pikku' campaign timeline from H24 to H33. It starts with 'Local老人クラブ連合会への支援による市町村老人クラブ連合会、地域老人クラブ活動の活性化' in H24, followed by '若手委員会の設置と加入の促進' in H25, '健康づくりリーダーの養成' and '地域での健康づくり・介護予防活動' in H26, 'リーダー後継者の養成' in H27, 'ねんりんピック開催を契機とした新たな取組や参加者を維持していく取組への支援' in H28, and 'ねんりんピック開催' in H29.</p>	<p style="text-align: center;">老人クラブ加入者の減少傾向が改善される</p>	老人クラブ会員が地域で多彩な活動ができ、会員が増加する
H21	H22	H23																																									
加入率 18.7%	16.5%																																										
市町村老連数 32	31																																										
クラブ数 824	785																																										
会員数 31,954	29,621																																										
H21	H22	H23																																									
加入率 18.7%	16.5%																																										
市町村老連数 32	31																																										
クラブ数 824	785																																										
会員数 31,954	29,621																																										
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成20年国勢調査) 全国83.3% 高知県86.5% 平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうのようにしたいか」の問い合わせに対して「現在の住宅を改造して住みやすくなる」が26.3%で、最も高かった。 介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難 都部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、合所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 <ul style="list-style-type: none"> 【住宅等改修支援】補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: <ul style="list-style-type: none"> ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改築を行う場合 →アドバイザーについてさらに周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者が住みなれた自宅で暮らし続けることができるよう、身体状況に応じた住宅改修の支援が必要。 適切な改修・改築について、担当者やケアマネジャーに知識を深めてもらう必要がある。 →アドバイザーについてさらに周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村により住宅改修事業への支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する住宅改修事業への助成の継続 Q&Aの作成など、市町村担当者の事務負担の軽減の検討 ・住宅改修アドバイザーの派遣と研修会開催への支援 							<p style="text-align: center;">ねんりんピック</p> <p>The diagram illustrates the 'Nenrin-Pikku' campaign timeline from H24 to H33. It starts with '市町村が実施する住宅改修事業への助成' in H24, followed by 'Q&Aの作成' in H25, '住宅改修アドバイザーの派遣' in H26, and '市町村説明会での広報必要事例への活用勧奨' in H27.</p>	<p style="text-align: center;">各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</p>	各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる																														

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今まで何を取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (1)地域包括ケアシステムの構築 ・医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進	<p>○H22県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいでの生活したいと答えている。</p> <p>*H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するためには、地域で医療や介護を受けることが最も多い。 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること」との回答が最も多い。</p> <p>○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 病院の医師や、在宅医療を担う医師、訪問看護師、ケアマネジャーによる在宅生活継続に向けた後藤体制の構築が必要。 徐々に県内各地域に広がってきているが、全域には至っていない。</p> <p>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅療養を支える訪問看護ステーションが概況傾向にある。 (H12: 53事業所→ H23: 43事業所)</p> <p>○訪問看護支援体制の支援 H20~21: 地域ケア体制整備推進事業 H22: 地域医療再生計画 H23: 介護保険事業(国費) H23実績 利用者から相談: 17件 訪問ST、ケアマネ等から相談: 91件 訪問STへのコンサルテーション: 10件 研修、マニュアル作成等</p> <p>○在宅介護の充実強化 ・高齢者の多様なニーズに応える在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要。 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要 ○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。</p> <p>○中山間地域における在宅介護サービスの充実確保 (→別紙参照)</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取組に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22= 9団体 9事業 ・H23= 5団体 5事業</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・継続的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。</p> <p>○団体を支援するため、フォローアップ会議の開催 ・H20~23: 年間3回程度</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20~H23: シンポジウム、住民座談会の開催 (高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)</p> <p>○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 病院の医師や、在宅医療を担う医師、訪問看護師、ケアマネジャーによる在宅生活継続に向けた後藤体制の構築が必要。 徐々に県内各地域に広がってきているが、全域には至っていない。</p> <p>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅療養を支える訪問看護ステーションが概況傾向にある。 (H12: 53事業所→ H23: 43事業所)</p> <p>○訪問看護支援体制の支援 H20~21: 地域ケア体制整備推進事業 H22: 地域医療再生計画 H23: 介護保険事業(国費) H23実績 利用者から相談: 17件 訪問ST、ケアマネ等から相談: 91件 訪問STへのコンサルテーション: 10件 研修、マニュアル作成等</p> <p>○在宅介護の充実強化 ・高齢者の多様なニーズに応える在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要。 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要 ○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。</p> <p>○中山間地域における在宅介護サービスの充実確保 (→別紙参照)</p>	<p>(今までなぜ手く進まなかつたのか)</p> <p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国9位)</p> <p>○これまでの連携体制づくりをもとに、その成果を拡大するため、県内各地における在宅医療と在宅介護の連携体制づくりを支援する。</p> <p>・地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・継続的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。</p> <p>・地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20~H23: シンポジウム、住民座談会の開催 (高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)</p> <p>・地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取組に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22= 9団体 9事業 ・H23= 5団体 5事業</p> <p>・地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・継続的ケアマネジメントが十分できていない場合がある。</p> <p>・地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20~H23: シンポジウム、住民座談会の開催 (高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)</p> <p>・地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取組に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22= 9団体 9事業 ・H23= 5団体 5事業</p>	<p>これから対策</p> <p>・地域リハビリテーション連絡票を活用した在宅復帰の事例検討(医療・介護施設・利用者等の連携)</p> <p>・地域リハビリテーション連絡票の普及、医療と介護等の連携の重要性を共有し、安心して在宅介護に取り組むことができる環境整備を根付かせる。</p> <p>・地域医療連携体制整備モデル事業の活用(中央西園域)等</p> <p>・地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。 (※次頁参照)</p> <p>・自己負担が高額となることから、訪問看護サービスの必要があるにもかかわらず利用していない場合がある。 また、ケアプランを作成するケアマネジャーに訪問看護に関する十分な認識がない場合がある。</p> <p>・訪問看護ステーションに対するコンサルテーション、訪問看護マニュアル作成等、訪問看護の質向上への支援を継続。 ○ケアマネジャーへの研修。</p> <p>・老健にはショートステイ専用ベッドがないため、緊急用として確保することが困難。</p> <p>・遠方のショートステイを利用するには負担が大きいといふ問題に対応するため、また、ショートステイを利用しても満床のため利用できないことが多いという当初からの課題を根本的に解決するため、高齢者にとって身近な場所にショートステイベッドを必要な数だけ整備する必要がある。</p> <p>◆あつたかふれあいセンター、認知症高齢者支援事業(コールセンターの継続、認知症サポート医の養成など)等</p>	<p>高齢者とその家族</p> <p>【取組例】</p> <p>市町村や医師会等各種団体が行う医療・介護の連携の取組を地域へ広げていくための当該団体の連携体制づくりへの支援</p> <p>【短期的な視点】 各団体で、医療・介護・福祉の連携体制が根付き、各団体で新たな連携の仕組みが構築されている。</p> <p>【中長期的な視点】 中山間地域でも医療・介護・福祉の連携体制が根付き、高齢者が介護が必要となっても、県内各市町村のどの地域でも住み慣れた自宅や住まいでの介護や医療のサービスが受けられる。</p> <p>全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができる。</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
										短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
・療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進	▶ 入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。 ▶ 住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。	○療養病床数 (H23.3月現在) 医療療養 4,019床 介護療養 2,428床 計 6,447床 ・介護療養病床からの転換はなし。 転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換) ・療養病床の転換意向状況(平成22年4月時点)では、未定・検討中の病床数は38.9%	○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等 ○国への提案・要望 ・施設基準の緩和(老健、特養の面積基準) ・老人保健施設の体制の強化 ・特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和 ○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設 ○介護療養病床の廃止期限が、H30年3月末まで延期となつたため、様子見の傾向が一層高まっている。	○転換を具体的に進めるには、介護報酬、診療報酬の改定の動向を見極める必要がある。 ⇒H24年度の介護報酬改定で介護療養型老健の評価がプラスされるとともに、介護療養型医療施設の単位は減られ、介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっている。 ⇒医師不足によりやむを得ず老健へ転換する動きも見られる。 ○特別養護老人ホームへの転換は、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕を持った対応が必要となる。 ○介護療養病床の廃止期限が、H30年3月末まで延期となつたため、様子見の傾向が一層高まっている。	○療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。						○急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受入機関としての役割を担う。
65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多	未定・検討中の病床割合 ⇒医療療養 25.7% 介護療養 60.6%	・介護療養病床廃止は平成29年度末まで延期								○退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。	
地域包括支援センターの機能強化	・高齢者人口、要支援者数の増加に伴い、介護予防支援業務が増加している ~第5期高知県介護保険事業支援計画~	230,000 228,000 226,000 224,000 222,000 220,000 218,000 216,000 214,000 212,000 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 ■一号被保険者数 ▲要支援者数 11,000 10,800 10,600 10,400 10,200 10,000 9,800 9,600 9,400 9,200 ○地域包括支援センターの職員の資質向上 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施 ・人材育成研修の体系化 ↑ 研修企画会議の開催 ○地域包括ケア推進モデル事業の実施 ・南国市をモデルに、地域ケア会議の実践を通じたコーディネート機能等の強化への取組 ○権利擁護業務への支援 ・高齢者権利擁護等推進事業(県社協への委託)による支援	○介護予防支援業務の簡素化及び効率化 ・簡素化マニュアルの作成・配布及び研修会の開催 ○日々の業務に追われる結果、地域課題に応じたサービスの検討やネットワーク構築など、地域包括ケア構築に向けたコーディネート機能が弱い。 ○困難事例等への専門家のアドバイスが必要	○独居・高齢世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、支援が困難な事例が増加し、業務量が増加している。 * PDCAサイクルにより適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援する 経験年数等に応じて研修を体系化 【初級・中級・上級】 ・初級・中級・上級研修 ・介護予防支援従事者研修 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修 ・福祉保健所ごとに地域包括支援センター職員研修・意見交換会 研修企画会議において、研修の効果等を協議し、内容の見直しを行う。 ○地域ケア会議開催等への支援 *ケア会議の実践を通じて、ケアマネジメント能力、コーディネート機能等の向上を図る。 ○高齢者権利擁護等推進事業による総合的支援体制の構築	○地域包括支援センター職員のスキルアップ推進 * PDCAサイクルにより適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援する 経験年数等に応じて研修を体系化 【初級・中級・上級】 ・初級・中級・上級研修 ・介護予防支援従事者研修 ・地域包括ケアマネジメントリーダー研修 ・福祉保健所ごとに地域包括支援センター職員研修・意見交換会 研修企画会議において、研修の効果等を協議し、内容の見直しを行う。 ○地域ケア会議開催等への支援 *ケア会議の実践を通じて、ケアマネジメント能力、コーディネート機能等の向上を図る。 ○高齢者権利擁護等推進事業による総合的支援体制の構築						スキルアップのステージに応じた研修を受けることができる体制が整い、必要な知識、技術を身に付けることができる。
第1号被保険者数 H21 217千人 →H23 218千人 要支援者数 H21 9,816人 →H23 10,352人 (運営状況調査より) ・主任介護支援専門員等の専門職確保が困難 ・支援困難事例が増加										社会資源の有効活用や業務の効率化により、対応力を高めている。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者					目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
					H24	H25	H26	H27	H28～H33		
・中山間地域における介護サービス等の確保対策	高知県の老人人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では38.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H23.4末 住民基本台帳)	○市町村社協の事業活動の実態把握(経費、移動時間等の調査実施) ○市町村、社協等の関係機関と、中山間地域での課題整理、支援方法について協議。 ↓ 中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な運営方法の検討 H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望	○背景: 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における中山間地域の取組に基づき、関連する施策を実施 ○中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な運営方法の検討 H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望 ○県独自の支援策検討: ・中山間地域における介護サービスの現状把握のため調査実施(H22.6～9月) ・調査内容: →訪問、通所サービスの提供状況、課題 →介護職員雇用状況 ・調査方法: →中山間地域の7市町村の在宅介護事業所にアンケート、ヒアリング等を実施 ↓ ○県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策開始 ・H23年度:13市町村 ・H24年度:16市町村(申請ベース) ○事業実施に向けたフォロー: ・市町村への事業説明会、意見交換等実施 ・事業実施効果検証実施(H23年7・11月、24年5月) ○国へ政策提言実施	中山間地域の高齢者、家庭介護者、介護・福祉を担う事業者	中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施 調査結果等により、必要に応じて制度見直し検討 報酬改定影響調査 効果検証・分析 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における位置づけ ・中山間地域における在宅介護サービスを充実させ、医療・介護・福祉のネットワークづくりを推進し、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう取り組んでいく。 課題解決の進捗状況把握 次期計画へ対応方針反映 第6期計画 ・次期計画における中山間地域での介護サービスの充実・確保 ・中山間地域における医療・介護・福祉のネットワーク化の推進	全ての中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届くようになっている。	全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができており、中山間地域でもほとんどの地域で、高齢者の身体状況や生活環境に応じた迅速で的確な介護・医療のサービスが受けられ、介護が必要になっても、安心して暮らせるようになっている。				
サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。											
住み慣れた地域で暮らさなくても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。											
中山間地域における介護サービス確保のため、条件不利地域へサービス提供する事業者への支援を開始(H23～)											
平成23年度実績: 13市町村 77事業所 628名(延べ)											
【実施効果】 ・サービス充実(利用者の22%で回数増など) ・事業者の新規参入(2市町で3事業者) ・サービス提供地域の拡大(4市町) ・雇用の増(4市町で7名)など											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけでなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H28～H33					目指すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
						H24	H25	H26	H27	H28～H33		
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (2)介護サービスの基盤整備 施設サービスの充実	<p>◆県内特別養護老人ホームの待機者 H23年11月末で、3,198人(うち在宅589人)</p> <p>◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国35位 介護老人保健施設 全国44位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成22年3月末現在)</p> <p>◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 10.8%(H23. 4. 1)</p> <p>◆介護コストへのねり返り △一人当たりのサービス費 金体 209.0千円 (全国 2位) 居宅 121.3千円 (全国 16位) 施設 318.1千円 (全国 1位)</p> <p>(新想定H24.5.10) 浸水予想区域内の高齢者施設数 102施設(36%)</p>	<p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進(H21～H23)</p> <p><計画> 902床 <実績> 840床 広域型特別養護老人ホーム 170床 △(H24越) 150床 小規模特別養護老人ホーム 29床 △(H24越) 29床 認知症高齢者グループホーム 288床 地域密着型特定施設 174床 ※縦越については、設計協議等に日時を要したため。 △個室・ユニット施設の整備(再掲) 259床 △スプリンクラー等防火安全設備の整備 ※スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関連絡設備 <実績> H21年度 延べ48カ所 H22年度 延べ57カ所 H23年度 延べ54カ所 【平成24年度の取組】 広域型での公募を行うことについての市町村についての意見照会を実施。(7月、11月) (今後の予定) H24.12月発表の津波浸水予測と、H25.1月～2月に発表予定の被害想定を受け、公募募集要項作成、説明会の実施、公募受付、審査委員会の設置、審査、事業者決定をH25.6月中を目指していく。</p>	<p>●特養入所待機者の解消 ●バランスの取れた施設整備 △個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 △地域の実情に応じた施設整備 ●施設の居住環境の向上 △個室・ユニット化の推進 △スプリンクラー等防火安全設備の整備 △スプリンクラー等防火安全設備の整備 (新想定) 「第5期計画における浸水予想区域内での施設整備のあり方」 津波防災地域づくり法では、県が市町村と協議して指定することができるイエローゾーン(津波災害警戒区域)とオレンジゾーン(津波災害特別警戒区域)やオレンジゾーンのうち市町村が条例で定めることができるレッドゾーンとの整合性が必要だが、警戒区域の設定に当たっては県は市町村との十分な協議、意見聴取が必要であるため一定の期間を要するため、実質、警戒区域の設定前に事業者公募・指定をすることも想定される。</p>	<p>高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進(H24～H26)</p> <p>●介護基盤緊急整備事業費補助金 ◆介護基盤緊急整備事業費補助金 ◆介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金 ◆認知症グループホーム等防災改修等支援事業費補助金</p>	<p>H24</p> <p>基金事業の延長</p> <p>公募等による事業者の選定</p> <p>・市町村第6期介護保険事業計画の策定を支援</p> <p>基金事業再延長を国へ要望</p> <p>施設整備事業の開始</p> <p>PDCAサイクルによる計画の推進</p> <p>再延長</p>	<p>H25</p>	<p>H26</p>	<p>H27</p>	<p>H28～H33</p>	<p>再延長</p>	<p>・老人福祉施設や居住系サービスが整備され、重度の要介護者等優先入所が必要な入所希望者が、長期に待機しなければならない状況は解消されている。</p>	<p>・全ての入所系施設の防火安全設備が整備されている。</p>
												<p>・全ての入所系施設の耐震補強等が完了している。</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名・高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題 (今までなぜ上手く進mなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進mなかった、できなかったのか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)			
2 介護が必要になって安心して暮らせる地域づくり (3)介護サービスの充実と質の向上 ■福祉・介護人材の確保対策	◆今後さらなる高齢化の進行により介護ニーズの増大が見込まれ、将来にわたって質の高いサービスを安定的に提供するため福祉・介護を支える人材の安定的な確保、定着が必要。 ◆介護分野の仕事は、きっと、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。 ◆介護分野の有効求人倍率は減少傾向にあり、最近は約1倍にまで下がり、全体としては人手不足感が小さくなっているものの、他の産業に比べると依然として倍率が高い。 ◆職種や雇用形態によって求人難の状態があり、特に訪問介護事業所のパート職員が不足している。 ◆地域により求職状況に偏在があり、中山間地域の事業所の職員確保が課題となっている。	1 福祉・介護の仕事のイメージアップを図るための普及啓発 ・福祉・介護の仕事広報・調査事業 啓発イベント実施、啓発パンフレット配布、広報番組制作放送、介護福祉士養成校の体験入学への支援、介護事業所等の実態調査を実施 ・福祉・介護人材確保推進協議会の立ち上げ(21年度) 関係機関が連携して啓発等を実施 2 質の高いサービスを安定的に提供するための人材育成 ・重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業 事業所が職員を外部研修等に派遣する場合に代替職員を派遣 ・キャリア形成訪問指導事業 養成校の教員等が事業所を訪問し、研修を実施 3 多様な人材確保のための支援 ・介護職員処遇改善対策事業 21年10月～24年3月までの間、処遇改善交付金により、介護職員の給料を月額平均1万5千円改善 ・潜在的有資格者支援事業 再就労支援のための研修開催に対する補助 ・障害者就労・キャリアアップ支援事業 障害者の就労を支援するための研修や職場外研修参加が困難な事業所の従事者のキャリアアップ研修への補助 ・複数事業所連携事業 福祉人材センター(県社協)にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助 ・進路選択学生等支援事業 養成校の専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の説明や相談、指導をする費用への補助 ・福祉・介護人材マッチング支援事業 福祉人材センターに支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを実施 ・職場体験事業 福祉・介護の仕事に興味がある者に対して職場体験の機会を提供 ・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業 ・中山間地域ホームヘルパー養成事業 中山間地域の市町村が実施するヘルパー養成研修への支援(H23:5町村71名養成) ・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業	◆国の基金事業が24年度末で終了するため、必要不可欠な取組は国への政策提言や県単独事業で継続が必要 ・福祉・介護の仕事のイメージアップ ・県民に仕事の内容や魅力を伝えるため、福祉・介護の仕事広報事業を継続。 ・イベント、広報番組、パンフレット ・関係機関が連携した取組体制の継続 ・質の高い介護サービスを提供するため、職員が外部研修等に参加やすい環境作りの支援が必要。 ・事業所の従事者のキャリアアップ 下記事業を継続し、人材確保を図る。 【処遇改善】 ・事業者の自主的な努力を前提に介護報酬で対応する。 ・介護人材の安定的確保、資質の向上を図るために、処遇改善・基本給の引上げにつながらない。 ・処遇改善交付金は対象が介護職員に限定されているため、他の職種との不公平感がある。 【福祉・介護人材マッチング機能強化事業】 ・これまでの取り組みにより、求職者に合わせた職場の開拓やマッチングが進んでいるが、今後の介護ニーズの拡大に対応する人材の安定的な確保のために、マッチング支援を継続する必要がある。 【早期離職を防ぐため、就職希望者にあらかじめ職場体験を行う機会の提供が必要】 ・訪問介護事業所のパート職員の確保 ・中山間地域の事業所の職員確保 ・経済連携協定(EPA)の国の施策に基づいた取り組みの継続 ・外国人の資格取得支援 【潜在的有資格者等再就業促進事業】 ・潜在的有資格者等に職場体験の機会を提供 【重点分野雇用創造介護資格取得支援事業】(「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム) ・基金事業終了後(24年度末)は、修学資金貸付事業(H24=31名)(地域福祉政策課) ・再就職訓練事業(H24=40名)(雇用労働政策課)で支援 【中山間地域ホームヘルパー養成事業】 ・市町村のヘルパー養成研修を支援 【外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業】 ・27年度まで国補助事業継続予定	・福祉・介護の仕事広報事業 ・新規人材の確保に向けた普及啓発の促進 ・若年層等への広報の充実 ・基金事業終了後(25年度末)は県単独事業として継続を検討 ・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的開催 ・重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業(代替職員派遣) ・福祉・介護人材キャリアパス支援事業 ・介護報酬による処遇改善加算 ・介護報酬の改定 ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業 ・基金事業終了後(25年度末)は県単独事業として継続を検討 ・基金事業終了後(25年度末)は研修センターでの研修により対応 ・基金事業終了後(25年度末)は国に新たな制度創設を政策提言 ・介護人材参入促進事業 ・基金事業終了後(25年度末)は県単独事業として継続を検討 ・潜在的有資格者等再就業促進事業(有資格者等の職場体験) ・重点分野雇用創造介護資格取得支援事業(「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム) ・介護福祉士等修学資金貸付事業 ・離職者等再就職訓練事業 ・中山間地域ホームヘルパー養成事業 ・外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 基金事業終了後(25年度末)は県単独事業として継続を検討	県民 介護事業者 介護従事者 介護の仕事に関心のある人	H24	H25	H26	H27	H28～H33	・福祉・介護サービスの仕事が少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会的な認知が広がっている。 ・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材が増加している。 ・中山間地域でも必要な福祉・介護人材が確保できている。 ・中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかっただけか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4)認知症高齢者対策の推進-1	認知症高齢者が年々増加している ・H24.3月末 キャラバン・メイト 1,271人 認知症サポート 16,823人	認知症に関する正しい知識の普及	・認知症キャラバン・メイトの養成 ・企業向け認知症サポートー養成講座の実施 ・テレビ・ラジオ等による普及啓発 ・リーフレットと作成と配布	・活動していないキャラバン・メイトも多い ・スーパー、コンビニ、金融機関以外の企業からもサポートー養成講度の希望があり、様々な業種での実施が必要	H24 地域の支援体制構築 介護家族の負担軽減のための支援 在宅介護サービス職員への介護家族支援のスキルアップのための研修の実施	・キャラバン・メイトのフォローアップ研修の実施 ・企業で活動するキャラバン・メイト養成への支援 ・新たなパンフレットの作成	キャラバン・メイト・サポートーの養成(H20～)	広報・啓発	新たなパンフレットの作成→さらなる普及啓発	・認知症サポートーの養成講座を開催する市町村が増え、正しい知識を持つた県民が増える。 *認知症サポートー H23 12,649人 →H27 20,000人以上	・認知症に関する正しい知識が普及し、それぞれの地域で認知症の方とその家族を支える体制が構築される	
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	地域の支援体制構築 認知症疾患医療の充実 認知症医療体制の整備	・コールセンターの設置、運営 ・アルツハイマー記念講演会の実施 ・家族の交流の場づくり ・定例の集いの開催 ・地域ごとの家族の集いの場づくりへの支援 ・在宅介護サービス職員への介護家族支援のスキルアップのための研修の実施	・テレビCMを放送したH23年度は相談件数が増加した。さらなる広報が必要 ・講演会の実施等が、新たな集いの場や参加者の増につながった。今後は、家族の支援が国の補助事業となる見込み。	H24 認知症専門医の養成支援 サポート医の養成 かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施	・様々な広報媒体を活用したコールセンターの広報 ・市町村認知症施策連絡会議の開催により、家族支援への取組を推進	コールセンターの設置・運営	介護家族等を対象とした交流会や講演会の開催	介護家族支援スキルアップ研修研修の実施	・地域の家族の集いの場が増える *家族の集い H23 14か所 →H27 20箇所以上	・介護家族が身近な場所で気軽に集うことができる ・認知症コールセンターが活用され、相談から支援へのつなぐことができる	
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	認知症疾患医療の充実 認知症医療体制の整備	・高知鏡川病院に認知症疾患医療センター地域型の設置(H23.4.1) ・認知症疾患医療センター(基幹型・地域型)の設置 ・高知大学医学部附属病院(基幹型)、県立あき総合病院(地域型)、一腸病院(地域型)、波川病院(地域型)の設置に向けて国と協議中 ・認知症専門医の養成支援 ・サポート医の養成 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施 ・歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施	・遠方患者の負担軽減のため、早期の全園域設置が必要 ・全国域に認知症疾患医療センター(基幹型・地域型)の設置	H24 おおむね六十五歳以上 医療と介護の連携体制の構築	・認知症専門医の養成支援を継続 ・人材育成を中核的に行う機関の位置付けがなかった ・かかりつけ医に認知症について相談しやすい体制が必要 ・サポート医の養成 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修とフォローアップ研修の実施 ・歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施	・認知症専門医の養成支援を継続 ・人材育成を中核的に行う機関の位置付けがなかった ・かかりつけ医に認知症について相談しやすい体制が必要 ・サポート医の養成 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修とフォローアップ研修の実施 ・歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施	中央圏域に「基幹型」認知症疾患医療センターを設置	他の圏域に地域型認知症疾患医療センターを設置	・認知症疾患医療センターが全ての圏域に設置され、専門医療機関として相談応需、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。 基幹型1 地域型5	・認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活をできるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築	
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	認知症疾患医療の充実 認知症医療体制の整備	・南国市・香美市・香南市において、医療と介護の連携体制の構築に関するモデル事業を実施 ・かかりつけ医・専門医等の連携のためのツールが必要 ・地域の医療・介護の関係者の「顔の見える関係」の構築が必要	・地域連携クリティカルバスの作成	地域連携クリティカルバスの作成	・地域連携クリティカルバスの地域での運用開始	・各地域での連携のための連絡会等の開催	・地域ごとに医療と介護の連携体制が構築される				
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	身体合併症等への対応	・一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施	・一般病院での職員の認知症への理解や対応力の不足から、身体合併症への対応ができない場合がある	H24 モデル事業の実施	一般病院の医療従事者への研修の実施	一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施	・基幹型認知症疾患医療センターを中央圏域に設置 ・東内の認知症医療の拠点として、地域型のセンターやその他の医療機関を支援します。 ・地域型認知症疾患医療センターを全ての圏域に設置 ・周辺地域で認知症の専門医療を受けることができる体制を整備します。 ・早期発見、早期診断により、ご本人が家族とともに住み慣れた地域で生活できるよう取り組みます	・専門医療相談 ・鑑別診断とそれにに基づく初回対応 ・保険医療関係者等への認知症に関する研修会の開催			
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	介護サービス体制の整備	・認知症介護を担当する介護施設等の職員の質の向上に向けた研修の実施 ・実践者研修、実践リーダー研修 ・小規模多機能型介護施設作成担当者研修 ・開設者研修、管理者研修	・研修内容が、各施設における実践につながる支援が必要	H24 介護サービスの充実・確保	認知症介護実践者研修等の実施	・各施設への出前型のフォローアップ研修を試行的に実施	・専門医療相談 ・鑑別診断とそれにに基づく初回対応 ・保険医療関係者等への認知症に関する研修会の開催	・専門医療相談 ・高知医療再生機構の補助制度を活用し、専門医資格の取得の支援を行います			
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	若年性認知症の人への支援 高齢者の権利擁護の推進	・第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備	・若年性認知症に関する実態調査実施に向けた検討 ・地域の実情に応じた支援が必要	H24 実態調査の実施	若年性認知症の方と家族への支援	・若年性認知症に関する実態調査の実施と、結果に基づく支援の検討	・基幹型認知症疾患医療センターを中央圏域に設置 ・東内の認知症医療の拠点として、地域型のセンターやその他の医療機関を支援します。 ・地域型認知症疾患医療センターを全ての圏域に設置 ・周辺地域で認知症の専門医療を受けることができる体制を整備します。 ・早期発見、早期診断により、ご本人が家族とともに住み慣れた地域で生活できるよう取り組みます	・専門医療相談 ・鑑別診断とそれにに基づく初回対応 ・保険医療関係者等への認知症に関する研修会の開催			
	 260,000 240,000 220,000 200,000 180,000 160,000 140,000 120,000 100,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 H22 H27 H32 H37 認知症コールセンター相談件数 (H21) 315件 (H22) 306件 (H23) 422件 (H24) 247件(11月末) かかりつけ医・サポート医の面接別人数 28 5 23 2 13 1 9 2 107 4 29 2 H23年度末 認知症対応力向上研修修了者 209 認知症サポート医 16名	介護サービス体制の整備	・高齢者総合相談窓口の設置 ・虐待防止に関する研修会の開催 ・権利擁護連携会議の開催	・今後認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のさらなる活用に向けた啓発が必要	成年後見制度活用に向けた県民向けの研修会の開催	相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発	・相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発	・専門医療相談 ・高知医療再生機構の補助制度を活用し、専門医資格の取得の支援を行います	・専門医療相談 ・高知医療再生機構の補助制度を活用し、専門医資格の取得の支援を行います			

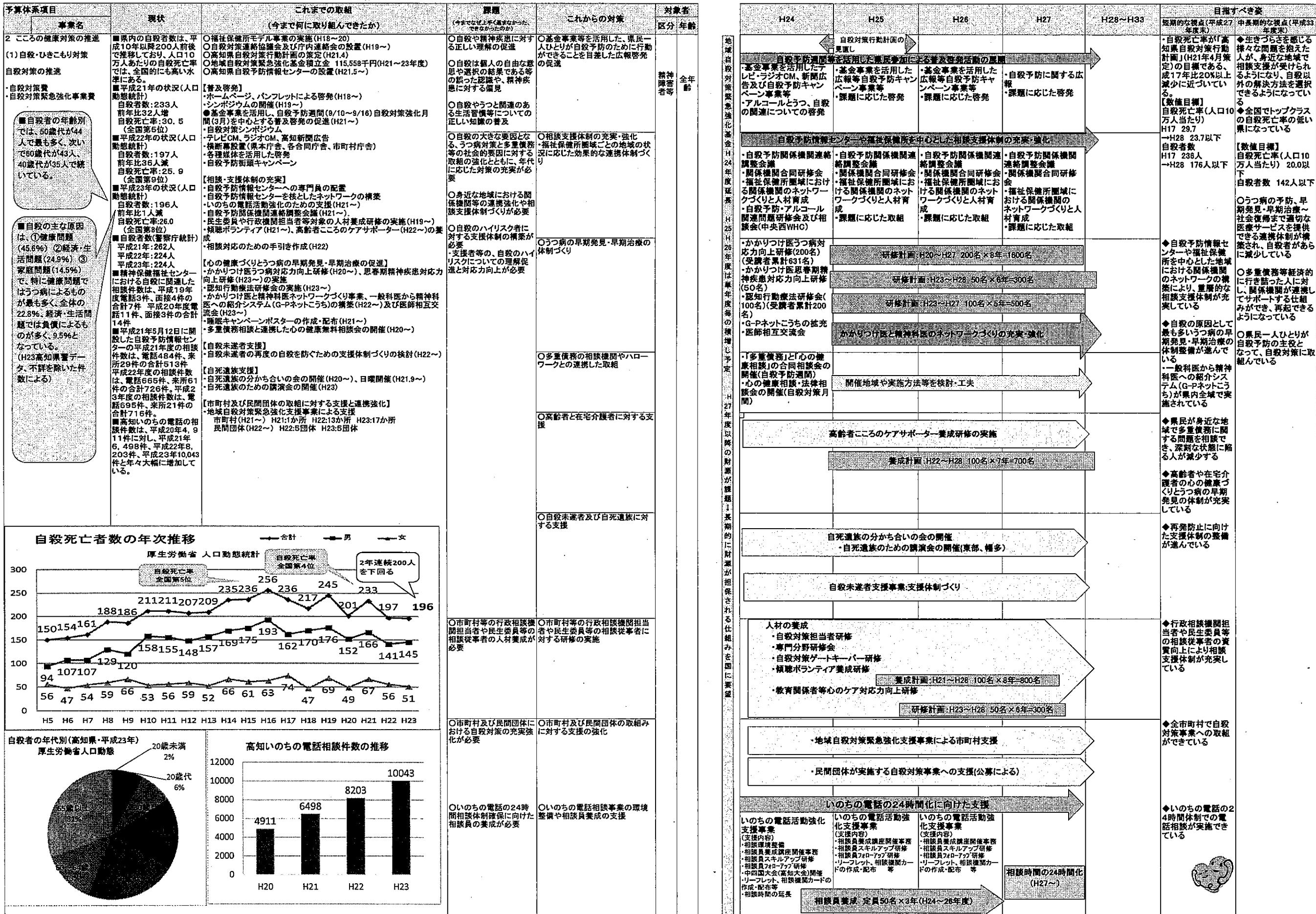
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

課名：ねんりんピック推進課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	10年後の姿 《今県民みんなが自ら進んで介護予防や、生きがいづくりに取り組んでいる》 《たとえ介護が必要になっても、ニーズに応じた介護サービスを受けられ、安心して暮らせるようになっている》					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
						H24	H25	H26	H27	H28～H33			
1 いつも元気で暮らせる地域づくり (2)生きがいづくりと在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 第26回全国健康福祉祭こうち大会(ねんりんピックよさこい高知2013) 平成25年10月26日～29日開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○大会実施要綱の策定 ・事業体系・内容 ・スケジュール ○総合開・閉会式基本計画の策定 ○県実行委員会の運営 (総会、常任委員会、専門委員会、部会) ○会場地市町村・競技団体への支援 市町村等実行委員会の設立 ○キャラバン隊による広報活動 ○ホームページの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会自体の周知不足 キャラバン隊の広報活動により、徐々に浸透してきているが、大会の開催自体が県民に知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民への広報 ・大会の目的周知 (生きがいづくり、健康づくり) ・大会への協力依頼 (ボランティア、県民運動) ・大会への参加の呼びかけ (選手、観客等) ・キャラバン隊による認知度の把握 		<p>ねんりんピックよさこい高知2013 (平成25年10月26日～29日)</p> <p>【大会規模・想定】 選手・役員 10,000人 総合開会式 県ボランティア 延1,500人 選手・観客等 約19,000人 県実施本部員 延2,000人 総合閉会式 選手・観客等 約1,500人</p> <p>【主な実施イベント】 ・総合開会式・閉会式 ・交流大会 [スポーツ・ふれあいスポーツ・文化] 24種目18市町村等 ・美術展 ・地域文化伝承館 ・音楽文化祭 ・ふれあい広場 ・オリジナルイベント</p>							
						<p>ねんりんピック</p> <p>ボランティアの募集・研修 県民参加による大会のバックアップ 競技審判・補助員の養成・確保</p>		<p>それぞれの地域・分野で大会後も引き続き取り組み、地域や組織の活性化につなげる</p>					
													大会に携わった県民が、それぞれの地域で様々な活動に引き続き取り組んでいき、活性化につなげていく
	<ul style="list-style-type: none"> 高知県の高齢化率は、全国平均より先行している 高知県 28.4% 全国 23.1% 高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者である 百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがい・健康づくり ・県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援 ①こうちシニアスポーツ交流大会の開催 (H21) 1,132名 (H23) 1,173名 *種目の増 ②ねんりんピックへの選手派遣 (H21) 126名 (H23) 126名 ③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで) ④オールドパワー文化展の開催 (H21) 533作品 4,892名来場 (H23) 472作品 4,396名来場 ⑤高齢者情報誌「玉手箱」の発行 発行部数:5,000部×4回 ⑥生きがい活動情報の拠点機能整備 ⑦地域生きがい活動推進事業 ・「シニア世代における実態調査」による事業の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある ・地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある ・地域において高齢者の活動拡大への支援 →シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実 ・地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援 ・ねんりんピックを契機としたスポーツや文化活動の推進 地域に出向いての高齢者の活動拡大への支援 →シニアスポーツや文化活動など生きがい活動への参加機会の充実 ・生きがいに関する幅広い情報発信、相談機能充実のための体制整備 ホームページの作成 相談機能の充実 →地域の既存の活動とのマッチング 		<p>スポーツや趣味を活かした健康と生きがいづくりの推進 シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展の開催</p> <p>競技人口増への取組み 競技種目の増大会のPR</p> <p>地域ごとに 地域に出向いて高齢者の活動の支援</p> <p>生きがいに関する情報の提供 ホームページ開設</p> <p>ねんりんピックよさこい高知2013開催</p>							
													ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に取り組む高齢者が増加する ・シニアスポーツ交流大会、オールドパワー文化展への参加者の増加
													高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】



【課名:障害保健福祉課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿																								
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)																		
2 これらの健康対策の推進 (1)自殺・ひきこもり対策 ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ・ひきこもり自立支援対策費	<ul style="list-style-type: none"> ■若年無業者(二一) 数:約5,300人(平成19年度就業構造基本調査) ※出現率は全国第2位(15歳から34歳の3.3%) ・平成22年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数:小学生227人、中学生811人(出現率は全国8位) ・平成22年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生368人 ■ひきこもりの背景には、精神障害や発達障害をはじめ、様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・ひきこもり地域支援センターの開催(H21.5～) ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21～) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(H21～) ■人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり対策担当者人材養成研修会(H21～、H21.2回のべ152人、H22.2回のべ163人、H23.4回のべ71人)※H21～H23 18市町村参加 ・ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座(H22.3回のべ95人) ■個別支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (ひきこもり地域支援センターによる支援) ・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(H20以前も精神保健福祉センターで対応) ・ケース会議、事例検討会の開催(H22～) ・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援(H23～) ・社会技能訓練(SST:ソーシャル・スキル・トレーニング)の実施(H23.6～、第1・3金曜日) (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・多職種チームによるアウトリーチ体制の整備(H23～) ■居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM) ・青年期の集いの開催(H21.12～:毎月第1、3金曜日の午後、H22.9～:毎週金曜午後、H23.4～毎週水曜第2・4金曜日(当事者中心で活動)に回数増加。月2回～月6回) ・園域毎の集いの場の開設(親の会の活動への支援)(H23～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携し、県全体のネットワークの構築・強化を図る。 ○市町村や園域ごとなど、地域でのネットワークの構築や支援の仕組みをつくる。 ○就業や就学支援などの関係機関との連携を図り、社会参加に向けてより効果的な支援を行う。 ○専門的な支援ができる人材や、各地域で支援を行なう人材が不足している。 ■個別支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問やアウトリーチをはじめとした、地域へ向いての個別支援の充実 ○社会参加や自立に向いた社会技能訓練の充実 ○データベースを活用した支援方法等の検討 ■居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ○本人や家族の社会参加や自立などにつながる居場所が不足している。 ○本人の社会参加・自立につながる活動を行う小規模作業所を各園域ごとに設置する。 	精神障害者等 全年齢	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり自立支援対策費 H24予算:15,247千円 ・ひきこもり地域支援センターを中心とするネットワークの構築・強化 ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回) ・市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施 ・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回) ・ひきこもり本人や家族への個別支援の充実 ・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・本人への社会技能訓練(ソーシャルスキルトレーニング:SST)の実施:第1・3金曜日(7月～12月、年10回) ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベース化事業の実施 ・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(從来型)、第2・4金曜日(自主的活動)) ・(新)ひきこもり本人の居場所及び家族の交流の場の各園域における整備(H24～:小規模作業所開設・活動のための支援、2カ所) ・相談機関リーフレット「ひきこもり相談について」の作成(増刷)・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・ひきこもり普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・ひきこもり普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・ひきこもり専門外来の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態になった方が、身近な地域でひきこもりの程度や回復の段階に応じた適切な支援を早期から受けられることで、早期の社会参加や自立につながっている。 ○ひきこもり本人及び家族に対する社会参加・自立に向けた支援システムが確立されている ○身近な地域で早期に相談し、適切に対応できる仕組みができることで、ひきこもりの重症化や長期化が避けられている ○支援システムの充実と、ひきこもりに対する正しい知識の普及、相談窓口の周知の促進により、ひきこもり状態になつても、安心して自立に向けた再起が可能な社会になっている 																								
ひきこもり地域支援センターの相談件数推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>615</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. H19・20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数 3. H22年度及び23年度は4月1日～3月31日の件数</p>	年度	件数	H19	14	H20	19	H21	250	H22	484	H23	615	<ul style="list-style-type: none"> ■普及啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(H22) ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(H23～) ・カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度) ・相談機関リーフレット1,000部及び啓発ガイドブック1,500部の作成・配布(H22年度) ・ひきこもりミニガイドブック(改良版)4,000部の作成・配布(H23年度) ・ひきこもり社会資源集1,600部の作成・配布(H23年度) ■ひきこもり専門外来の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。 ○ひきこもり専門の診療科が県内にない。 (参考) H21.7「子ども・若者育成支援推進法」の公布 H22.4「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22.7「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大纲)」の策定 ↓ 県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務) ↓ 県は23年度から引き続き検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関リーフレット「ひきこもり相談について」の作成(増刷)・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・ひきこもり専門外来の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの状態にある人 小規模作業所イメージ 	<ul style="list-style-type: none"> 各園域におけるひきこもり本人及び家族の居場所づくり 本人の社会参加や自立に向けたステップアップが可能な中間的・過渡的な居場所の各園域ごとの整備(～5ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりに関する正しい知識が普及(本人、家族、相談機関の職員、その他一般の方)することで、早期に相談・対応ができるようになる 											
年度	件数																													
H19	14																													
H20	19																													
H21	250																													
H22	484																													
H23	615																													
ひきこもり地域支援センターの概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>149</td> <td>189</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>101</td> <td>295</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>484</td> <td>615</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	電話	5	7	149	189	187	面接	9	12	101	295	428	計	14	19	250	484	615	<ul style="list-style-type: none"> ■普及啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。 ■医療 <ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり専門外来の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者) ・ひきこもり専門外来の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり専門外来の確保 医療と福祉の連携による、連続した支援の提供 		
年度	H19	H20	H21	H22	H23																									
電話	5	7	149	189	187																									
面接	9	12	101	295	428																									
計	14	19	250	484	615																									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのが)	対象者 これから対策 区分	年齢						目標すべき姿 短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
1 障害福祉サービスの確保・充実													
(1)中山間地域のサービス確保	①中山間地域におけるサービス拠点の整備	●サービスが不足している地域(H24.5現在) ・障害者施設がない地域 8町村 東洋町、中芸5町村(芸半利町、田野町、安田町、北川村、黒瀬村)、大川町、大月町	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21 1ヶ所(大豊町) H22 1ヶ所(大豊町) H23 1ヶ所(大豊町)	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないので、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 送迎付きサービス事業を行なう事業への助成 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業を行なう事業への助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続							●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、いつでも身近な地域で必要なサービスがほぼ利用できるようになっている。 ◆通所系サービス定員 H23:2,709人 → H27:3,369人 事業所 H23:136 → H27:166 ◆グループホーム・ケアホーム定員 H23:905人 → H27:1,260人 事業所 H23:167 → H27:238	●医療的なケアが必要な障害者も含め、すべての障害者が、いつでも身近な地域で必要なサービスが利用できるようになってい。また、事業所を中心とした地域の支え合いの仕組みが構築している。
	②中山間地域における居宅サービスの確保	・障害者施設が1箇所のみの地域 8町村 芸西村、大豊町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町、三原村	●市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など	●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55	●成果 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)							●児童発達支援センターを拠点として、各地域で、看護師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等の多職種の職員が連携した支援体制が整備され、専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援センター H27:21か所 → H33:33か所	
(2)障害児支援の充実													
(3)障害特性に応じたきめ細かなサービス													

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまくいかなかった、どこで問題があったか)	これからの対策 ○企業、公的機関に対する障害者雇用についての優良取組み事例の普及啓発等の促進	対象者 区分 年齢 就労できる全障害者 18歳以上	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
3 障害者の就労促進と支援 アップ	<p>■障害者の就労の状況 ①就職率(人) H22 H23 高知県: 418→ 397 全国: 52,931→ 59,367</p> <p>・障害者就労支援対策事業費 (精神障害者社会適応訓練事業) ・障害者生産活動支援事業費 ・障害者職業訓練費 ・障害者自立支援対策臨時特別基金事業費(就労支援に関する事業分)</p> <p>全 国: 1.65% *公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.53% (2.19%) 全国9位 教育委員会: 2.17% (2.0%) 全国3位 公営企業局: 2.72% (2.0%) 警察本部: 2.72% (2.0%) 全国6位 市町村等: 1.94% (2.1%) 達成割合70.3% (26/37) 全国平均2.23% 全国45位 ほぼ全てが身体障害者 ③福祉施設から一般就労 H22: 66人</p>	<p>■障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援 【企業への啓発活動等】 ○企業訪問(年間延べ400社) ○企業採用担当者セミナー開催 ○特別支援学校生保護者への啓発活動(学習会等)</p> <p>②雇用率(H23. 6. 1) ・民間企業(1.89%) 高知県: 1.88% (全国10位) 全 国: 1.65% *公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.53% (2.19%) 全国9位 教育委員会: 2.17% (2.0%) 全国3位 公営企業局: 2.72% (2.0%) 警察本部: 2.72% (2.0%) 全国6位 市町村等: 1.94% (2.1%) 達成割合70.3% (26/37) 全国平均2.23% 全国45位 ほぼ全てが身体障害者 ③福祉施設から一般就労 H22: 66人</p> <p>【働く場の確保】 ○企業訪問(延べ400社)(再掲) ○公的機関での雇用促進 ○A型事業所の設立促進。(1か所、定員300名) ○障害者就業・支援センターの新設促進(H24: 全国域設置) ○特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習を実施 (H22～) ○就労移行支援事業所のスキルアップ研修</p> <p>【職業訓練の実施】 ○関係機関との連携強化 ・進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 ○企業での職場訓練等 ・知識・技能習得訓練(OA、訪問介護員2級) ・実践能力習得訓練(採用見込み企業での職場実習型訓練) ・特別支援学校早期訓練(高等部3年生の採用見込み企業での職場実習型訓練) ○職場実習先の確保(31社、166人枠)(H20～) ○特別支援学校生の職場実習の受け入れ</p>	<p>●企業での雇用 ・障害者の能力・意欲についての知識・経験の不足 ・厳しい就労環境による採用枠自体の少なさ</p> <p>●公的機関での雇用 ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減により、特に規模の小さい市町村では職員定数の中での障害者に求める能力レベルを一定、高く求めざるを得ない傾向があり、市町村等が全国でも下位 ・アクトソーシングにより知的障害者に適した仕事が少なくなっている</p> <p>●福祉施設から一般就労へ移行 ・一般就労できる障害者は施設にあっても必要な人材</p> <p>●派遣障害者の就労支援 ・派遣障害者は、十人十様であり、決まった就労支援のノリハリはないところから、個々のケースに合わせた支援(マッチング、フォロー)が必要 ・派遣障害者が長く働ける傾向のある事務職種の求人が高知県内では非常に少ない。</p> <p>○企業訪問による企業の情報収集のほか、ハローワーク等の関係機関とのさらなる連携強化 ○医療・福祉職場等、採用が見込まれる職種に対応できる人材の養成</p> <p>○関係機関との連携による一般就労に向けたマッチング、雇用後のサポート体制等の充実強化</p>		<p>●企業訪問 ・企業採用担当者セミナー開催 ・派遣障害者就労支援セミナー開催 ・特別支援学校生保護者に対する啓発(学習会等)</p> <p>●公的機関に対する雇用要請 ・A型事業所、特例子会社の設立支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 ・特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習実施</p> <p>●職場実習訓練の実施 ・職場実習先(企業)のさらなる確保 ・有望職種(場)に対応できる知識・技能を習得できる研修(OA、訪問介護員等)の実施 ・ハローワーク等、関係機関との連携強化による職場実習型訓練(実践能力習得訓練コース)利用による就職率のアップ ・在職者に対するスキルアップ研修実施による雇用の継続支援</p>	<p>●企業訪問 ・企業採用担当者セミナー開催 ・派遣障害者就労支援セミナー開催 ・特別支援学校生保護者に対する啓発(学習会等)</p> <p>●公的機関に対する雇用要請 ・A型事業所、特例子会社の設立支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 ・特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習実施</p> <p>●職場実習訓練の実施 ・職場実習先(企業)のさらなる確保 ・有望職種(場)に対応できる知識・技能を習得できる研修(OA、訪問介護員等)の実施 ・ハローワーク等、関係機関との連携強化による職場実習型訓練(実践能力習得訓練コース)利用による就職率のアップ ・在職者に対するスキルアップ研修実施による雇用の継続支援</p>	<p>●企業訪問 ・企業採用担当者セミナー開催 ・派遣障害者就労支援セミナー開催 ・特別支援学校生保護者に対する啓発(学習会等)</p> <p>●公的機関に対する雇用要請 ・A型事業所、特例子会社の設立支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 ・特別支援学校生に訪問介護員2級課程の講習実施</p> <p>●職場実習訓練の実施 ・職場実習先(企業)のさらなる確保 ・有望職種(場)に対応できる知識・技能を習得できる研修(OA、訪問介護員等)の実施 ・ハローワーク等、関係機関との連携強化による職場実習型訓練(実践能力習得訓練コース)利用による就職率のアップ ・在職者に対するスキルアップ研修実施による雇用の継続支援</p>	<p>●企業訪問 ・企業採用担当者セミナー開催 ・派遣障害者就労支援セミナー開催 ・特別支援学校生保護者に対する啓発(学習会等)</p> <p>●公的機関(市町村等)の法定雇用率達成(2.3%)</p>		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保険福祉課】

事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
3. 障害者の就労促進と工賃アップ (2)障害者の工賃アップ ・障害者生産活動支援事業費	<p>■障害者の工賃の状況 (A型事業所を除く) 23年度:16,601円 対前年+326円 全国4位の工賃(H22:月額)であるが、障害基礎年金と合わせての経済的自立を目指した目標額32,000円(工賃倍増5か年計画)を達成した事業所は倍増計画対象80事業所中4事業所</p> <p>最低賃金を保障するA型事業所でも十分な仕事の確保ができない事業所もある <H23月額> 40,000円台:2事業所 50,000円台:3事業所 60,000円台:1事業所 70,000円台:1事業所 A型平均 73,511円/17事業所</p>	<p>障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援 【施設職員の経営感覚の向上】 ○経営コンサルタント派遣 ○中小企業診断士の施設への派遣 ○工賃アップセミナー等の開催</p> <p>【自主製品の商品力の向上】 ○商品開発等アドバイザーの施設への派遣(H22～) 4事業所(新商品製品化:3事業所、商品企画等:1事業所)</p> <p>【施設の製品、受注可能な作業のPR】 ○ホームページの充実 ○企業、市町村等への訪問 ○販売促進会等の仲介 ○下請け作業のあっせん</p> <p>【官公庁からの発注促進】 ○福祉版アウトソーシングの推進(県) ○市町村、県に対し施設への発注等の要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●経営ノウハウの不足 ○経営コンサルタント派遣等により、施設職員の経営感覚の改善は一定図られたが、結果として工賃向上に結び付くまでのレベルには達していない事業所が多い。 ●価格に見合った商品づくり(企画、製造、情報伝達)が大幅に不足 ●多くの施設側にビジネスの経験がない(社会貢献に熱心な企業とのパートナーシップを築ける土台がない) ●営業担当者がおらず、新たな販売先(製造能力に見合った販売先)が確保できない ●基礎的な農業生産の知識、技術力をもった職員が少ないため、農業関連分野の生産性が低い傾向が強い 	<p>○工賃向上計画(H24～)の策定(全B型事業所)</p> <p>○工賃向上アドバイザーの派遣 ・商品企画～販路展開サポート ・取引、テスト販売サポート ・技術力向上(下請け作業の高品質化)サポート ・効率的な生産体制(例:発達障害者作業手順づくり)サポート</p> <p>○農業関連分野の生産性の向上 ・農業生産に取り組む施設に農福連携協力員を派遣し、栽培管理や加工技術の習得をサポート。</p>	A型 B型 事業所の利用者 18歳以上	<p>・工賃向上計画の策定及び取組み支援(全B型事業所)</p> <p>・工賃向上計画の策定及び取組み支援(全B型事業所)</p> <p>・工賃向上計画の策定及び取組み支援(全B型事業所)</p> <p>・工賃向上計画の策定及び取組み支援(全B型事業所)</p>	<p>・工賃向上アドバイザーの派遣による支援 商品企画～販売展開トータルサポート:3施設 取引、テスト販売サポート:4施設 作業手順づくりサポート:4施設(うち、ミニHACCP取得:3施設) 商品開発等アドバイザー:10施設 技術力向上支援委託:10施設</p> <p>・農福連携協力員の派遣による技術力(栽培管理、加工)向上サポート:5施設</p>	<p>・工賃向上アドバイザーの派遣による支援 商品企画～販売展開トータルサポート:3施設 取引、テスト販売サポート:4施設 作業手順づくりサポート:4施設(うち、ミニHACCP取得:3施設) 商品開発等アドバイザー:10施設 技術力向上支援委託:10施設</p> <p>・農福連携協力員の派遣による技術力(栽培管理、加工)向上サポート:5施設</p>	<p>・就労維持支援B型事業所の目標工賃達成施設 H24:30%→ H33:80%</p>	<p>県内の就労維持支援事業所は、施設を利用されている障害のある人が障害基礎年金と合わせて経済的自立ができる工賃を目指す、達成に向けて着実に取組んでいる。</p> <p>・就労維持支援B型事業所の目標工賃 37,000円 ・目標工賃達成事業所(B型)の割合 H22:6% → H27:30%</p>

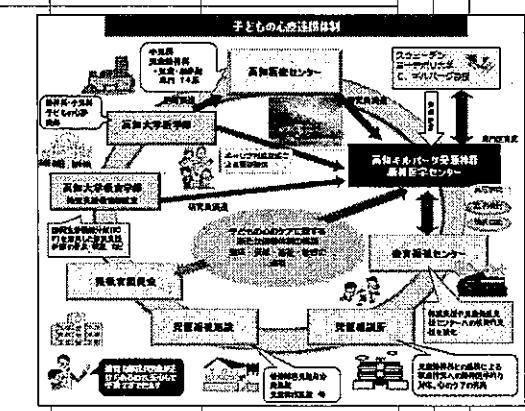
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢						目指すべき姿 短期的な視点(平成27 年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり	●発達障害者支援センターの実績(H23)	●発達障害児・者支援体制検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①高知発達神経精神医学センターの設置(H24.4)、高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センターなどの医師及び教育関係者計13名の研究員を受け入れてスタート。 ヨーテボリ大学との共同研究や留学といった取り組みを通じて、児童精神医学を志す全国の若手医師を受け入れ、発達障害や児童虐待などの児童問題に対応する専門医師を養成して、早期の診断や心理的ケアを行うことができる体制を構築する。	平成25年度からは疫学的研究を実施し、高知県における発達障害のある子どもの割合を明確にし、サービス確保など高知県の今後の施策へ反映させる。	②身近な地域において専門的な療育支援を行う事業所(短期入所や児童発達支援事業所など)が少ない。 現在、診断後に、専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所が、高知市やその周辺に集中していることから、利用者の少ない地域でも児童発達支援事業所が整備されるよう、新たに開設する事業所の運営費の助成を行う。 障害児支援に関する専門性の高い人材を育成するため、児童発達支援事業所や保育所などの職員に対する専門的な研修を実施する。	発達障害児 全年齢	高知ギルバーグ発達神経精神医学センターの設置・運営 高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センター等との連携 『KOCHI ESSENCE STUDY』センターにおけるプロジェクトの紹介 プロジェクト1【研究活動】疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施する 【疫学的研究】高知県における児童障害のある子どもの割合を明確に プロジェクト2【教育活動】セミナーの開催等を通じて専門的な人材を育成 【教育活動】児童発達支援事業所の運営費の助成 プロジェクト3【政策企画】臨床研究の成果を高知県の障害者施策に活かす サービス確保など疫学的研究の結果を今後の施策へ反映	高知ギルバーグ発達神経精神医学センターの設置・運営 高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センター等との連携 『KOCHI ESSENCE STUDY』センターにおけるプロジェクトの紹介 プロジェクト1【研究活動】疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施する 【疫学的研究】高知県における児童障害のある子どもの割合を明確に プロジェクト2【教育活動】セミナーの開催等を通じて専門的な人材を育成 【教育活動】児童発達支援事業所の運営費の助成 プロジェクト3【政策企画】臨床研究の成果を高知県の障害者施策に活かす サービス確保など疫学的研究の結果を今後の施策へ反映	①発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師 H23:4人 → H27:20人	○発達障害の可能性があるすべての児童生徒をフォローできる専門医が確保されている。		
(1)発達障害者支援の推進	・発達障害者支援事業費	【診断名別の対象者(実人数)】 ・自閉症 194人 ・広汎性発達障害 69人 ・AD/HD 52人 ・LD 7人 ・その他 15人 ・不明 154人 合計 491人 ◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 187人 7歳～12歳児(小学生) 192人 0歳～12歳で全体の67% ◆市町村別 高知市 246人 高知市が全体の50%	【診療件数(外来利用者)】 ・精神科 自閉症スペクトラム 2,189 ADHD 1,582 学習障害(LD) 98 その他 1,077 ・小児科 自閉症スペクトラム 1,366 ADHD 326 学習障害(LD) 16 その他 553 合計 7,207 小中学校児童・生徒の約5.8%に何らかの発達障害がある可能性 (H22年県教育委員会調査) ●療育福祉センターの発達障害の受診者数が、12年間で約3.6倍に増加	【図表】発達障害の受診者数比較 11年度 23年度 8,000 (人) 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0 1,81 1,74 2,20 口その他 口ADHD 口自閉症スペクトラム	●早期発見・早期療育の取組拡大 ・内容 ①乳幼児健診による早期発見 ②早期発見後の親カウンセリング ③早期療育親子教室 ・実施主体 ①②:1～:香美市 H22～:高知市、土佐市、いの町 ③中央:中央西福社保健所 ●クリニカル・チェックポイントの作成、研修会の開催(冊子とDVD) ・H22.3～6月13回 H23.1～2月5回 県内5圏域で合計13回開催 合計394名(うち医師56名) ●専門医師の確保 ・児童精神医学分野の世界的権威であるスウェーデンのヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーグ教授による講演会や、診断・治療技術の直接指導 ・県内医師をスウェーデンのヨーテボリ大学に派遣し、セミナー・臨床現場での直接指導を受講 ●個別支援計画の普及 ・香美市でワークショップや支援会議を開催 ●働く場の確保と定着支援 ・H22～:就労支援セミナーの開催年2回程度	③ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 (ア)発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。 (イ)早期療育の内容を保育所から小中学校・高等学校へ適切につなぐシステムが必要。 (ウ)就労セミナーの開催 障害特性に応じた職種による雇用の創出を高知大学、企業等と共同研究 特別支援学校のキャリア教育と連動して、長く働き続けられる雇用モデルを創出	児童発達支援センターへの支援 児童発達支援センター等の運営費の助成 利用者の少ない地域等で新たに開設する事業者→3年間助成 児童発達支援センター等の職員に対する専門研修	児童発達支援センターへの支援 児童発達支援センター等の運営費の助成 利用者の少ない地域等で新たに開設する事業者→3年間助成 児童発達支援センター等の職員に対する専門研修	②診断後の療育支援を行う場(児童発達支援事業所等)が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援事業所等 H23:11か所→H27:24か所	○高知ギルバーグ発達神経精神医学センターと、スウェーデンのヨーテボリ大学との共同研究を通じて、本県の実情に合ったより効果的で効率的な支援方法が開発されている。新たな支援方法を通じて、支援機関が整備され、医師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等のチームアプローチの体制が各地域に整備されている。		
							ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 【取組1】早期発見・早期療育の支援体制づくりを行な市町村を拡大 【取組2】個別の支援手帳(仮称)により支援内容を引き継ぎ仕組みづくり 個別の支援手帳(仮称)の作成 実践マニュアルの作成 制度の周知 【取組3】障害特性に応じた働く場の確保と定着支援 職の変遷検討(次なる就労場所に適した職業選択の職業訓練等の実践検討)を行う		③個別支援計画を使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高・就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。	○個別支援計画を使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高・就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。		
									④発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害に特化した就労支援事業所 ・発達障害者を雇用するモデル事業所	○発達障害者の特性に応じた就労が多様な分野ができるようになっていく。		

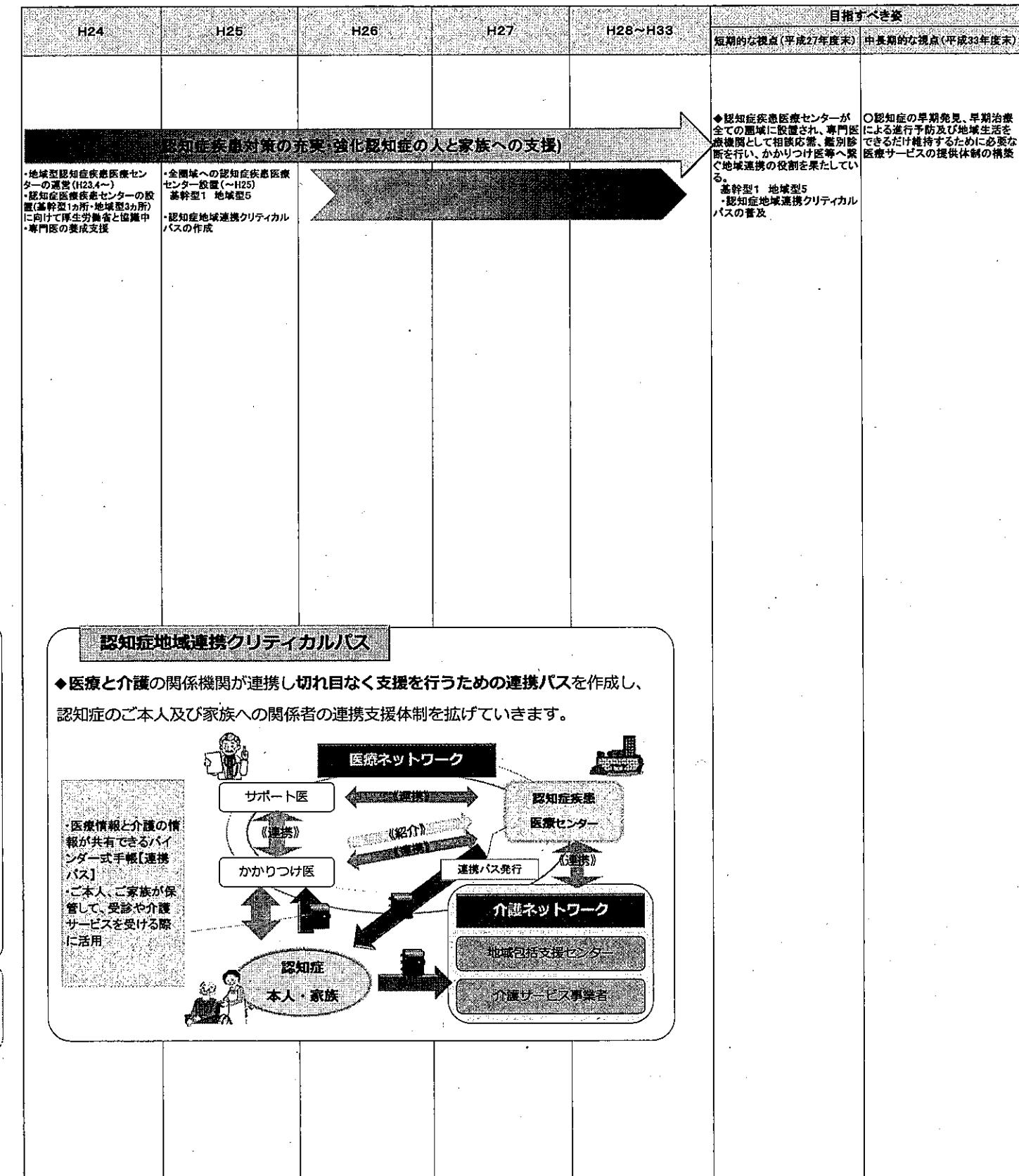
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目、事業名	現状	これまでの取組 (今まで何取り組んできたか)	課題 (今までどう上手くなった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					総合的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
						H24	H25	H26	H27	H28～H33		
2 こころの健康対策の推進 精神科医療の充実	高知県の精神科医療の充実を図るために、平成24年4月累全休を対象に民間だけでは担えない機能を果たす中核的病院として高知医療センターに精神科病棟を整備する	①高知医療センター精神科病棟整備 H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ・医師確保 医学部地域医療支援委員会に医師支援依頼 H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画 ・精神科病棟建築工事一般競争入札(H23.3.17) ・岸之上・ネクスト・オカホ・特定建設工事共同企業体 ●建設工事着工(H23.3.29) ●医師確保 ・専門会議による調整(医療センター、高知大学、芸陽病院) H23年度 ●工期(H23.3.29～H24.2.28) ●医師確保 ・今年度からの医師派遣1名 ・医療センター向け医師名(児童精神科医2名、成人担当精神科医3名)の確保 ●経費負担の協定に向けた取組み ●収支見通しの作成 ●医療センター内での連携体制づくり(精神科と一般科、救命救急センター) ●精神科医療における連携の仕組みづくり ●こともの心臓における連携体制づくり ②高知医療センター精神科病棟運営 H24年度 ●精神科ホットラインの作成 ●指定入院、診察実施、転院の受け入れ開始 ●精神科救急医療体制整備事業参加 ●診療情報提供システムへの参加 ●精神科医師の確保	・県全体を対象として 身体合併症や児童・思春期の精神医療など 民間病院では対応が困難な精神科の政策医療を担う機能をもつ 病院を県中央部に整備する必要がある。	★高知医療センター精神科・児童精神科の運営支援 →こころのサポートセンター	精神障害者等 全年齢	◆ 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階：外来、院内学級等 2階：病棟 3階：屋上広場	■ 全体を対象にして、政策医療を担う 中核的病院としての機能を発揮	1. 急性期の治療 ■ 指定入院、重症患者 精神科救急システム参加 2. 身体合併症の治療 医療センターの高度・専門的な機能を活かした対応 3. 児童・思春期の治療 県内唯一の専門病床 4. 精神科医療従事者に対する教育・研修	○高知医療センター精神科と民間精神科病院等の連携体制が構築され、身体合併症を対象した方の治療が、より迅速に提供できる。 ○高知医療センター、高知大学医学部附属病院及び東洋病院センターとの連携により効率的な連携体制をはめどする精神科病棟の専門的な医療提供体制が実現する。 ○うつ病の予防、早期発見・早期治療から社会復帰まで適切な医療サービスを提供できる連携体制の構築 ○精神科救急医療情報センターの設置により、24時間365日、精神科医療は24時間体制による連携体制を実現する。 ○認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活をできるだけ維持するため必要な医療センターの提供体制の構築 ○ウツリーチーム支援が各領域の精神科病院で実施され、高齢者による宿泊化が最も多くなっている退院支援、地域連携クリティカルバスの普及	地元で安心して生活 できる精神科医療体制の実現の充実。 精神科病院からの地域連携の促進。 移行の促進。 入院期間の短縮化。	◆1年未満入院者の平均退院率6.3%～8.4%(第3期障害者計画における26年度末の目標値)	
精神科救急医療体制の確保	・中央地域の輪番制による365日、24時間体制の確立 ・精神科救急対応時の重症度に応じた振り分けのコーディネーター(情報センター)機能が不十分	②精神科救急医療 ・精神科救急医療事業による24時間365日の診療体制 ・平日夜間1病院+土日休日輪番7病院 △ 施設依頼 施設 入院 (件数) H21 1,316 417 148(6) H22 1,108 368 115(2) H23 1,307 467 149(0) H24 674 223 76(3) ・精神科救急医療システム運営調整委員会による調整 精神科救急医療事業 実施医療機関、高知大学医学部、高知市消防局、県警察、救急医療情報センター ・精神科救急医療連絡会による精神科救急システムのあり方の検討(H23～) 4回実施 H23.9.20, 10.24, 12.26, H24.3.19 診療情報提供システムの試行的実施(H24.5～) ・精神科救急情報センター設置の検討 他県の取り組み調査、実施可能な機関の聞き取り ③発達障害などの精神疾患の治療や子どもの心のケアに対応する保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築 ・こともの心療連携検討会(H23～) 医師会、精神科病院協会、高知大学医学部(小児科、精神科)、高知医療センター、情緒障害早期対応治療施設、教育委員会(第、高知市)、精神福祉センター、児童相談所	・精神科救急医療体制の充実化 ・身体合併症を伴う患者の受け入れ時、救急搬送を行う消防や診療所との精神疾患の重症度の見識の違い ・医師確保 精神科と一般科、救命センターとの連携	★医師の確保 ★院内の連携体制の確立	精神科救急医療体制の充実 ・中央地域の輪番制による365日24時間診療体制の充実・強化 ・精神科救急情報センターの設置	精神科救急医療事業への医療センター精神科の参加(土日休日輪番及び後方支援) ・精神科救急情報センター設置の検討	精神科救急情報センター設置	◆1年以上入院者の退院率29%(精神保健医療改革ビジョンの目標値) ◆平均在院日数180日	◆認知症疾患センターが全ての地域に設置され、専門医療機関として相談応需、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。また、基幹病院のセンターでは、身体合併症に対応する救急医療機関としての機能を果たしている。 基幹型1 地域型4			
	④精神障害者の地域移行・地域定着の促進 ・アートリーチーム推進事業(H23～) ■対象：精神医療の受療中断者、未受診者、長期入院後の退院者、入退院を繰り返す者、ひきこもりの精神障害者	・子どもの心のケア(児童・思春期)医療機関との連携体制の構築 ・保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携による子どもの心療連携体制の構築 ・子どもの心療連携検討会(H23～) 医師会、精神科病院協会、高知大学医学部(小児科、精神科)、高知医療センター、情緒障害早期対応治療施設、教育委員会(第、高知市)、精神福祉センター、児童相談所	・子どもの心のケア(児童・思春期)医療機関との連携体制の構築 ・精神障害のある方が身近な地域で基本的な医療、総合的なサービスが受けられるよう検討 ・身体合併症治療における連携体制の構築 ・こともの心療連携体制の構築	★第6期保健医療計画で新たに「精神疾患・分野別」を策定 ・精神障害のある方が身近な地域で基本的な医療、総合的なサービスが受けられるよう検討 ・身体合併症治療における連携体制の構築 ・こともの心療連携体制の構築	・こどもの心療連携検討会 ・第6期保健医療計画策定(計画期間H25～H29)	・精神障害者の地域移行・地域定着の促進 ・アートリーチームによる個別支援及び関係機関の連携体制の構築 ・精神科病院設置・地域活動センター設置	・アウトリーチチーム、2チームによる個別支援及び関係機関の連携体制の構築 ・精神科病院設置・地域活動センター設置の成果等についての検証 ・アウトリーチ支援の拡充(制度化)	・アウトリーチチームによる個別支援及び関係機関の連携体制の構築 ・精神科病院設置・地域活動センター設置の成果等についての検証 ・アウトリーチ支援の拡充(制度化)				



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何が上手(進まなかった)できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢												
2 ここでの健康対策の推進 認知症疾患医療の充実	高知県の精神科医療の充実を図るために、平成24年4月県全体を対象に民間だけでは担えない機能を果たす中核的病院として高知医療センターに精神科病棟を整備する	<p>①高知鏡川病院に認知症疾患医療センター地域型の設置(H23.4.1) ●認知症の早期発見、早期治療の体制づくりと専門相談の充実強化</p> <table border="1"> <tr> <td>相談</td> <td>受診</td> <td>連携※(件数)</td> </tr> <tr> <td>H23 482</td> <td>1,704</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>H24 338</td> <td>1,373</td> <td>133 (12月末)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※かかりつけ医との連携</td> </tr> </table> <p>・かかりつけ医等との知識・情報の共有を図る研修会 H23年度 6/22(38名)、7/7(28名)、7/21(48名) 計3回実施 H24年度 8/24(73名)、9/28(2名)、10/30(20名)、11/21(50名) 計 4回実施</p> <p>②認知症疾患医療センター(基幹型・地域型)の設置 高知大学医学部附属病院(基幹型)、県立あき総合病院(地域型)、一陽病院(地域型)、渡川病院(地域型)の設置に向けて国と協議中</p> <p>③認知症専門医の養成支援 地域医療再生機構の補助制度を活用した専門医の養成支援を実施</p>	相談	受診	連携※(件数)	H23 482	1,704	183	H24 338	1,373	133 (12月末)	※かかりつけ医との連携			<p>・遠方患者の負担軽減のため、早期の全園域設置が必要 ・専門医の数が少なく確保・維持が難しい</p> <p>・医療機関への働きかけ ・医学部や医師会への支援依頼 ・専門医の養成支援継続</p>		
相談	受診	連携※(件数)															
H23 482	1,704	183															
H24 338	1,373	133 (12月末)															
※かかりつけ医との連携																	



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかっただけか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
--------	----	----------------------------	---------------------------	---------	--------------

IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

(一)保護を要することも守る環境づくり

児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応

■児童相談所の組織・運営体制の強化

◎児童福祉諸費

- ◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。
- ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。
- ◆児童虐待対応件数

H19 H20 H21 H22 H23

受付件数 279 302 270 312 282

対応件数 158 184 155 142 116

10歳未満人口 122,022 119,878 117,889 116,239 114,057

全国の対応件数 40,639 42,654 44,211 56,384 59,862

※10歳未満人口(住民基本台帳人口)(毎年1月実績)

*平成22年度の全国の対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計し

◎中央児童相談所費

◎幡多児童相談所費

◎家庭支援相談等事業

◎中央一時保護所費

児童虐待相談対応件数

H19 H20 H21 H22 H23

受付件数 279 302 270 312 282

対応件数 158 184 155 142 116

10歳未満人口 122,022 119,878 117,889 116,239 114,057

全国の対応件数 40,639 42,654 44,211 56,384 59,862

※10歳未満人口(住民基本台帳人口)(毎年1月実績)

*平成22年度の全国の対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計し

一時保護の状況

H19 H20 H21 H22 H23

受付件数 219 260 229 262 205

うち虐待 74 103 77 102 69

◆法的対応力の強化

◆弁護士による法的対応の代行とサポート

◆児童相談システムの開発

◆児童虐待対応の先進地への派遣研修

◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施

◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討

◆関係機関との連絡会議の開催

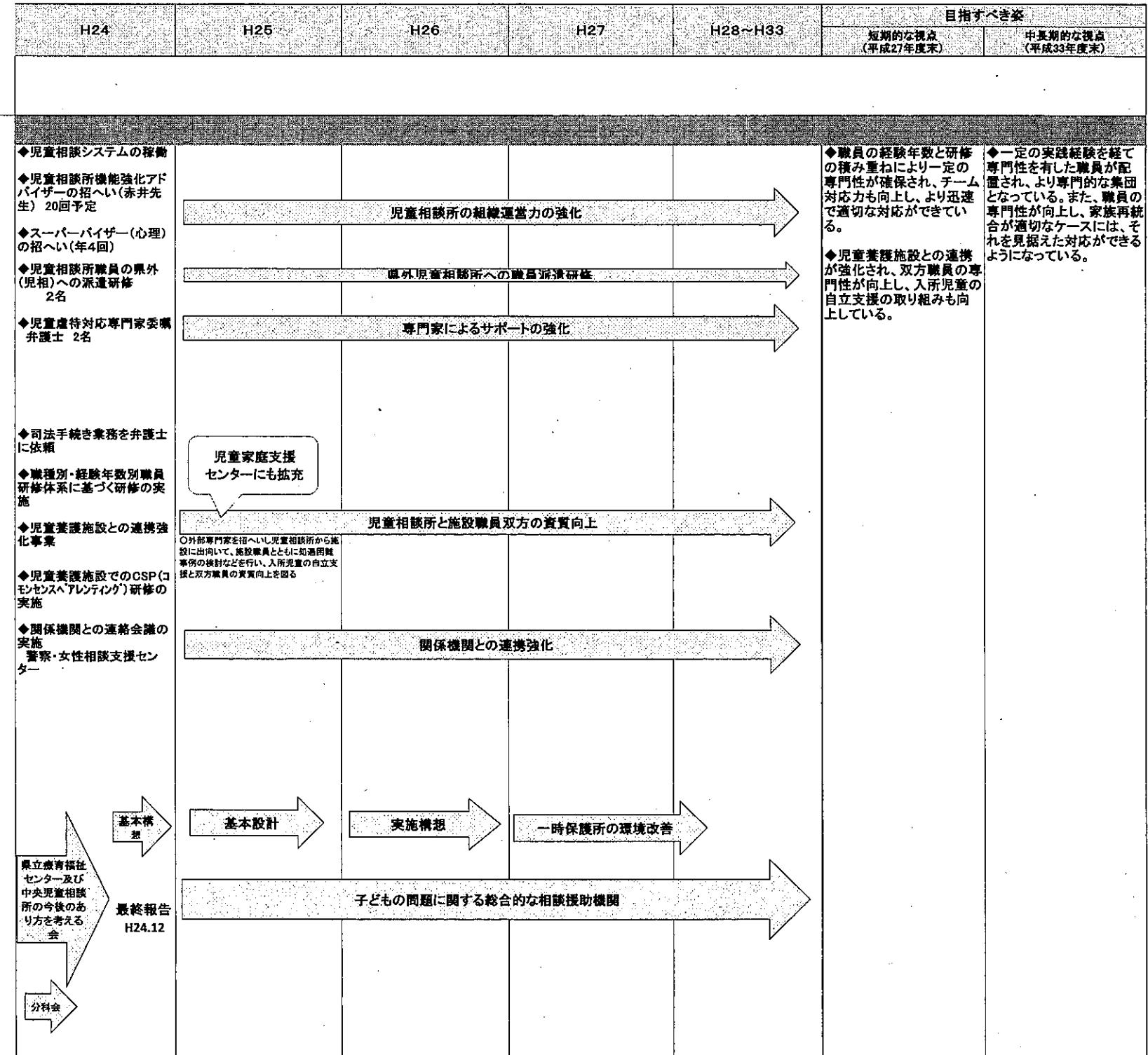
◆警察・女性相談支援センター

◆児童相談所長権限の積極的行使

◆子どもの安全と最善の利益を優先し、必要な場合には、職権による一時保護を実施など

◆より良い相談機関のあり方を検討するために、平成22年1月「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」を立ち上げ、子どもに関する総合的な相談機関のあり方にについて検討を開始。

中間報告:H23.12月

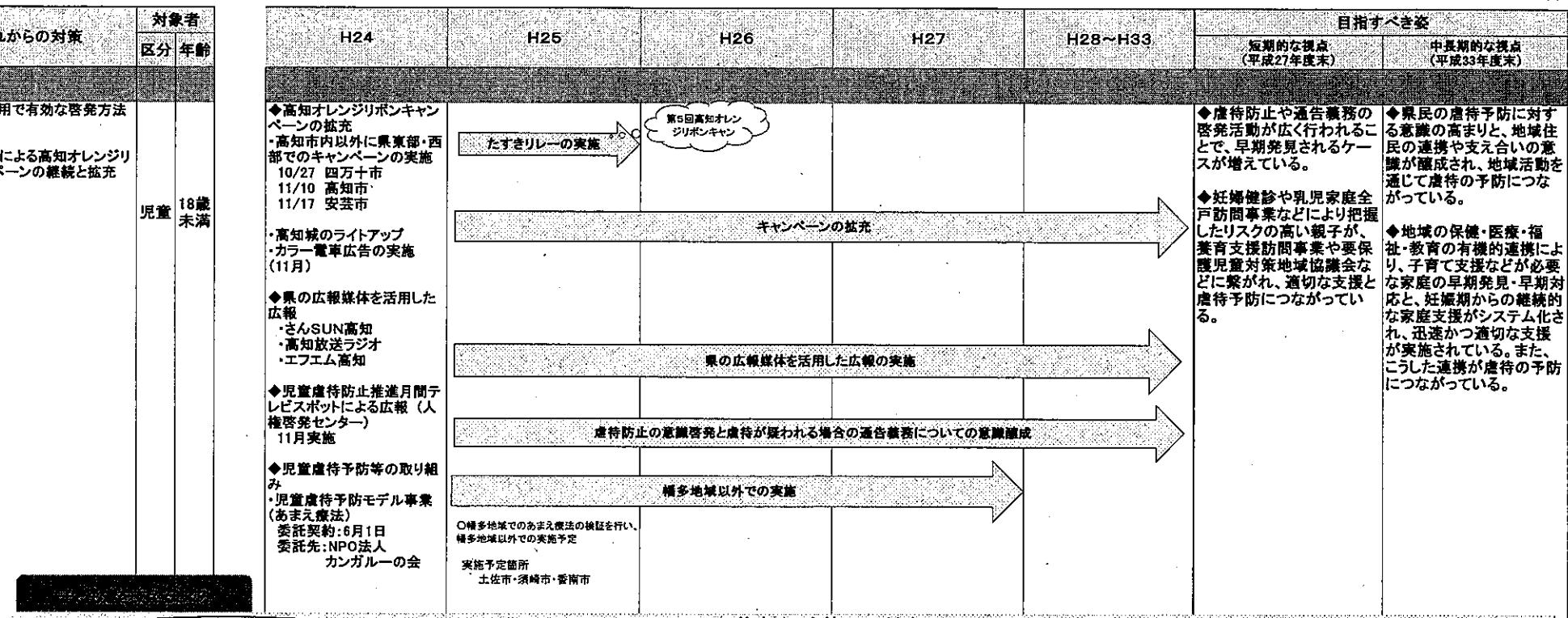
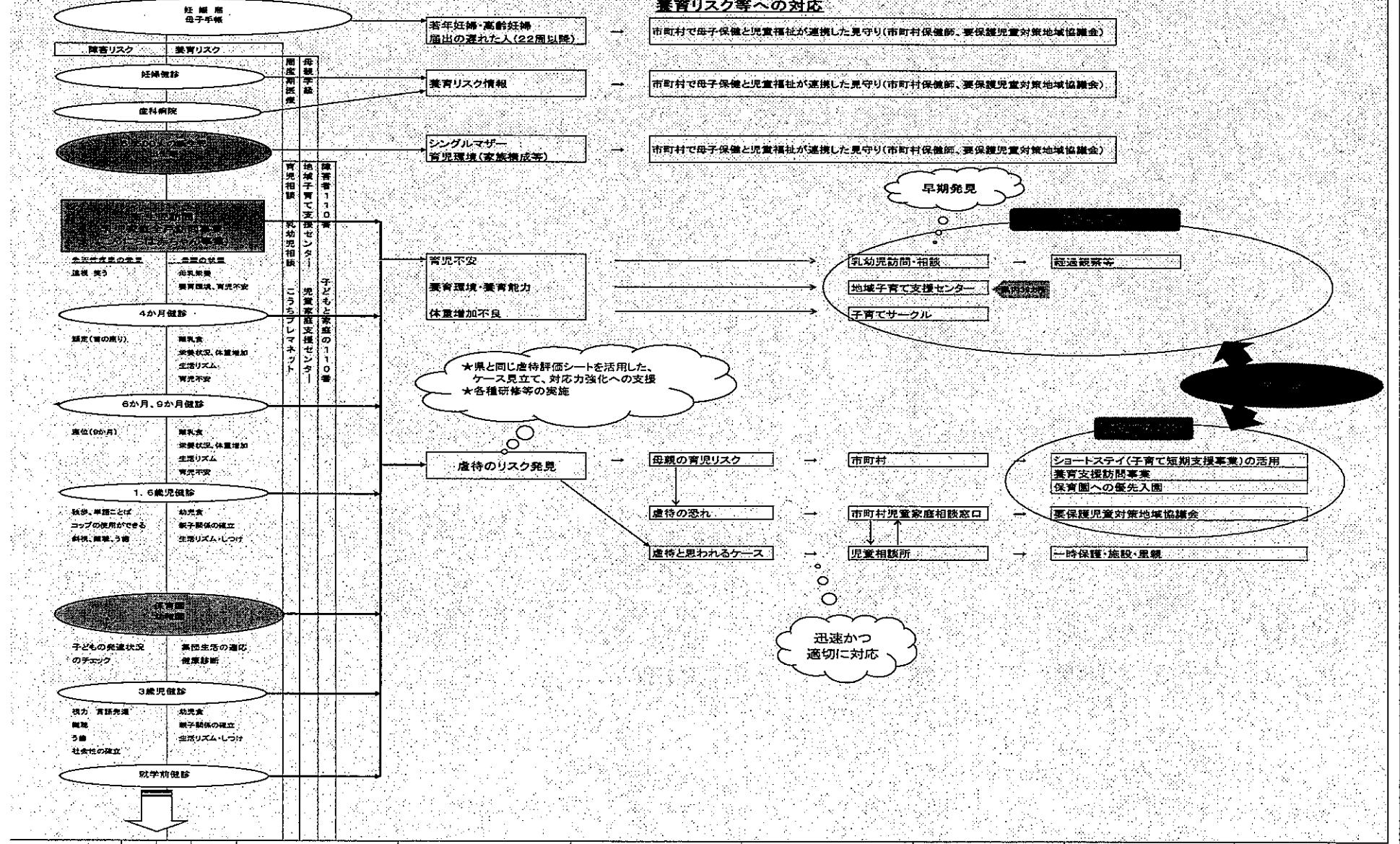


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢						目標すべき姿 短期的な視点 (平成27年度末)	中期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
（1）保護を要することも守る環境づくり	◎中央児童相談所費 ◎幅多児童相談所費 ◎家庭支援相談等事業	■市町村の児童家庭相談体制の強化	◆人事異動や専門性不足のため児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい・相談窓口職員の約3割が異動(H23:46名中14名) ◆保健と福祉の連携が不十分 要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在)1,357名のうち、乳児 22名(1.6%)、特定妊婦 4名(0.3%) ◆施設入所児童への関わりが少ない ◆高知市との人材交流の実施 ◆高知市職員の短期研修の受け入れ	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂 ◆児童相談所と共通の虐待評価シート活用の働きかけ ◆児童福祉司用資格取得講習会や職員研修(初任者で前期・後期、中堅者)の実施 ◆施設に入所している児童の権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行要請して実施 ◆高知市との人材交流の実施	◆市町村の児童家庭相談体制の整備への支援 安心ごども基金の活用 ◆ケースの見立てや個別対応力の強化 ◆サポートケアへの同行を継続要請	児童 18歳未満	◆市町村の児童家庭相談体制の強化 ・児童福祉司用資格取得講習会や職員研修の実施 ・専門職員の配置への働きかけ ・児童相談所と共通の虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問	◆市町村の相談窓口強化への支援 市町村の相談窓口強化への支援	◆課題を抱える市町村への重点的な支援 課題を抱える市町村への重点的な支援	◆モデル市:香南市 ・先進的な取組を行っている市町村をモデル市町村と位置付け、外部専門家による助言・指導を受けることによりその取組をより充実したものとする モデル市:香南市	◆児童福祉司用資格取得講習会や職員研修の実施により市町村が、より適切に相談対応ができるようになっている。 ◆保健・福祉の連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援できている。	◆市町村が対応すべきケースに、主体的な対応をしている市町村が増えていることで、地域の要保護児童等への対応が迅速に行われている。	
	◎家庭支援相談等事業	■要保護児童対策地域協議会の活動強化	◆要保護児童対策地域協議会の整理などは一定できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆地域支援者会議の拡充への支援 ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議立ち上げへの支援	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催 ◆地域支援者会議の拡充への支援 ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議立ち上げへの支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・コーディネーターの育成 「実務者会議」の機能強化 ◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援	児童 18歳未満	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 香南市 6/7・10/10実施 ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 連絡会議 6/18実施 研修会 11/27実施 研修会 1/18予定	◆課題を抱える市町村への重点的な支援 課題を抱える市町村への重点的な支援	◆要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 ○県が事務局を担当 ○研修経費等の支援 連絡会議のあり方等について協議	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みができるつつある。	◆要保護児童対策地域協議会の活動が強化され、よりきめ細かな対応ができる。また、「地域の支え合い」の仕組みが確立され、高齢者が子育て家庭などへの支援者として活躍するなど、地域の中で、要支援児童等の早期発見・支援ができている。		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

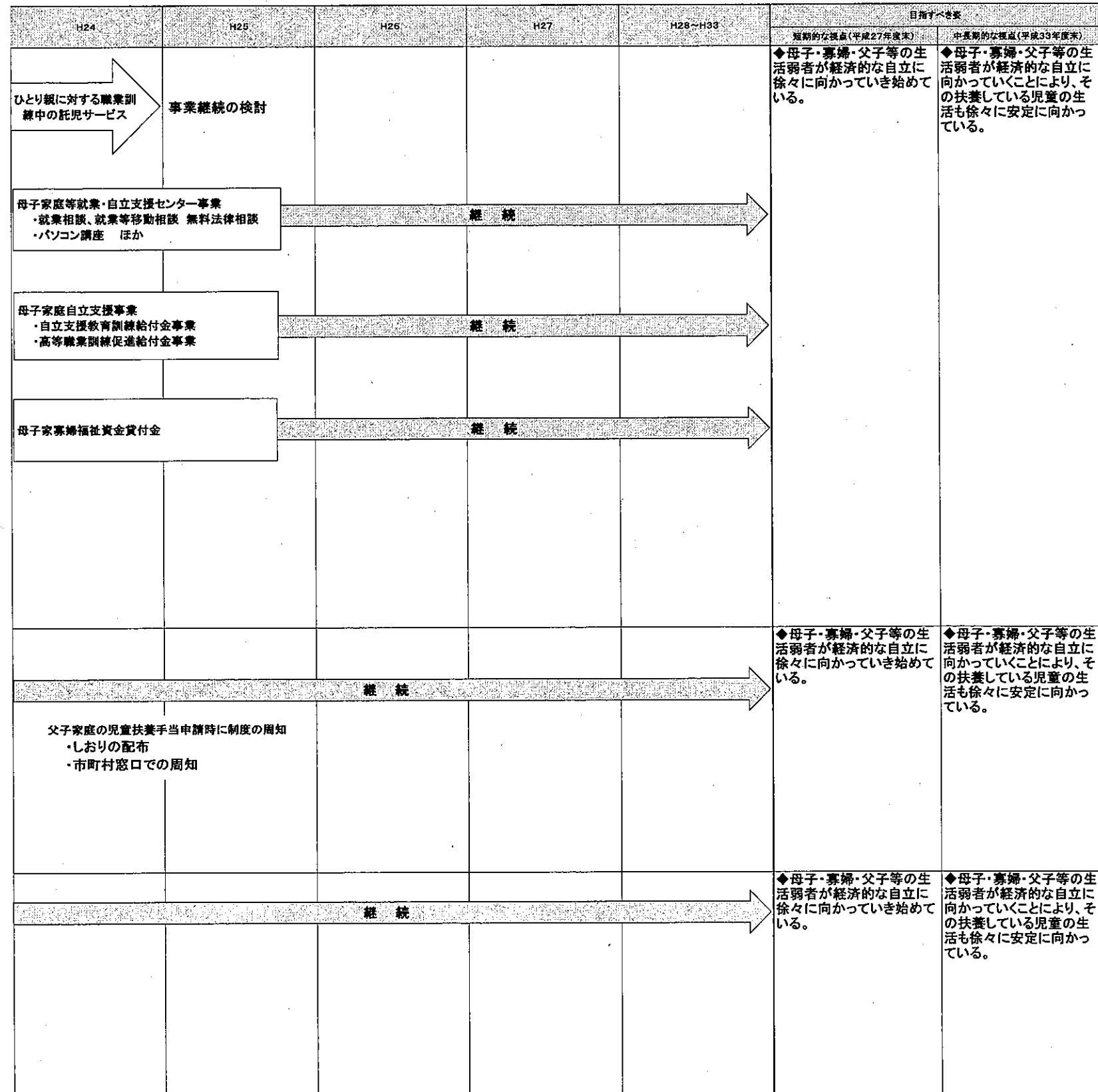
【課名:児童家庭課】

子育体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただいかないのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただいかないのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿				
						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)			
◎児童虐待防止対策事業 ◎家庭支援相談等事業 （1）保護を守ることも環境づくり	■児童虐待予防等の取り組み ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの実施(H21～) ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 ・啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・オレンジリボン等の配布 ・啓発用オレンジリボンのマグネットを配布し、虐待防止の意識啓発のために、県や市町村等の公用車等に貼付 ・講演会の実施 ・トーク＆コンサートの実施 ・スタッフジャーの作成 ・高知城のライトアップ ・県庁に横断幕を掲示 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報 ◆カラー電車広告の実施 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:6月1日 委託先:NPO法人 カンガルーの会	■事業効果が目に見える化 ◆保健康査との連携など児童虐待への取組が十分できていない ◆少ない費用で有効な啓発方法の検討 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの継続と拡充 10/27 四十万市 11/10 高知市 11/17 安芸市 ・高知城のライトアップ ・カラー電車広告の実施(11月) ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待防止推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター) 11月実施 ◆児童虐待予防等の取り組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:6月1日 委託先:NPO法人 カンガルーの会	H24 児童 18歳未満	H25 H26 H27 H28～H33	◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。 ◆妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がれ、適切な支援と虐待予防につながっている。 ◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機的連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠期からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。					
										

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなかなか上手く進まなかった、 何を今後取り組むか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢
(2)母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態である。	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施。 23年度 就業相談件数 1522件 就職決定者 109人 (常用雇用 49%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、毎時、パート雇用が多く、望む就職への就職が困難。	◆就業自立支援 ◇職業訓練・研修によるスキルアップ ◇高等職業訓練促進給付金等を活用した資格取得による自立の促進 【女子家庭の就業の実態】	母子・父子・寡婦等
	◎母子家庭等自立支援事業費	※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (通常保証人が不要など)	◆貸付金事業における未収金対策 ◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等。	◆貸付金事業における未収金対策 ◇職業訓練を受けるための環境整備としての託児サービスの実施 ・生活が厳しい母子家庭では、返済が滞りがち。 ・未収金が約4千万円以上。 ・債権回収が困難なケースへの対応。		
	◎母子寡婦福祉資金貸付事業費	※平成21年6月～自立支援貸付金の制度改正 103,000円(16ヶ月) →141,000円(全期間) ※平成24年4月～自立支援貸付金の制度改正 141,000円(全期間) →160,000円(上限3年)	23年度 自立支援教育訓練給付金 3件 高等職業訓練促進給付金 19件 22年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件	◆母子家庭の母又は寡婦等への各種資金の貸し付による、経済的自立と生計欲の助長の促進。 S28年度～実施	(未収金) 23年度末現在 39,965,550円 22年度末現在 42,388,239円 21年度末現在 45,274,378円	
		※平成22年8月～父子家庭への児童扶養手当支給	23年度 貸付件数 137件 貸付額 89,332,849円 22年度 貸付件数 141件 貸付額 77,358,644円			
	◎ひとり親家庭療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子・父子家庭への医療費を助成する市町村への補助 23年度 受給者数 17,373人 補助額 266,147,000円 22年度 受給者数 17,263人 補助額 263,583,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 23年度 4.5% 22年度 3.2% 21年度 2.5%	◆父子家庭への制度の周知 父子家庭の児童扶養手当申請時に制度の周知 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知	母子・父子・寡婦等
	◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ※平成22年8月～父子家庭への児童扶養手当支給	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 23年度 受給資格者数 1,497人 給付費 634,002,670円 22年度 受給資格者数 1,474人 給付費 572,457,430円 実施時期 S37.1～	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭では、返済が滞りがち。 ・未収金が約1千8百万円以上。 ・債権回収が困難なケースへの対応。 (未収金) 23年度末現在 19,596,304円 22年度末現在 18,162,314円 21年度末現在 21,960,464円	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ◇市町村との連携 ・資格喪失情報(年金、離婚、施設入所、転出等)の早期把握による返納金発生の防止 ・福祉保健所、市町村を通じた償還指導(履行延期申請等)	母子・父子等



【課名：児童家庭課】

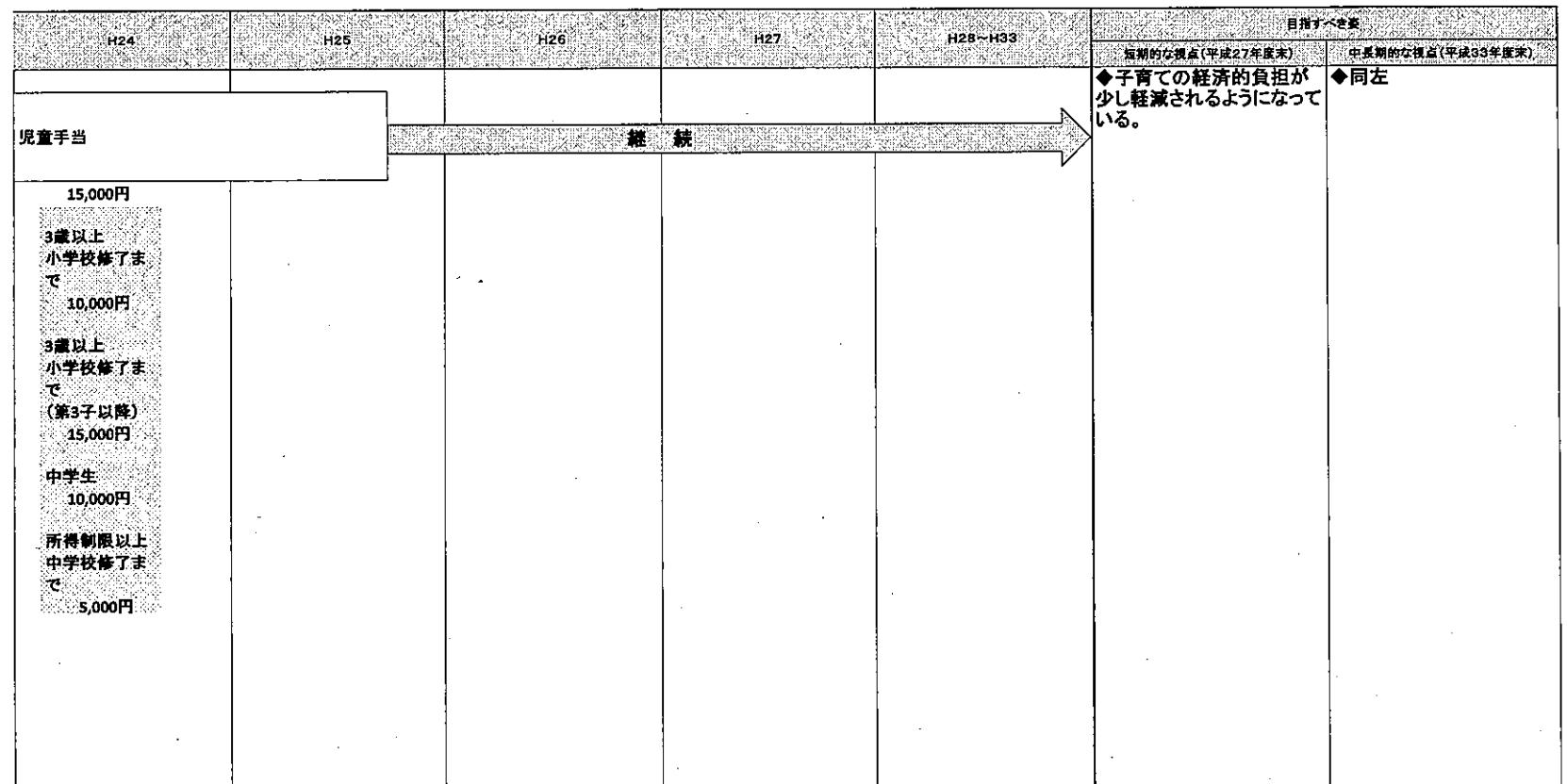
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

子育て系項目 （3）健全育成への環境づくり	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (今後何をやることで課題を解決するか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
◎青少年対策推進費	◎こどもの環境づくり事業費	◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化 ◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化 ◆家庭機能、地域機能の低下 ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H22刑法犯少年 1,039人 非行率ワースト1位 ◆不登校児童生徒 H22:792人 千人当たりの不登校児童数13.2人 (全国11.5人) ◆高校中退者 H22:364人 中退率1.7% (全国1.7%) ◆若年無業者数 H19 5,330人 15～34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%)	◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護 ◆非行予防のための少年補導活動への支援 ◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動 ◆各種機関による相談 -児童相談所 -少年サポートセンター -教育相談機関 -少年補導センター -若者サポートステーション -ひきこもり地域支援センター	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要 ◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発を怠長く継続 ◆各種相談機関による支援	18歳未満中心	・非行防止・健全育成の広報啓発 7月月間の実施 11月月間の実施 -青少年保護育成条例の広報、啓発 -非行防止の対策の検討・実施	経 続				
◎希望が丘学園	◆入所児童数 (初日在籍平均) ・H18 20名 ・H19 11名 ・H20 9名 ・H21 10名 ・H22 16名 ・H23 20名	◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援	◆経験の浅い職員が多いことによる児童自立支援の力量不足 ◆入所児童の問題の多様化	◆職員の児童処遇技術の向上 -専門性の向上 -児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成 -入所児童に対するカウンセリングの充実	18歳未満(小・中学生中心)	・職員の専門性の向上 -個々の児童の状態に応じた自立支援 ↓ -安定した施設運営	経 続				

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

子育て系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
～4～子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困 	<p>◆児童手当 実施時期 S47年1月～</p> <p>20年度 支給対象児童数 87,212人 負担金 1,435,587,798円</p> <p>21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292円</p> <p>◆子ども手当 繰り返される制度見直し 毎の制度周知とシステム改修の実施</p> <p>22年度 支給対象児童数 86,343人 負担金 1,451,577,909円 (うち、245,144,965円は、児童手当分)</p> <p>23年度 支給対象児童数 82,939人 負担金 1,433,910,212円</p>	<p>◆今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか</p> <p>◆繰り返される制度見直し ・H22.4月から児童手当に変わり子ども手当として支給開始 ・H23.4～H23.9月までは、22年度の制度(つなぎ法) ・H23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立</p> <p>◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集と対策</p> <p>◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援</p> <p>◆制度の周知徹底</p>	0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ てできなかつたのか)	これからの対策 (今まで何を取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)
IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	1. こどもの健やかな育ちを支える環境づくり (3) 健全育成への環境づくり こどもの環境づくり事業費 (こども条例推進事業費)	◆こども条例の制定(H16.8施行) ◆条例の認知度 ・シールアンケートの結果 H23 知っている: 33% 知らない: 67%	◆こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の設置(H17.3) ・委員会の開催(H17～) ◆こども条例の広報・啓発 ・「こども条例記念日フォーラムの開催」(H19～) ・「こども条例記念日フォーラムの開催」(H20～) ・新小学生へのパンフレットの配布 H23は小学生へ配布 ・中学校への出前事業(H23)	◆こども条例のさらなる広がり ◆府内各部局や推進委員会と連携したことでの環境づくり推進計画の推進	◆こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆こども条例の広報・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催、第4期委員の委嘱 ・「こども条例記念日フォーラムの開催」 ・「こども条例記念日フォーラムの開催」など ・県内小学生へのパンフレットの配布 ・こども条例の理念に沿った活動をしている民間団体やNPO等の取組の紹介 ・学校や地域の会合でのこども条例の啓発 など		●高知県こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ●第4期委員の委嘱	●第5期委員の委嘱			○こどもの環境づくり推進委員会と の連携による周知・啓発の取組に より、こども条例の認知度がアップ している	○こども条例が広く県民に周知さ れ、条例の理念を踏まえた地域等 での活動が広がっている
	★こうちこどもプランの推進と進行管理	◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画) の策定 計画期間:H22～H26	◆少子化対策推進本部などを通じた進 行管理 ・本部会や幹事会の開催	◆各部局による当事者意識を持った 事業の推進、進行管理	◆少子化対策推進本部などを通じた適切 な進行管理 ・PDCAによる進行管理		●少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ●H26年度で計画期間満了				○各部局が責任を持ってプランに 沿った取組を策定、推進している	
2. 少子化対策の推進 (1)県民運動の推進 少子化対策推進費 少子化対策県民運動推進 事業費	◆人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年～) 少子高齢化の進行 ・出生数 12,403人→5,518人 ・出生率(千人当り) 15.5→7.2(全国45位) ・合計特殊出生率 2.03→1.32(全国37位) (人口動態統計1974～2010) ◆子育てへの不安・負担感の増大によ る夫婦の持つ子供数の減少 ・子どもの理想と現実のギャップ 理想の数 242人 予定の数 2,071人 ・完結出生児数 1,96人 ※結婚15年の夫婦の平均 出生子ども数 ・夫婦の最終的な平均出生 子ども数 ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中 心とした企業・団体と連携した取組 高知県少子化対策推進県民会議 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～) ・子育て応援呼びかけカタログ ・子育て応援川柳の募集 ◆子育てへの不安感の増大による夫 婦の持つ子供数の減少 ・子どもの理想と現実のギャップ 理想の数 242人 予定の数 2,071人 ・完結出生児数 1,96人 ※結婚15年の夫婦の平均 出生子ども数 ・夫婦の最終的な平均出生 子ども数 ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆県民運動の広がり ・県民会議やその取組が県民に知 られない ・県民会議の構成団体から傘下の 団体などへ活動の広がりが十分 でない ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～) ・子育て応援呼びかけカタログ ・子育て応援川柳の募集 ◆子育てへの不安感の増大による夫 婦の持つ子供数の減少 ・子どもの理想と現実のギャップ 理想の数 242人 予定の数 2,071人 ・完結出生児数 1,96人 ※結婚15年の夫婦の平均 出生子ども数 ・夫婦の最終的な平均出生 子ども数 ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	●広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン ・県民会議の構成団体と連携して、 県民一人一人が子育て応援に取り組 むよう呼びかけ ○子育て応援フォーラム ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取り組み ・県民へのPR ○子育て応援キャンペーン ●子育て応援フォーラム ●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 ブラマネット等 ●各構成団体の紹介 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進	●子育て応援の気運の醸成や子育ての楽しさや喜びを伝える取組 ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取り組み ・県民へのPR ●子育て応援キャンペーン ●子育て応援フォーラム ●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 ブラマネット等 ●各構成団体の紹介 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進	●子育て応援の気運の醸成や子育ての楽しさや喜びを伝える取組 ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取り組み ・県民へのPR ●子育て応援キャンペーン ●子育て応援フォーラム ●各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 ブラマネット等 ●各構成団体の紹介 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 チラシ(名刺サイズ)の配布 ●高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進	○高知県少子化対策推進県民会議を中心 に、県内の多くの企業・団体に少子化対 策の取組が広がるとともに少子化対策 に関する県民の理解、関心が一層高ま っている	県民の多くの少子化を 自らのこととしてとらえ、 県民総ぐるみでの 少子化対策が進んでいる				
	○地域での子育て応援や少子化 対策に取り組む企業・団体が増えるなど、 県民総ぐるみで少子化対 策の取組が進み、県民の多くの少 子化の問題に關心を持っている。											

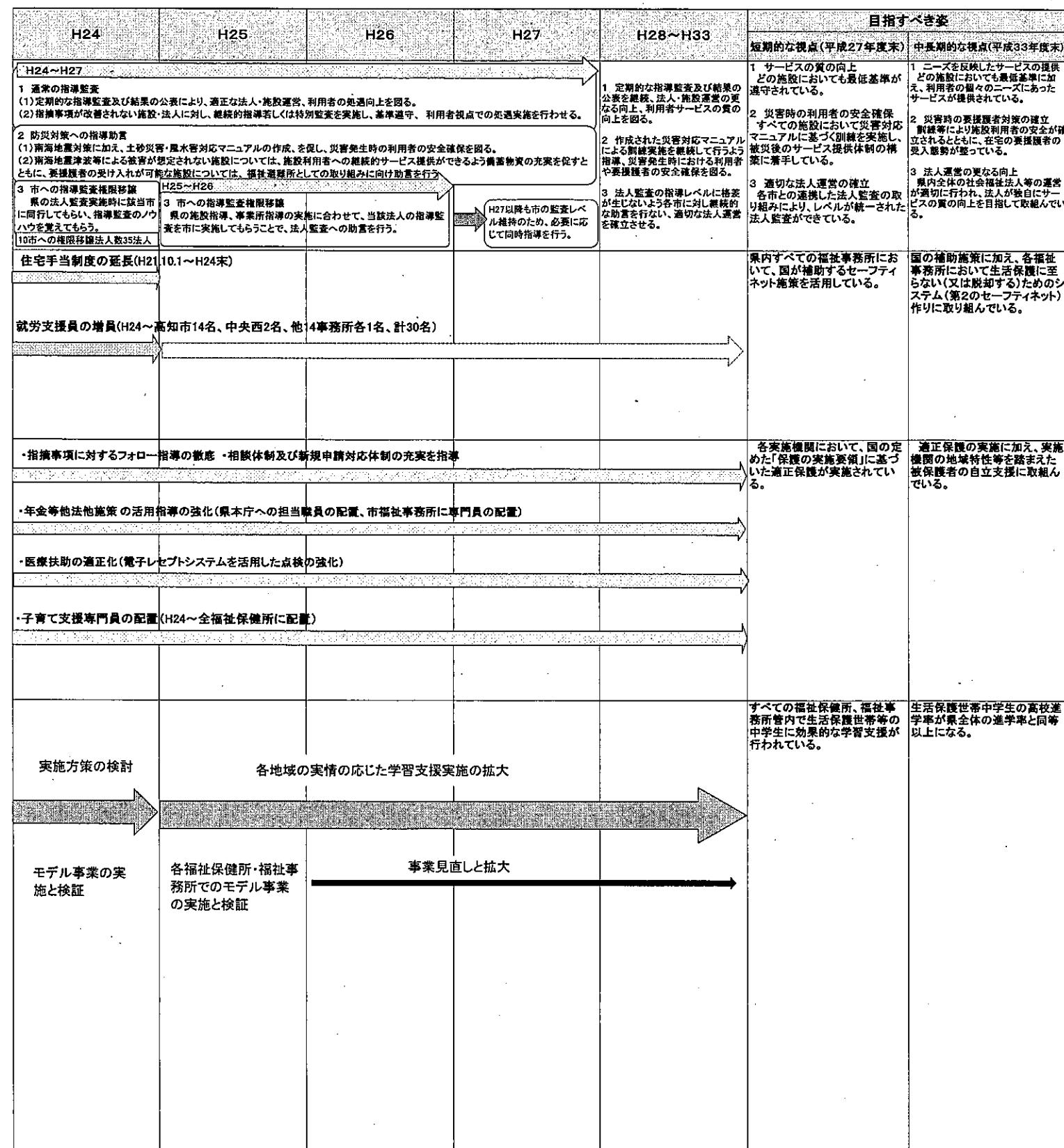
【課名:少子対策課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今まで何が上手くなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今まで何を取り組んできたか)	対象者 区分・年齢	目標すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H28～H33
(2)地域の子育て支援 地域子育て推進事業費 安心こども基金積立金	<p>女性の労働力率が高く、共働き世帯が多い。 ○女性の年齢階級別労働力率(H17国勢調査) -25～29歳 78.4% (全国平均74.9%) -30～34歳 74.5% (同63.4%) -35～39歳 75.0% (同63.7%)</p> <p>○共働き世帯の状況(H17国勢調査) -全世帯に占める共働き世帯の割合 48.6% (全国平均44.4%全国20位) -6歳未満の子どもがいる世帯に占める共働き世帯の割合 53.2% (全国平均36.5%全国9位) ○働きながら子育てするために望む支援 -育児に関する制度の充実、職場の理解、職場への啓発など ◆核家族化が進み、三世代同居が少ない ○核家族世帯の状況(国勢調査) -6歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯 H12年: 82.2% (全国78.6%) H22年: 84.7% (同 83.7%)</p> <p>○三世代同居世帯の割合(国勢調査) -6歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居世帯 H12年: 17.1% (全国20.9%) H22年: 14.3% (同 15.6%)</p> <p>○支援センターや子育てサークルからの連携取り (支援センター) -家庭訪問や出張相談の充実、専門的な支援が必要 (子育てサークル) -活動について相談できる人や他のサークルの情報がほしい -後継者づくり、継続性が課題</p>	<p>○地域子育て創生事業補助金による市町村の子育て支援の取組への助成(H21～H23)</p> <p>○地域子育て支援センター職員への研修 -21市町村39施設(H24.1現在) ○子育て支援アドバイザーの派遣 -H21 職員8名～10名 年4回 ○子育て講座の委託 -H23要綱見直し ○家庭教育サポートの活動支援 -H23～地域子育てサポートーに名称変更 ○子育て応援情報紙「大きくなれ」の発行(H21～) -H23 定期号2回 特集号2回 ○「こうちブレマnet」の運営 -H23.1 リニューアル ○企業での子育て出前講座の実施 ○企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成(H23～) ○子育て支援ポータルサイトの開設(H22～)、運営 ○子育て家庭や子育てサークル等へのアンケート等(H23)</p>	<p>◆働きながら安心して子育てができる環境づくりに向けた -多様な働き方に応じた保育サービス等の充実 ○子育て支援アドバイザーの派遣、支援の充実 ○企業の子育て出前講座の実施 ○企業が行う従業員の子育て支援に貢献する取組への助成 -法の義務規定を超える就業規則の整備等への助成(県単補助金) ○地域子育てサポートーの活動支援 -名簿の情報提供 -研修会の開催</p> <p>◆県全域での子育て支援の仕組みづくり ○子育てサークル等のネットワークづくり -子育てサークル等の登録、交流の促進、従業者の研修などを ○地域子育て支援センターとのネットワークづくりや職員等の専門性の向上 -新任、現任研修 各1回 -ブロック別研修交流会 東西各2回 ONPOによる子育て講座の実施 -子育てサークル等への研修</p> <p>◆子育て家庭に役立つ情報の提供 ○子育て応援情報紙の発行・配布 ○「こうちブレマnet」の運営 -内 容の充実(子育てサークルのイベント情報など)</p>	<p>◆市町村等の取組への支援 -市町村等が地域の実情に応じて行う子育て支援の取組への助成(H24～県単補助金) -子育て新システムスタート</p> <p>◆子育ての孤立感や不安感の軽減に向けた -子育てアドバイザーの派遣 -年50回、アドバイザー2名増 -子育てサークルも対象に追加</p> <p>◆企業での子育て出前講座の実施 -事業の周知→派遣回数の増加</p> <p>◆地域子育てサポートーの活動支援 -名簿の情報提供</p> <p>◆県全域での子育て支援の仕組みづくり -子育てサークル等のネットワークづくり -子育てサークル等の登録、交流の促進、団体の概要やイベント情報の発信 -交流会や研修会の開催 -県全体5回、地域別2回</p> <p>◆子育てサークル相互の交流の促進、従事者研修の充実→活動の継続 -新任、現任研修 各1回 -ブロック別研修交流会 東西各2回 -NPO等による子育て講座の実施 -サークル等との連携、サークル向け講座の実施</p> <p>◆子育て家庭に役立つ情報の提供 -子育て応援情報紙の発行 -年4回 -「こうちブレマnet」の運営 -内 容の充実(子育てサークルのイベント情報など)</p> <p>◆情報紙の定着、充実、子育て家庭への配布による普及</p> <p>◆情報の充実、利便性の向上</p>	<p>◆市町村等による地域の実情やニーズに応じた子育て支援の取組が広がっている</p> <p>◆企業等による従業員の子育て支援の取組が広がり、働きながら子育てしやすい環境が整っている</p> <p>◆県全域での子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークを通じて、県全域で子育てを支援する取組が活発に行われている</p> <p>◆子育て家庭に必要な情報が広く行き渡り、子育てに関する不安が軽減されるとともに、子育てを楽しむ人が増えている</p>	<p>○市町村等による子育て支援施策が充実し、どこに住んでいても安心して子育てができるようになっている</p> <p>○企業等による従業員の子育て支援の取組が充実し、働きながら子育てしやすい環境が整っている</p> <p>○県全域での子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークを通じて、県全域で子育てを支援する取組が活発に行われている</p> <p>○子育て家庭に必要な情報が広く行き渡り、子育てに関する不安が軽減されるとともに、子育てを楽しむ人が増えている</p>				
(3)独身者の出会いのきっかけづくり 出会いのきっかけ応援事業費	<p>◆未婚化・晚婚化の進行 -平均初婚年齢(H22 高知県) 男性 30.3歳(全国15位) 女性 28.7歳(全国10位)</p> <p>-平均初婚年齢の推移(高知県) (男性) (女性) 1970年 26.4 23.8 1980年 27.7 25.1 1990年 28.3 26.0 2000年 28.2 26.7 2010年 30.3 28.7 (人口動態統計)</p> <p>・生涯未婚率(H17～H22 国勢調査) 男性 18.7 → 22.1 女性 9.04 → 12.4</p> <p>・専用ホームページでの情報発信(出会いのきっかけ応援サイト) H22.10.1～</p>	<p>◆未婚化・晚婚化への対応 (こうち出会いのきっかけ応援事業) 結婚を望みながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供 -出会いのきっかけ応援事業費補助金 H19年度～ 実施団体数 H19：7 H20：11 H21：11 H22：8 H23：17</p> <p>・出会いのきっかけ応援会 H21年度～ H21 応募者数 998人(約5倍) H22 " 1,303人(約3.6倍) H23 " 2,418人(約3倍)</p> <p>・出会い応援団制度 H21年度～ 会員団体数 61 (H24.3月末現在) 応援団体数 17 (") イベント数 H22：5回 H23：3回</p> <p>・地域のお世話焼きの仕組みづくり (婚活センター) H22.11～ 60人(H24.3月末現在)</p>	<p>◆独身者の多様なニーズをふまえた出会いの場の創出 -市町村や企業・団体と連携した取組</p> <p>◆それぞの地域での独身者応援の意識の醸成 -官民連携による独身者の出会いの場づくり -団体の登録促進、イベント開催</p> <p>◆効果的な情報提供 -引き合わせ ○婚活センターの活動推進 -婚活センターへの支援 -新たなセンターの養成 -センターの交流・研修会など</p> <p>◆情報提供 ○こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営 -県内のさまざまな情報の収集及び一元的な情報提供</p>	<p>◆出会いのきっかけづくり -市町村や非営利団体等が実施する出会いのイベントへの助成</p> <p>◆出会いのきっかけ交流会の実施 -県主催の交流会の開催</p> <p>◆出会い応援団の活動の促進 -官民連携による独身者の出会いの場づくり -団体の登録促進、イベント開催</p> <p>◆引き合わせ ○婚活センターの活動推進 -婚活センターへの支援 -新たなセンターの養成 -センターの交流・研修会など</p> <p>◆効果的な情報提供 -こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営</p>	<p>◆出会いのきっかけづくり -市町村や非営利団体等が実施する出会いのイベントへの助成</p> <p>◆出会いのきっかけ交流会の実施 -県主催の出会いのきっかけ交流会の開催 (10回開)</p> <p>◆出会い応援団の活動促進 -官民連携に向けた支援 -出会いの見直し検討 -出会い応援団の活動促進 -官民連携に向けた支援 -出会いの見直し検討</p> <p>◆独身者支援についての研修 -相談者の交流会開催 等</p> <p>◆効果的な情報提供 -こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営</p>	<p>◆県や市町村、民間団体を中心に独身者のニーズに応じた出会いの機会が提供されている</p> <p>◆県内のさまざまな団体・個人(婚活センター等)が連携して、独身者の出会いを地域ぐるみで応援するようになっている</p> <p>◆独身者を応援する気運が一層高まり、それぞれの地域で、婚活センターや市町村、企業・団体が連携して、それぞれの地域にあった独身者支援が行われている</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	これからの対策 (今後何を取り組む予定)	対象者 区分 年齢
1 ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり	・指導監査を下記施設等に 対して定期的に実施している 社会福祉施設 261施設 高齢者 65 児童 20 保育所176	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導	定期的に指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指導結果が繰り返されるなど指導が活かされていない。 繰り返し指摘している主な事例 <法人監査> 理事会審議が十分行われていない。 理賃金への欠席が継続しているなど、未払いが予想される南海地震や、風水害・土砂災害に対するマニアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上に図るとともに、未波等の被害を受けない施設については、福祉避難所としての取り組みに向け助言を行っていく。	1 指導事項が改善されるまで指導を徹底して行うとともに、指導監査結果を公表することで、適正な法人・施設運営を目指すとともに、主管課と情報共有を行い、特に運営に差し不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。 2. 近い将来発生が予想される南海地震や、風水害・土砂災害に対するマニアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上に図るとともに、未波等の被害を受けない施設については、福祉避難所としての取り組みに向け助言を行っていく。 3. 第二三分権一括法でH25、4から市に指導監査権限が移譲される社会福祉法人等について、移管検査的な指導監査が行われるよう市と連携していく。		
(5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費	社会福祉法人 75法人 特例財団法人 6法人	実施回数 原則年に1回(保育所を含む児童福祉施設は年に1回) 指導監査結果の公表				
3 セーフティネット施策の充実・強化	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数: 266人(H24.2末累計) ・就労支援員 27人(H24.3末現在) (内訳)県福祉保健所 6人 市福祉事務所 21人	H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・住宅手当緊急特別措置事業費(住宅手当緊急特別措置事業費)(緊急雇用喪失住まい対策事業費補助金) 緊急雇用創出臨時特別基金積立金	・就労支援に関するノウハウの蓄積が不十分で、効果的な支援ができていない ・住宅手当緊急特別措置事業は時限措置であり、H25年度以降の制度の枠組みが不透明	1ハローワークと連携したセーフティネット施策の実施 2就労支援員のスキルアップを図るために研修や、無料職業紹介所の開設等実施機関としての支援体制を確立する。 3税と社会保障の一体改革で示される低所得者対策に対応する仕組みを構築する。		
(1)低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費(住宅手当緊急特別措置事業費)(緊急雇用喪失住まい対策事業費補助金)						
(2)生活保護対策 行旅病人死亡人取扱費市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H24.9:28.2% (全国16.3%、第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H24.9:15,699世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H24.9:21,355人 ・高齢者世帯の割合が高い(H23.11:高知県46.1%、全国42.5%) ・稼働年齢受給者の増加(その他世帯の割合、H10:3.8%→H24.2:17.3%)	・16実施機関に対する事業監査の実施 ・適正保護実施のため、CWやSVへの研修等を実施 ・就労支援員等による被保護者の自立支援 ・貧困の連鎖の防止(福祉保健所に子育て支援専門員を配置) ・電子レセプト管理システムの導入による医療扶助の適正化(H23~)	・急激な被保護世帯の増加への対応 ・特に高知市の増加が顕著であり、慢性的なケースワーカー不足やそれに伴う適正保護の実施に影響が出始めている。 ・長引く不況により、稼働年齢層の保護受給者が増えている。 ・より一層の実施機関の体制強化やCWの質の向上が必要である。	1実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏れ防止 ・保護を要する方の見児への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3差別防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法的施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員 5生活保護制度に関する国と地方の協議を踏まえた、生活保護制度改正に留意する。		
	・本県における生活保護世帯の高校進学率は、平成23年度以降横多福祉保健所で、県全体の93.7%と、県全体の98.1%より4.4ポイント低い。前年度のH22.3卒業生は、県全体の98.2%に対して84.8%と、13.4ポイントの差があった。 ・生活保護世帯の子どもやその親が、日常的な生活習慣を身につけるための支援や、子どもの進学に関する支援等を行うための子育て支援員を福祉事務所に配置。(10人(H24.3末現在)(内訳)県福祉保健所 4人市福祉事務所 6人) ・高知市、南国市では、生活保護世帯等の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 高知市 参加者58名中56名進学(H24.3卒業生、専修学校含む)進学率96.6% 南国市 参加者5名全員高校進学(H24.3卒業生、進学率100%)	・県福祉保健所では、平成23年度以降横多福祉保健所で、県全体の93.7%と、県全体の98.1%より4.4ポイント低い。前年度のH22.3卒業生は、県全体の98.2%に対して84.8%と、13.4ポイントの差があった。 ・生活保護世帯の子どもやその親が、日常的な生活習慣を身につけるための支援や、子どもの進学に関する支援等を行うための子育て支援員を福祉事務所に配置。(10人(H24.3末現在)(内訳)県福祉保健所 4人市福祉事務所 6人) ・高知市、南国市では、生活保護世帯等の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 高知市 参加者58名中56名進学(H24.3卒業生、専修学校含む)進学率96.6% 南国市 参加者5名全員高校進学(H24.3卒業生、進学率100%)	・中卒では安定した仕事に就きにくく、生活保護世帯の子どもが将来も生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護世帯の子ども達の進学率を上げることが重要。 ・高知市福祉事務所では、H23.11から、市教育委員会と連携して「チャレンジ塾」を市内5地区で開催。生活保護世帯、低所得世帯の中学生の希望者に学習支援を実施。(福祉事務所)子育て支援員が生活保護世帯等の中学生に参加を促す(教育委員会)教員OBや学生による学習支援員を派遣。 ・南国市福祉事務所では、平成23年度から、生活保護世帯の中学生3年生を対象に子育て支援員が学習会を開催。平成24年度には、対象を中学2年生まで拡大。 ・県福祉保健所、市福祉事務所のいずれにあっても、学習支援を推進するためには市町村教育委員会との連携が不可欠。	○各福祉保健所、福祉事務所管内の実情に応じた学習支援方式(塾方式・個別訪問形式等)を検討し、市町村教育委員会との連携のもと、事業の推進を図る。 ・福祉保健所の管内町村は複数に分かれ、また、町村当たりの生活保護世帯の中学生が少ない又は少ないといった事情があり、一律に塾形式の学習支援を実施するには困難。 ・県福祉保健所の管内町村は複数に分かれ、また、町村当たりの生活保護世帯の中学生が少ない又は少ないといった事情があり、一律に塾形式の学習支援を実施するには困難。 ・高知市、南国市、須崎市を除く市福祉事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。		

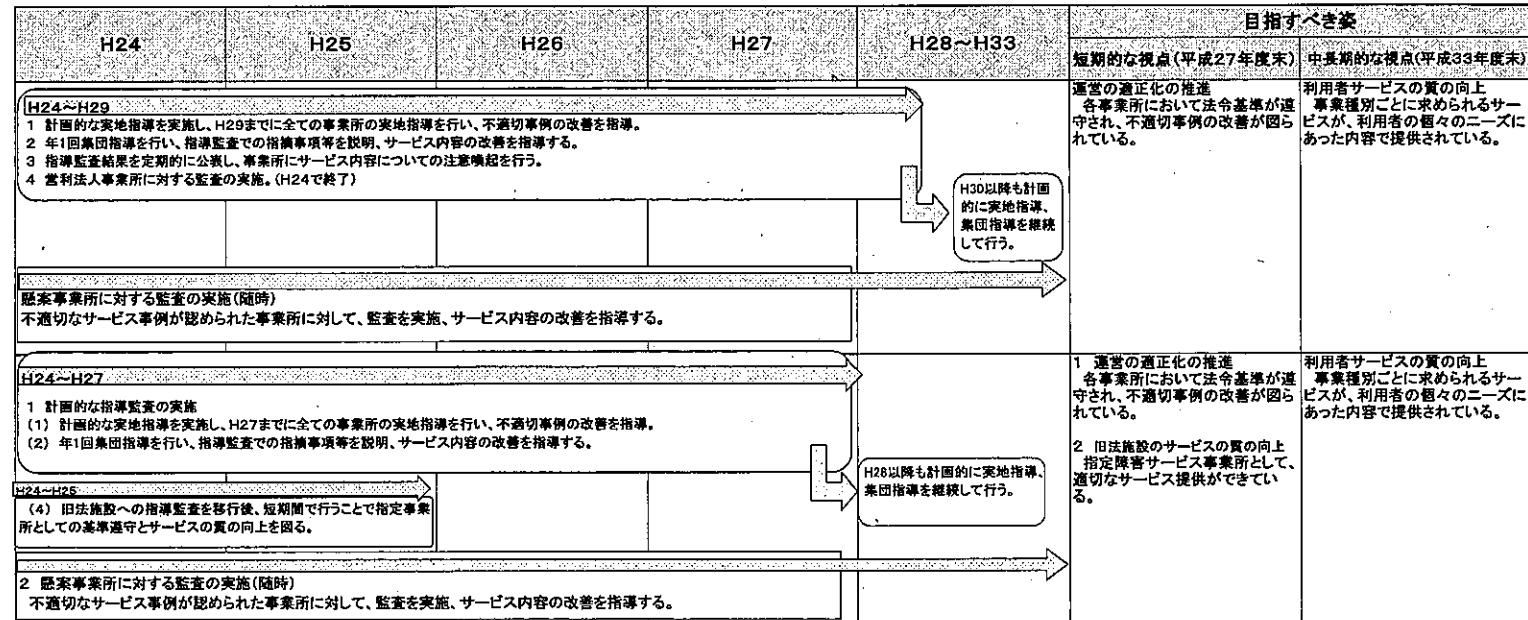


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:福祉指導課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何に手く進まなかっただけなのか)	これからの対策	対象者 区分・年齢
事業名					
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,186 内訳・施設系 98 ・居宅系 1,088 (H24. 1.31現在 高知市分除く)	県介護保険施設等指導・監査 要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 ③營利法人監査(書面) (H20～) 【実施状況】 実地指導 監査(内営利) H20 89 141(111) H21 153 213(206) H22 161 60(596) H23 224 337(334) 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供が多く、その対応のため計画どおりの実地指導ができない。 2 法令や基準等を十分に理解していない事業者がある。 3 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守の徹底を図る。 4 営利法人事業所に対する監査の実施(最終年度) 期間:H24 対象:82事業所	高齢者 65歳以上	

指定障害福祉サービス事業所数 (内訳) 居宅介護 73 重度訪問介護 69 同行授業 16 行動授業 1 相談支援 21 児童デイサービス 9 共生型介護支援(CH) 18 共生型生活支援(CH) 21 就寝期介護(JG-ステイ) 33 生活介護 25 自立訓練 4 就労移行支援 5 就労継続支援 47 施設入所支援 12 (H24.1.31現在 高知市分除く)
県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱・監査要綱に基づく指導・監査 ①指導:集団指導(年1回) 実地指導 ②監査:不正等が疑われる場合に実施 【実施状況】 実地指導 監査 H21 8 2 H22 104 2 H23 102 7 指導・監査結果の公表



テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	～課題～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	～対策～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	
		【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26～			
1 災害発生時の効果的な保健衛生活動の展開	◆被災時は、災害の規模や状況、地域特性に応じて柔軟に保健活動を展開する必要があるが、被災の状況によっては、当該自治体職員だけでは、保健活動を迅速かつ的確に行なうことが困難になる恐れがある。 ◆平常時に活動体制を整備しておき、災害発生直後から復興期までの継続的な保健活動を推進するために、平成18年3月にガイドラインを作成している。	【これまでの課題】 ◆被災状況に応じた保健師の派遣要請と、受入れ体制の整備	【ア これまでの対策】 (1)市町村が行う保健師の派遣要請手続等に対する助言の実施 ◆市町村が被災状況や派遣保健師の具体的な役割、支援内容、人員を明確にして福祉保健所に報告した内容を基に、県本庁から他市町村や他県からの保健師の支援要請するという手順を明確化	市町村	啓発・助言	定期的な研修・防災訓練の実施により、体制整備を図る				◆的確な被災状況の把握と、スムーズな支援要請ができる	◆甚大な被害を受けた市町村からでも情報が収集できる	
	【新たに見えてきた課題】 ◆津波の襲来により自治体庁舎(市町村、県)が滅失した場合の被災状況の情報収集	【イ 新たに見えてきた課題への対策】 (1)情報収集方法の検討 ①県が情報を収集する仕組みの構築 (県全体の情報収集の仕組みとの調整) ②市町村から情報を上げてもらう仕組みの構築 (保健師連絡網の整備など複数ルートの確保)	情報収集					◆早期の統制された支援体制の導入による、災害保健活動の円滑な実施ができる				
	◆想定を超える被害により、市町村や県の行政機能が停止した状況下での保健活動の展開、指揮命令系統の明確化	【(2)他からの支援により保健活動を展開する仕組みづくり】 ①市町村保健行政機能を県が支援する場合 ・市町村行政機能が停止した場合の、保健活動の体制検討と指揮命令のルール化 ②県福祉保健所機能を他の福祉保健所が支援する場合 ・福祉保健所の機能が停止した場合の、他からの支援体制の検討と指揮命令のルール化 ③県外からの支援を受け入れる場合 ・県として対応する活動内容と支援を受ける内容との責任分担と指揮命令のルール化	課題整理									
2 福祉保健所庁舎等の南海地震への備え	◆各福祉保健所において南海地震を想定した対応を実施	【これまでの課題】 ◆震度6クラスの地震の「揺れ」	【ア これまでの対策】 (1)地震の「揺れ」に対する減災対策の実施 ①通信手段の確保 ②家具の固定化や危険な薬品の倒壊防止 ③職員の安否確認 ④震災後の市町村支援のための資材・設備の整備 ※庁舎の耐震化(別掲の「取組項目」に記載)	県	直接	各福祉保健所の個別対応				①危機管理部の防災指揮トランシーバーで対応(H24年度整備済) ②③対策実施済 ④予算要求を実施	◆地震の「揺れ(震度6クラス)」に被災しても福祉保健所の機能をできるだけ低下させない	
	【新たに見えてきた課題】 ◆「津波」による庁舎の被災 (現在の想定は、全福祉保健所が浸水しない想定)	【イ 新たに見えてきた課題への対策】 (1)津波被害を想定した対策の実施 ①台帳の保管場所の変更 (上層階への写しの保管等) ②台帳、個人情報の破損、流出の防止 ③電子情報のバックアップ体制の確保 ④既存庁舎の浸水を想定した「代替庁舎」の事前選定 ⑤津波を想定した職員の避難場所や持出品等の再検討 ⑥広範囲かつ長期な災害対策を想定した支援・受援に必要な装備・設備の整備(テント、発電機、通信機器、燃料、シラフ、管内地図等) (2)庁舎へ避難してくる県民への対応	各府方針を踏まえて予算要求を実施。 (機能維持に必要な資器材整備については、各福祉保健所と協議済み)また、(2)について は、備蓄は指定避難所に限るという全府方針により、資機材備蓄は行われないこととした。									
						東日本大震災の支援を通じて得た知見による検討の整理						

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	~課題~		実施主体	県の関与	進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加				
3 安芸総合庁舎の耐震化	<p>◆Is値 0.21 ◆庁舎が狭隘 →土木事務所は仮事務所を使用 ◆津波への対策 →平屋建プレハブ事務所の仮土木事務所は浸水する</p> <p>【これまでの課題】 ◆東部地域の災害拠点として機能 →震度6弱への揺れ対策 →浸水深0.75m、30分の津波浸水対策 →ライフライン機能の維持 ◆災対支部となる土木事務所の入居 ◆発災後に使用する公用車の確保</p> <p>【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題</p>	<p>【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加</p> <p>【これまでの課題】 ◆免震構造による建替え。 ・庁舎を1m嵩上げし、津波による浸水を防止し、庁舎を維持。 ・電気、上下水などライフラインを確保 ・土木事務所も入居できる広さを確保 ◆2階建自走式公用車駐車場を整備</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆想定外の津波に対応できない ・浸水深が1階床面より上昇すると、自家発電用の燃料ポンプが浸水により停止し、自家発電ができなくなる ・浸水深が5mを超えると2階が水没し、交換機が水没し、防災無線を含む通信機能を失う また、自走式駐車場の2Fに避難させている公用車が水没し利用できなくなる ・2階が浸水した場合、災対支部、医療災対支部として使用予定の会議室が使用できなくなる ◆想定外の津波に対する強度不足 ・2階天井近くまでの浸水を想定した場合、津波避難ビルとしての強度を確保できていない。</p>		県	直接	<p>◆24.11月に1期工事の完了し、引き渡しが完了。 26.3月の完成に向け2期工事地図中、(駐車場及び外構工事は26.9月頃に完了する見込み。)</p>	◆想定を上回る地震が来ても東部地域の防災拠点として機能
4 発災後の保健・医療・福祉の行政機能の維持	<p>◆中央東福祉保健所別館及び幡多総合庁舎が未耐震である ◆Is値 中央東福祉保健所別館 0.58 幡多総合庁舎 0.51</p> <p>【これまでの課題】 ◆平成25年度までに耐震化を実施</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆想定を超える被害により、市町村の保健医療行政機能が停止した場合の県によるバックアップ体制の確立 ・コントロール機能を発揮できるよう、想定外の規模の地震にも耐え得る耐震化を進める ◆津波対策の再検証</p>	<p>【これまでの対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める</p>		県	直接	<p>◆中央東福祉保健所について、今耐震化工事に関する設計委託を実施。 ◆幡多総合庁舎については、耐震診断を実施(Is値0.51)結果を踏まえ現行省の所要化の方向で検討。</p>	Is値 0.9 職員、庁舎、機器類を地震から守り、発災後の管内保健行政全般をバックアップする。
5 衛生研究所の耐震化	◆Is値 0.31	<p>【これまでの課題】 ◆平成25年度までに耐震化を実施</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆発災後の劣悪な環境下で発生する様々な感染症等の迅速な原因特定による健康被害の防止 →地震による検査機器の被害防止 ◆津波対策の再検討</p>	<p>【これまでの対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県有建築物の耐震化実施計画に基づき着実に耐震化を進める</p>	県	直接	<p>◆県周辺県有施設の有効利活用の視点で、総務部を中心として活用方針を検討中。</p>	Is値 0.9 単に揺れから建物の破壊を防ぐだけではなく、検査機器を守る。

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:健康長寿政策課】

取組項目	現状	~課題~	~対策~	実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26~		
6 避難所における歯科医療、歯科保健提供体制の構築	<p>◆高知県災害医療救護計画の広域計画において、県が設置する災害医療対策本部、災害医療対策支部の構成メンバーに県歯科医師会が入っている</p> <p>◆災害医療対策支部からの依頼により、歯科医療チームを編成することが規定</p> <p>◆歯科医院への通院が困難な要援護者に対し、在宅歯科医療の提供や相談を目的とし在宅歯科医療連携室を設置(H23)するとともに、貸出用在宅歯科医療機器を整備(H22~)(今後県内全域に対応できる仕組みづくりを検討していく)</p> <p>◆在宅歯科医療機器の整備を行う歯科医に対し、経費を助成している(H22~)</p>	<p>【これまでの課題】 ◆在宅歯科に関わる歯科医師の確保</p> <p>◆地域ごとのネットワークづくりと広域応援体制の確立</p> <p>◆在宅歯科医療機器の導入促進</p> <p>◆災害時に活用できる歯科医療、歯科保健対策の検討</p> <p>【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題</p> <p>【これまでの対策】 ◆在宅歯科に関わることのできる歯科医師把握とリスト作成</p> <p>◆地域ごとのネットワーク、多職種の連携体制の検討</p> <p>◆在宅歯科医療機器の購入(助成)</p> <p>◆災害時の歯科医療、歯科保健提供につながる歯科診療所のデータのバックアップ体制づくりの検討や研修の実施</p> <p>【修正追加すべき対策】 ◆歯科医の避難所までの交通手段(機動力)確保策の検討</p> <p>【対応を見直したもの】 ◆歯科医の避難所までの交通手段(機動力)確保策の検討</p>	県歯科医師会	支援						<p>◆高知県災害医療救護計画の見直しと調整しながら検討中</p> <p>アンケート調査実施により、在宅歯科に関わることのできる歯科医師のリスト作成(H24.8)</p> <p>医師会等の関係団体による連携協議会を設置(H23年度)</p> <p>・地域の実情に応じた対策を検討するための歯科保健地域連絡会を各領域に設置(H24年度)</p> <p>・在宅歯科医療機器は無歯科医地区を除く必要な箇所に、使用頻度を考慮して整備を検討中(H24)</p>	<p>◆奥たきり等の理由で歯科医院への通院が困難な方に対し、広域応援体制も含めた県内全域に在宅歯科医療を提供する仕組みができる(この仕組みで災害時も対応が可能)</p> <p>※「高知県災害医療救護計画」</p> <p>◆地域での関係者の連携や、住民と歯科医療機関の連携が進むことで、「顔の見える地域連携」が進み、災害時には迅速な被災状況の把握と対応が可能となる</p>
6-2 災害時栄養・食生活支援活動マニュアルの作成	<p>◆高知県地域防災計画や南海地震応急対策活動計画、災害時の保健、医療、福祉等に関するマニュアル整備は進んでいるが、食に関しては、詳細な記載がない</p> <p>◆24年8月に県と高知県食生活改善推進協議会によって「災害時の食の備え~南海地震に備えちよき~」(個人や家庭単位での活用向き)の冊子を作成し、協議会の研修会や市町村のイベント時に啓発中</p> <p>◆非常用食料等の備蓄の状況 ・備蓄している県民の割合:27.6%(平成23年県民健康・栄養調査) ・主食を備蓄している市町村の割合:73.5%(平成24年5月 災害用備蓄物資に関する調査 南海地震対策課・地域福祉政策課) ・食料や水を備蓄している施設の割合:65.1% (平成24年6月調査 高知県社会福祉施設等地震防災対策調査) ・食料や水を備蓄している病院の割合:90% (平成24年8月調査 医療政策・医師確保課)</p>	<p>【新たに見えてきた課題】 ◆備蓄食材の確保と供給、調理体制、必要な栄養量を確保するための環境整備や栄養相談などを行うために、災害時の栄養・食生活支援体制等の検討が必要</p> <p>・食支援では初期の絶対的不足だけでなく、その後の供給物質の偏り等から肥満や高血圧者が増加する等さまざまな健康上の問題が生じた</p> <p>・災害弱者に対し、特殊食材の供給や調理も難しい</p> <p>・医療機関や高齢者施設等では特殊な食材を中心に物資供給が途絶え混乱が生じた</p> <p>・炊き出しなどを想定した、災害時レシピの作成や調理の訓練、関係機関との連携が必要</p> <p>・栄養状態や疾患の悪化を防ぐために、早期栄養相談が必要</p>	<p>①検討会による「災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」の作成 ・災害時の県や市町村、施設等の役割や活動 ・物資の調達や疾病に対応した食品の確保の方法</p> <p>②市町村のマニュアル作成の支援</p> <p>③医療機関や施設のマニュアル作成については、関係課と連携して支援</p>	県・市町村・医療機関や施設	直接、啓発、助言				<p>①マニュアルの作成</p> <p>②市町村マニュアルの作成支援</p> <p>③医療機関・施設のマニュアル作成支援</p>		<p>早い時期から栄養・食生活支援活動ができることにより、栄養状態及び慢性疾患の病状の悪化を最小限にとどめ、避難生活の健康保持ができる。</p>

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名：医療政策・医師確保課】

取組項目	現状	～課題～		実施主体	県の関与	個々の取り組み				進捗状況	目標すべき姿	
		【これまでの課題】元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】元々実施することとしていた対策【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加			H23	H24	H25	H26～			
7 医療機関の耐震化の促進	◆災害拠点病院10病院中8病院が耐震化 ◆第2次救急医療機関56病院中31病院が耐震化	【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【これまでの課題】◆国の補助事業を活用した未耐震病院の耐震化を進めてきたが予算上の制約等があり未対応な病院があること 【新たに見えてきた課題】◆新想定による沿岸地域の医療施設の津波浸水被害の拡大 ◆現補助制度は、災害拠点病院等に限定されているが、災害拠点病院等に限定されていた患者の安全確保、医療救援活動の維持、避難患者の受け皿確保の観点から一般病院への支援の必要性	医療機関	支援	国が交付金及び補助金を活用した医療機関への助成 ◆H22年度から恒久的な耐震化の補助を政策提言	政策提言	政策提言	政策提言	国へ政策提言を実施 (H23.6/24.5～) →24年度に、救急病院及び第2次救急医療機関で4病院、一般病院で14病院、院内合計3病院の耐震工事が完了する予定	◆災害時における医療機能の確保 ※「高知県南海地震対策行動計画」 病院の耐震化率…90% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院…100%(平成24年度) 注)当該耐震化率は、部分的にでも耐震化が行われている施設数の全体施設数に占める割合	
8 災害時の医療救護体制の整備	◆災害医療救護計画及びマニュアルの見直しを行い、高知県災害時医療救護計画を策定した。	【これまでの課題】◆DMATや広域医療搬送等、新たに整備されてきた計画や法令等を踏まえた救護計画等の見直し ◆毎年高知県に割り当てられる受講枠に沿って計画的に日本DMATを養成 ◆災害時に協力が必要となる薬剤師会、歯科医師会等医療関係団体と協力協定を締結 【修正追加すべき対策】◆津波浸水被害の新想定を踏まえた救護計画のさらなる見直し	【これまでの対策】◆災害医療救護計画の見直し及び改訂を行った ◆毎年高知県に割り当てられる受講枠に沿って計画的に日本DMATを養成 ◆災害時に協力が必要となる薬剤師会、歯科医師会等医療関係団体と協力協定を締結 【修正追加すべき対策】◆津波浸水被害の新想定を踏まえた救護計画のさらなる見直し	県、医療機関	直接	DMATの養成	改訂した救護計画の周知 ・新たな課題への対応を踏まえた見直し作業	改訂した救護計画の周知 ・新たな課題への対応を踏まえた見直し作業	改訂した救護計画の周知 ・新たな課題への対応を踏まえた見直し作業	→H24年3月に災害時医療救護計画の改訂を行った。その後、関係機関への配布、周知を実施。 日本DMA研修会3回が実施 (H23年度) 病院(H22.7～)も実施 H24年度は3月～4月が受講予定	◆局所的な事故及び災害、地震等による広域的な災害(津波被害を含む)に対応できる救護体制の整備 ◆全災害拠点(支援)病院に複数のDMATを整備	
9 医療機関における地震防災対策の促進	◆医療機関の地震津波被害への防災対策の支援が不十分	【これまでの課題】◆医療機関の防災計画の策定状況及び訓練実施状況の把握	【これまでの対策】◆医療機関に対するアンケート調査による現状把握及び課題抽出 ◆医療機関への防災計画の作成及び訓練実施の指導・啓発 ◆トリアージ研修等の災害医療研修の参加者に所属病院において災害対策の啓発を促す	医療機関	啓発・助言	医療機関への防災対策の啓発	医療機関の現状把握 ・医療施設の災害対応のポイントを医療機関間に周知 ・医療機関の現状及びニーズ摸査等を行い、それらを踏まえた「医療施設の災害対応指針」を作成・周知するとともに、同指針に沿って、医療機関が災害対策を進めるために必要な支援について検討を行う	医療機関の現状把握 ・医療施設の災害対応のポイントを医療機関間に周知 ・医療機関の現状及びニーズ摸査等を行い、それらを踏まえた「医療施設の災害対応指針」を作成・周知するとともに、同指針に沿って、医療機関が災害対策を進めるために必要な支援を行う	医療機関の現状把握 ・医療施設の災害対応のポイントを医療機関間に周知 ・医療機関の現状及びニーズ摸査等を行い、それらを踏まえた「医療施設の災害対応指針」を作成・周知するとともに、同指針に沿って、医療機関が災害対策を進めるために必要な支援を行う	医療機関の現状把握 ・医療施設の災害対応のポイントを医療機関間に周知 ・医療機関の現状及びニーズ摸査等を行い、それらを踏まえた「医療施設の災害対応指針」を作成・周知するとともに、同指針に沿って、医療機関が災害対策を進めるために必要な支援を行う	病院及び有医療機関によるアンケートを実施し、医療機関の現状把握を行うとともに、防災計画作成・訓練実施の実施等の防災対策の実施を行った。(H23.6)	◆入院患者等の速やかな避難体制の確立 ※「高知県南海地震対策行動計画」 ◆医療機関における防災計画の作成 平成24年度までに作成率…100% ◆医療機関における防災訓練の実施 平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率…80%
10 災害医療から通常医療への早期移行	◆改訂した災害時医療救護計画において、被災地における通常の医療提供体制が回復するまでの間、医療救護活動を実施することを明記した。	【これまでの課題】	【これまでの対策】	医療機関	助言・指導	津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知	津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知	津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知	津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知	津波浸水想定地域内の医療機関の把握及び当該医療機関への周知	改訂した救護計画において、被災地における通常の医療提供体制が回復するまでの間、医療救護活動を実施することを明記した。	
		【新たに見えてきた課題】◆広範囲、長期にわたり医療機関の機能が喪失し、復旧が進まない。災害救護体制の終了の目途が立たない ◆復旧復興に向けては、地域の医療体制が通常医療(保険診療)に移行することが不可欠	【新たに見えてきた課題】◆他県からの支援を含む当該地域全体の当面の医療提供体制代行の検討 ◆地域医療機関の早期復旧に関する支援策の確立を国へ提言 ◆診療記録等患者データの保全方策の検討	県、医療機関	支援・助言・指導・政策提言	教護計画の見直し	政策提言	政策提言	政策提言	政策提言	◆地域の医療提供体制の早期回復	

取組項目	現状	～課題～	～対策～	実施主体	県の 関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加					
11 災害時に必要な医薬品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄がなされていないため震災時に必要な医薬品の確保が困難 ◆災害時の医薬品の供給体制(ルート・役割分担等)が確立されていないため、必要な場所に医薬品の供給が出来ない恐れ 	<p>【これまでの課題】 ◆災害用医薬品(急性期対応)の備蓄</p> <p>【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題</p>	<p>【これまでの対策】 ◆「災害医療救護計画」に基づく医薬品の備蓄 ・医薬品リストの見直し及び予算化(H22年度対応) ・急性期の医薬品の備蓄(H23年度実施予定) ・4日以降必要な輸液及び破傷風トキソイドの備蓄(H24年度実施予定)</p> <p>◆備蓄医薬品の供給体制(ルート・役割分担)の「災害救護計画検討委員会・医薬品部会」での検討</p>	県	直接	<pre> graph TD A[備蓄] --> B[追加備蓄] B --> C[検討会で検討] C --> D[より実効性のある対策の検討及び実施(災害医療対策本部会議医薬品部会等で検討)] D --> E[政策提言] E --> F[協定締結(24年3月)] F --> G[各団体との定期的な協議] G --> H[お薬手帳の普及啓発(電子版お薬手帳の体制整備:H25年度)] H --> I[薬剤師会と協議] I --> J[販売業と協議] J --> K[災害医療対策本部会議医薬品部会等で検討] K --> L[より実効性のある対策の検討及び実施(災害医療対策本部会議医薬品部会等で検討)] L --> M[薬事コーディネータの委嘱と研修] M --> N[医薬品等流通備蓄調査] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ◆追加備蓄先医療機関(候補)と備蓄に向け協議中 ◆検討結果を「高知県災害医療救護計画(23年度未改定)」に反映。24年度は具体的な手順を検討中。(*) 	※「高知県災害医療救護計画」
12 高知県赤十字血液センターの機能確保	◆高知県赤十字血液センターが津波被害想定地域内に位置している	<p>【これまでの課題】 ◆血液製剤の保管場所の検討</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆東日本大震災の結果を踏まえた津波対策への対応</p>	<p>【これまでの対策】 ◆血液製剤の保管場所を新たに3階に整備</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】 ◆県内における血液製剤の備蓄・供給体制の検討 ◆県域を超えた広域的な供給体制の検討(災害医療救護計画の見直し)</p>	血液センター	啓発、助言(連携・要請)	<pre> graph TD A[実施(23.5月未実施済)] --> B[備蓄等の検討] B --> C[検討、計画への反映] C --> D[より実効性のある対策の検討及び実施(災害医療対策本部会議医薬品部会等で検討)] </pre>	23.5月末実施	◆災害時における高知県赤十字血液センターの機能確保(血液製剤の供給等)
13 災害時の毒劇物対策	◆毒劇物の適切な保管管理に関する指導は、一般的な指導として実施している。	(新)◆毒劇物の流出事故に対する対応	(新)◆各事業者への災害時に備えた対応を要請(保管タンクの耐震補強等の流出防止対策や事故対応マニュアルの改善)	県	直接	<pre> graph TD A[実施(23.8月)] --> B[機会を捉え災害時に備えた対応を要請] </pre>	◆今後とも機会を捉えて実施	

テーマ【南海地震対策の見直し】

【健康対策課】

取組項目	現状	～課題～	～対策～	実施主体	県の関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加					
14 災害時の在宅難病患者の安全確保	<p>◆難病患者を含む在宅要医療者について、「在宅要医療者災害支援マニュアル」を策定し、支援計画や支援体制を整備してはいるが、甚大な津波被害、ライフライン復旧の長期化等までを想定して策定したものではないため、支援計画や支援体制の検証が必要</p> <p>【個別支援計画策定状況】 (県福祉保健所が策定) ・特定疾患医療受給者で在宅の人工呼吸器装着者 5名</p>	【これまでの課題】 ◆発災後の避難場所と経路の確保 ◆発災後の医療処置・服薬の確保	【これまでの対策】 ◆関係者と「在宅要医療者災害支援マニュアル」を策定 ◆「在宅要医療者の災害対応パンフレット(簡易版)」、「緊急支援手帳」を、特定疾患新規認定者や関係医療機関に配布し、災害対応について啓発 ◆特定疾患新規認定患者(人工呼吸器使用者)の個別支援計画作成(福祉保健所)と定期的な見直し ◆人工透析患者の災害支援体制について、県透析医会、患者会、市町村等との検討会と情報共有	県	直接	支援計画見直し(毎年度)	在宅要医療者災害支援マニュアル(特定疾患新規認定患者等への情報提供、現状の検証を踏まえ、内容を追加)	◆強い揺れと津波による生命の危機回避(医療機器の故障・破損対策) ◆医療につなげる体制整備 ◆医療機関への搬送までの介護支援者の確保 ◆医療機関情報の連絡網の整備 ◆広域的搬送も含めた、医療機関への搬送手段、経路の確保
		【新たに見えてきた課題】 ◆在宅要医療者への支援策を、災害時要援護者全体に広げること	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆市町村の「災害時要援護者避難支援計画」策定加速化への協力・支援			在宅要医療者市町村の災害時要援護者登録につなげる	患者配布用パンフレット(24年9月改訂)、特定疾患医療受給者に配布活動 ・個別支援計画(24年度中の見直し)	◆市町村の災害時要援護者台帳へ登載 ◆発災時に必要な援護につながり、必要とする医療への迅速かつ確実な支援体制の確立
15 消毒用資器材の備蓄体制の確立	<p>◆沿岸部市町村では5市町村で備蓄が行われておらず、備蓄できている市町村でも、風水害用の備蓄が主となっている。</p> <p>【市町村での備蓄状況】(H22.7調査) 沿岸部19市町村 消毒薬あり 11市町村(57.9%) 資器材のみ 3市町村(15.8%) 備蓄なし 5市町村(26.3%) (奈半利町は業者との提携あり) 中山間部15市町村 消毒薬あり 7市町村(46.7%) 資器材のみ 1市町村(6.7%) 備蓄なし 3市町村(20%) 回答なし 4市町村(26.7%)</p>	【これまでの課題】 ◆地震発生後の津波に対応できるか市町村での備蓄計画や供給体制の検証	【これまでの対策】 ◆市町村での消毒薬等の保有状況の把握 ・毎年調査を実施 ◆市町村への備蓄に関する啓発	市町村	啓発・助言	医薬品卸業者での供給体制の確立 ・対策の見直しについて(当初の想定) ・浸水後の家屋で、被災直後から生活することを前提に、消毒に必要な薬剤等の備蓄をする。 (実際の状況) 津波被害では家屋自体が流出するため、被災家屋で生活することはほとんどなく、長期浸水への対応では、被災後に購入するだけの時間的余裕があった。感染症として問題があったのは、避難所での流行であり、避難所での手洗いや消毒等が重要となっていた。	浸水の直後に消毒を実施することができる現実的に可能かどうか、その必要性があるか検討し、避難所での感染症対策を実施すべきと判断し、避難所運営の段階で対応することとした。	◆保健所及び市町村での消毒薬等の備蓄体制の確立
		【新たに見えてきた課題】 ◆津波で流失しない場所での消毒薬等の保管	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆市町村での保管場所等の把握、検証 ◆津波を想定した保管の啓発			大規模災害時対応の検証 ・対策としては避難所での長期生活に備えるため、避難所への石鹼等の配備をすることであるため、南海地震対策の行動計画も含め、この項の対策は終了とする。(避難所運営の項に感染対策を記述する)	↓ 対策としては避難所での長期生活に備えるため、避難所への石鹼等の配備をすることであるため、南海地震対策の行動計画も含め、この項の対策は終了とする。(避難所運営の項に感染対策を記述する)	

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:食品・衛生課】

取組項目	現状	～課題～		実施主体	県の関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿
		【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加					
16 水道施設の耐震化の推進	◆高知県上水道の耐震化は33.3%(基幹管路)で、南海地震発生時には多くの水道管が損傷し、復旧に多くの時間と費用が見込まれる。	【これまでの課題】 ◆国庫補助の採択要件が厳しく、市町村の予算等の関係があり、耐震化の取り組みができない。 ◆公営事業としての採算経営の枠組みの中で、事業者たる市町村に取り組んでもらわなければならない。	【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	【これからの対策】 今回の震災から見えた課題への対策	水道事業者(市町村)	支援	H23 H24 H25 H26 H27	市町村アンケートによる意見集約 ↓ ・全国担当部長会(中国・四国民主管部長会、全国衛生部長会)を通じた厚生労働省との協議事項への盛り込み。 ・厚生労働省衛生局水道課長への政策提言(2011/10/19) ・厚生労働省衛生局水道課長への政策提言(2012/5/23)
17 広域火葬の実施体制の整備	◆県内には14箇所しか火葬場がない、想定規模の南海地震発災時には、多くの火葬場が使用不能になる恐がある。 ◆地震発災後、火葬を実施する場合、県内外の火葬場の協力のもと、火葬を実施する必要がある。	【これまでの課題】 ◆地震発生後にとるべき応急対応マニュアル等が不十分 ◆広域火葬計画の策定	【これまでの対策】 ◆広域火葬計画の策定(H26年度) ・火葬場関係者連絡協議会の設立(H22年度) ・関係市町村との協議(H23年度) ・関係県との協議(H24年度) ・計画検討協議会を開催し、府内外の関係者で計画を検討する。(H25年度予定) ・完成した計画を市町村等に周知する。(平成26年度予定)	【新たに見えてきた課題】 ◆遺体対応としての土葬の可能性	【修正追加すべき対策】 ◆火葬対応が困難な場合の土葬の検討 ◆火葬能力の維持確保 ◆遺体安置所の具体的な場所の検討	県	直接	5保健所で広域火葬計画の市町村説明会を実施し、土葬で対応する場合の具体的な検討を依頼。 ・関係県と火葬の応援体制について協議 ・市町村に対して安置所等の検討調査実施
18 ペットの保護体制の整備	◆災害時における動物救護に関して即応できる態勢ができていない。	【これまでの課題】 ◆被災した飼い主不明のペットの保護・飼養管理活動や被災したペットの飼い主への援助活動に係る体制整備	【これまでの対応】 ◆災害時動物救護マニュアル作成の検討 ・獣医師会との協定締結[H23.4/25] ・動物関係団体との調整	【新たに見えてきた課題】 ◆ペット保護に係る民間支援組織からの受援体制の構築 ◆ペットと同行避難した人が、ペットと一緒に避難生活をするための体制が整っていない。	【修正追加すべき対策】 ◆ペットを持って避難生活ができる避難所の整備について検討する。 ◆緊急災害時現地動物救護本部の配備体制の検討 ◆各市町村の地域防災計画にペット同伴可の避難所に係る記述を入れ、実際にペット同伴可能な避難所の設置を勧める。(避難所担当課と連携)	市町村	啓発・助言	◆災害時ににおける効率的な広域火葬の推進 ・遺体安置所、輸送手段の確保 ・火葬場設備(非常用電源、予備燃料タンク)の補強
								各市町村の避難所担当部局の確認、市町村地域防災計画に災害時動物救護についての記述があるか等についての調査(H24.8.17)
								◆災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に迅速に対応できる官民の協力体制の確立 ◆ペットと同行避難した人が周囲に迷惑をかけずにペットと一緒に生活ができる。(放浪状態となるペット数の削減。)
								すべての避難所にペット専用のスペース(室外)を確保。⇒テント、ケージを備え同じ敷地内でペットと生活可能な避難所、又はテント、ケージを備えたペット同行者専用の避難所の設置促進について市町村に働きかける。

テーマ【南海地震対策の見直し】

【課名:県立病院課】

取組項目	現状	～課題～ 【これまでの課題】 元々設定していた目標達成のための課題	～対策～ 【これまでの対策】 元々実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】 これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	
		【新たに見えてきた課題】 今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】 今回の震災から見えた課題への対策						
①災害対応マニュアルの再点検	◆各病院がそれぞれ、災害発生時の初動体制等を規定した「対応マニュアル」を策定しているが、病院の建て替え等にあわせて見直しが必要となっている。	【新たに見えてきた課題】 ◆今回の震災を踏まえた、マニュアルの再点検を行う必要がある。 ・災害発生時の初動体制 ・患者、職員等の安全確保体制 ・災害時の医療供給体制 ・薬品、食糧、燃料等の備蓄体制 ・DMATの派遣等、災害時の応援態勢 等	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆災害対応マニュアルの再点検を行うとともに、職員及び院内で従事する関係企業の従業者等に対しても内容の徹底を図る。	県	直接	H23 マニュアルの再点検	H24 訓練等を通じたマニュアルの見直し H24.9.1 兩病院 政府総合防災訓練 (広域医療搬送訓練)に参加 H24.12.3 あき総合病院 安芸市と合同で災害医療訓練を実施 H24.12.8 幡多けんみん病院 病院職員及び近隣病院職員を対象に机上の災害医療訓練を実施	H25 H26～	・毎年、各病院で災害訓練を実施。 ・マニュアルの見直しについては、院内の委員会で検討中。 ・H25予算に備蓄食料費及び災害医療支援活動用の車両購入予算を計上 ◆マニュアルの内容の周知や日常の訓練等を通じて、災害発生時に、職員及び関係者が戸惑うことなく自然にそれぞれの役割をこなすことができるシステムを確立する。

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	課題		実施主体	県の関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	課名	
		これまでの課題	対策							
1 災害時要援護者の支援体制の整備	<p>◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置状況(H24.6.1現在) ・設置済みまたは同等の集まりがあるのは17市町村(設置予定及び検討しているのは7市町村、設置予定未定 10市町村)</p> <p>◆災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H24.6.1現在) <全体計画> ・策定済:31市町村 未策定:3市町村 <個別計画> ・策定済:5市町 条定中:29市町村</p> <p>◆災害時要援護者台帳の整備状況(H24.6.1現在) ・整備済:14市町村 整備中:20市町村</p>	これまでの課題	【これまでの対策】震災前に設定していた目標達成のための課題	市町村	支援		<p>H23 市町村に対する研修会の開催、プランの策定への支援 H24 市町村における地域福祉計画の策定、見直し H25 市町村における要援護者支援連絡協議会の設置</p>	<p>◆市町村に対する研修会を6/22に開催 ◆24市町村で地域福祉計画を策定済(H24.6月末現在) ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置(H24.6.1) ↓ 設置済又は同等の集まりがあるのは17市町村(設置検討7市町村)</p>	<p>災害時要援護者避難支援プランの策定状況(H24.6.1現在) <全体計画> ・策定済 31市町村 策定中 3町 ※策定中3町については、年度末までに策定予定。</p> <p><個別計画> ・策定済 5市町村 策定中 29市町村</p> <p>災害時要援護者台帳の整備状況(H24.6.1現在) ・整備済 14市町村 整備中 20市町村</p>	地域福祉政策課
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】今回の震災から見えてきた課題							
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】◆大津波から要援護者を迅速に避難させるための避難場所や避難手段の検証及び見直し							
2 福祉避難所の整備	<p>◆福祉避難所の指定・協定状況(H24.6.1現在) ・15市町村 45施設(延べ60施設)</p> <p>◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.8)・周知</p> <p>◆福祉避難所として利用可能な施設調査結果の公表(H22.9、H23.3)・ H16年度までは、地域交流スペースの整備に係る国庫補助あり。</p>	これまでの課題	【これまでの対策】◆福祉避難所の指定の必要性に対する認識が浸透していない。 ◆各市町村において避難支援プランの策定が進んでいないことで、対象者の情報を市町村が十分に整理できておらず、適切な支援ができる施設等の選定に至っていない。 ◆必要な備蓄物資やベッドの確保、地域交流スペース等の施設の改修等が必要となる場合がある。	市町村	支援		<p>南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成24年度以降も「避難場所」「災害時要援護者支援連絡協議会」を協議テーマとして検討していく。</p> <p>モデル地区での検討</p>	<p>◆南海地震対策行動計画」項目80 ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置率 100% (平成23年度)</p>	地域福祉政策課	
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】◆災害発生後において、在宅での支援を必要としている要援護者へのきめ細かな対応が必要							
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】◆民生委員等による地域での見守り支援 ◆あつたかふれあいセンターなど、地域の拠点となる場所での相談機能の強化 ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による要援護者を地域で支援する、地域の支え合いの再構築							
3 福祉避難所の運営	<p>◆福祉避難所の指定・協定状況(H24.6.1現在) ・15市町村 45施設(延べ60施設)</p> <p>◆「福祉避難所マニュアル」の作成・市町村への説明会の実施</p> <p>◆平成23年度までに、福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率100%</p> <p>◆平成23年度までに介助員等の人材確保の方法等の検討</p>	これまでの課題	【これまでの対策】◆HPによる利用可能な施設の情報提供 ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の周知 ◆市町村担当者会での説明及び指定・協定促進の依頼 ◆活用可能な補助メニューの周知	県	政策提言		<p>◆福祉避難所の指定・協定に向けた支援(ガイドライン、説明会等)</p> <p>◆市町村に対する研修会を6/22に開催</p>	<p>※「南海地震対策行動計画」項目81 ◆平成23年度までに、福祉避難所マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ◆平成23年度までに福祉避難所として利用可能な施設の把握 調査率100%</p>	地域福祉政策課	
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】◆広域的な受入調整ができる体制の構築 ◆専門職等の人員の確保ができる体制の構築 ◆一般的の避難所に福祉避難機能を付与することが必要(避難所運営の手引きの見直し)							
		新たに見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】◆大規模災害時や福祉避難所での避難生活が長期化した場合の対応 ◆絶対数の不足							

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～課題～	～対策～	実施主体	県の 関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	課名
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加						
3 社会福祉施設の総合的な防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆土砂災害等危険区域や、耐震構造の有無を把握している ◆施設の場所を地図に記載し、浸水区域の有無などを確認 ◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、東南海・南海地震防災対策計画の策定とともにに基づく避難訓練の実施について実地指導において確認 防災対策計画策定届出施設数 145/153施設(H23.5.現在) 	<p>～これまでの課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設の防災対策等の状況の把握 <p>～新たに見えてきた課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今回の震災から見えてきた課題 	<p>～これまでの対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設への実地指導時に防災対策の確認及び助言などを実施する <p>～新たに見えてきた課題への対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設の総合的な防災対策情報の網羅及び縦横検査の実施 ◆施設側の防災対策の促進 ◆地震等が発生した場合の注意喚起及び状況を速やかに確認するための情報の整理 ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保 <p>～新規定後の課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆浸水予想区域内に38%の施設が存在 ◆沿岸部19市町村には415施設が存在 	県	直接		<ul style="list-style-type: none"> ◆実地指導時に防災対策の確認、助言を実施 ◆各施設での安全対策シートの作成(6月末まで) ◆安全対策シート提出件数 838件(全体は980件) 85.5%の提出率 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全ての社会福祉施設で、施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている。 	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
4 社会福祉施設の地震防災対策マニュアルの作成・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者施設 作成率 96.3% 287/298施設(H24.3.31現在) ◆障害児・者施設 作成率 96.5% 83/86施設(H24.3.31現在) ◆児童養護施設等 作成率 100% 11/11施設(H24.3.31現在) 	<p>～これまでの課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆マニュアル未作成施設の早期策定と既存施設マニュアルの点検及び見直し <p>～新たに見えてきた課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆東日本大震災を踏まえて、津波対策を中心とした県指針の見直しの検討 	<p>～これまでの対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設マニュアルの策定あるいは既存施設マニュアルの点検・見直し併せ、「社会福祉施設における災害対応マニュアル(風水害対策編)」に沿った項目の追加指導等 <p>～新たに見えてきた課題への対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「社会福祉施設防災対策指針」の策定・周知 ◆施設が作成するマニュアルの見直し等への支援 ◆県条例で定めた新たな基準による非常災害への対策を推進 	社会福祉施設	指導・啓発・助言		<ul style="list-style-type: none"> ◆施設マニュアル作成率 100% ◆こうち防災備えちよき隊の設置(4/17) ◆備えちよき隊基礎研修 (5/26, 27) 実践研修 (6/18, 7/6) ◆備えちよき隊の派遣 (6/18~) ◆派遣回数 高齢10件、障害4件、児童1件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各施設においてマニュアルに基づく訓練の実施などにより、地震防災対策等の充実強化が図られている。 	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
5 社会福祉施設における訓練の徹底	各社会福祉施設において、消防法の規定で定められた消防計画及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対策計画に基づく避難訓練の実施を指導	<p>～これまでの課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一部の施設で計画に基づく訓練が適切に行われていないことがあった <p>～新たに見えてきた課題～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆津波被害想定を見直すことによって津波からの避難計画を抜本的に見直す必要がある ◆避難計画の見直しに伴い、避難訓練の実施内容を見直す必要がある 	<p>～これまでの対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆計画に基づく定期的な訓練の実施を指導 <p>～新たに見えてきた課題への対策～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆見直された避難計画に基づく訓練実施を指導 <p>【修正追加すべき対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆想定される津波到達時間までに避難ができるよう訓練を繰り返し実施するよう指導 	社会福祉施設	指導・啓発・助言		<ul style="list-style-type: none"> ◆実地監査において、訓練実施状況を確認。必要な指導・助言を行った。 ◆監査実施施設数(H23年度) 262施設うち文書指導18施設、口頭指導32施設 ◆H24年度実地監査予定施設数 228施設 1・四半期実施施設数 46。 うち文書指導施設数5(うち保育所4) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期的な訓練の実施 ◆地震発生時に速やかに安全な高台等に避難ができる 	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	課題～	対策～	実施主体	県の関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	課名
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加						
6 県と社会福祉施設の連絡体制の構築	<p>◆施設一覧を作成し、電話やFAX等により各施設に連絡し、注意喚起、被害状況の確認を行っている。</p> <p>【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題</p>	<p>【これまでの課題】 ◆緊急時の連絡体制等の確保</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆津波の警戒区域等にある施設利用者の安全の確保 ◆地震発生後に避難所に避難した施設との連絡体制の確保</p>	<p>【これまでの対策】 ◆沿岸部にある施設に津波への注意喚起及び被害状況の確認 【修正追加すべき対策】 ◆対象となる施設の位置図等台帳の作成 ◆迅速かつ災害時に確実に機能する連絡方法の確保(I-FAXの活用等)と訓練の実施</p> <p>【新たに見えてきた課題への対策】 ◆緊急時に連絡ができる体制の確保(施設長の携帯番号の把握等) ◆各施設の避難所の把握</p>	県	直接			<p>◆施設一覧を作成し、電話やFAXによる連絡を実施 ◆施設の位置図及び津波警戒区域の施設一覧を作成</p> <p>◆対象となる施設の位置図等台帳の作成</p>	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
7 社会福祉施設の耐震化	<p>【高齢者施設】 ◆養護・特養・ケアハウス・老健施設の耐震化率 97.4% 114/117施設(H24.3.31現在) 【障害児・者施設】 ◆障害児・者の入所施設の耐震化率 100% 30/30施設(H24.3.31現在) 【児童養護施設】 ◆児童養護施設等の耐震化率 90.9% 10/11施設(H24.3.31現在) ※H23年度に3施設が完了</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆耐震化に伴う移転改築を検討するに当たり、建設場所の再検討が望まれる場合がある。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆老朽施設の整備促進 ◆高齢者施設については、耐震化のみの整備は国の財政措置の対象になっていない。</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆基金の実施期限の延長について、国に提案・要望していく。 ◆高齢者施設の耐震化等の財政支援について、国への提言を検討する。</p>	<p>【これまでの対策】 ◆耐震化の未定の施設については、改築を要請</p>	社会福祉施設	指導・助言			<p>【高齢者施設】 ◆未完了3施設(併設施設との調整中、1次診断終了後改築方針協議中、施設改築中)</p> <p>【障害児・者施設】 ◆耐震化率 100% (23年度) 【児童養護施設】 ◆完了3施設</p>	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
8 社会福祉施設のスプリンクラーの設置	<p>【高齢者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 183/183施設(H24.3.31現在) 【障害児・者施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 入所施設 30/30(H24.3.31現在) 【児童養護施設】 ◆設置率(設置義務のある施設)100% 1/1施設</p> <p>【これまでの課題】 ◆高齢者施設において、設置義務のない小規模多機能型事業所や275m²未満のグループホームについても、利用者の安全を確保する必要がある。 ◆設置義務のない施設について、補助対象となる施設は、基金や国庫補助事業により、SP整備を進めていく。</p> <p>【修正追加すべき対策】 ◆設置義務のない施設についても、基金を活用して整備が可能となるよう国への提言を検討する。</p>	<p>【これまでの課題】 ◆センター運営の模擬訓練、スタッフ研修の実施 【修正追加すべき対策】 ◆被災地(東松島ボランティアセンター)への支援のための社協職員派遣による現場体験(実地研修)</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆既に市町村が策定している災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し ◆単独市町村が機能しない場合の広域連携の仕組みが存在しない ◆迅速な初動を行うための初期行動計画が未策定 ◆復興期を含む長期的な支援の在り方</p>	<p>【これまでの対策】 ◆基金事業を活用して設置支援</p>	社会福祉施設	支援			<p>【高齢者施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置 【障害児・者施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置 【児童養護施設】 ◆全ての対象施設にSPの設置</p>	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課
9 災害ボランティアセンターの立ち上げ	<p>◆南海地震発生時に、各被災市町村が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑に運営できるよう、平成19年度から高知県ボランティア・NPOセンターが支援している。(平成23年度まで29市町村で実施)、平成24年度 5市町村で完了予定)</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆既に市町村が策定している災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し ◆単独市町村が機能しない場合の広域連携の仕組みが存在しない ◆迅速な初動を行うための初期行動計画が未策定 ◆復興期を含む長期的な支援の在り方</p>	<p>【これまでの課題】 ◆センターオペレーションの模擬訓練、スタッフ研修の実施 【修正追加すべき対策】 ◆被災地(東松島ボランティアセンター)への支援のための社協職員派遣による現場体験(実地研修)</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆県ボランティア・NPOセンターと連携した各市町村のマニュアル見直しの検討の支援 ◆圏域ごとの支援計画を策定 ◆初期行動計画の策定 ◆長期的な支援に向けてのネットワークの強化</p>	<p>【これまでの対策】 ◆県社協によるセンターの設立・運営に関する市町村支援 【被災地への県社協及び市町村社協職員の派遣】 【東日本大震災を踏まえた県ボランティア・NPOセンターによる災害ボランティア活動支援マニュアルの見直し】 【各市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し検討】 【市町村(市町村社協)による災害ボランティアセンターの運営に関する継続的な支援】 【各市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し】 【広域連携の仕組みづくり、初期行動計画の策定等を通じた、全市町村の災害VCの体制強化】</p>	県社協 市町村 社協	支援			<p>◆各市町村での災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営による、災害への迅速な対応</p> <p>※「南海地震対策行動計画」 項目63 ◆20市町村の体制づくりを支援 事業への補助(平成23年度) ◆県ボランティア・NPOセンターが災害ボランティアセンターなどの調達物資や避難所・仮設住宅への支援見直し等を検討の上、県マニュアルの見直しをH23年度及び24年度で実施。県マニュアル策定後、市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しを実施する。</p>	地域福祉政策課

テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～課題～	～対策～	実施主体	県の 関与	個々の取り組み	進捗状況	目指すべき姿	課名	
		【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加							
10 避難者等のための食糧・飲料水等の備蓄促進	(市町村) ◆市町村では、災害発生後3日間までの対応ができるよう、飲料水、食糧等必要物資の備蓄を進めている。 ◆流通備蓄での対応も進めている。 <備蓄目標> ・H22年度に約117千人の避難者1日分の食糧・飲料水の確保(現物備蓄は、水:8.1%、食糧:16.3% H21.10現在) ↓ ◆市町村備蓄の状況を把握するため、H24.5月調査実施。(6月取りまとめ) <市町村の主な備蓄品の状況> ※目標値に対する備蓄率 ・食糧…48.2%(前年6.3ポイント増) ・水…32.9%(前年4.5ポイント増) ・毛布…39.9%(前年26.4ポイント増) (県) ◆県では、震災発生後4日目以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としていた。 ⇒H23.3月東日本大震災の被災地支援として、備蓄物資のほぼ全量を提供。 ↓ ◆H23年度に、被災地支援として提供した物資の補充及び水・食料について5年間の備蓄計画を前倒しし、目標量の全量を購入。 ◆13市町17箇所で県の備蓄物資を保管している。 ◆県流通備蓄量 7事業所と協定締結 計309千リットル	【これまでの課題】 ◆市町村への備蓄が十分に進んでいない。	【これまでの対策】 ◆市町村への備蓄物資の確保の要請	市町村	啓発・助言	H23 市町村への備蓄物資確保の要請	H24 市町村における計画的な備蓄物資確保の推進	H25 南海地震対策等に関する市町村課題検討会における検討 マニュアルの整備	H26～ ◆8/29の市町村に対する研修会において、備蓄物資の確保について要請。 ◆震災発生後において、十分な備蓄物資を確実かつ円滑に提供できる体制の確立	※「南海地震対策行動計画」項目4.3 ◆すべての市町村において南海地震発生直後1日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保(平成22年度) ◆県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進
	(県) ◆県では、震災発生後4日目以降の対応ができるよう、家屋損壊による避難者予測者数の1日分の飲料水、食糧の20%を確保するため、H22年度から5ヶ年をかけて段階的に購入する計画としていた。 ⇒H23.3月東日本大震災の被災地支援として、備蓄物資のほぼ全量を提供。	【これまでの課題】 ◆県の備蓄量が十分でない。特に東日本大震災において被災地へ支援物資を搬出した結果、ストックがない状況なので、早急な備蓄が必要。	【これまでの対策】 ◆H22より5ヶ年での計画的な備蓄を進める。 ◆流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。	県	直接	H23 H23年度分の早期購入	H24 5ヶ年での計画的な備蓄物資の購入	H25 飲料・食品会社等への働きかけ 協定締結数の拡大	H26～ ◆計画的な備蓄を行っため、備蓄量の1/5を入れ替えを行う。 ◆流通備蓄協定内容の確認(H24.7月)	地域福祉政策課
		【これまでの課題】 ◆これまでの目標備蓄量や備蓄ルールが適正かどうかの検証、見直し。	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆東日本大震災の事例及び新想定をふまえ、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検証及び市町村との協議を行う。	県	直接	H23不足分の早期補充 事例の研究・分析	ルールの見直しの検討 市町村との協議	H25 保管場所の点検・再検討 備蓄物資の移動・保管 新想定を踏まえた再検討等	H26～ ◆南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成24年度以降も市町村備蓄を協議テーマとして検討していく。 ◆備蓄物資保管場所を再検討を行う。	地域福祉部 地域福祉政策班 ◆災害救助用物資の給与 ◆協定に基づく物資の調達
		【新たに見えてきた課題】 ◆新たな被害想定を踏まえた備蓄体制の再検討	【新たに見えてきた課題への対策】 ◆新想定による浸水区域内の備蓄物資保管場所の再検討 ◆新想定による適正備蓄量の再検討 ◆新想定による県と市町村の役割分担の再検討 ◆広域連携の在り方の検討	県	直接	H25 災害対策本部震災対策訓練への参加 南海地震応急対策活動計画による受援対応業務のシミュレーション	H26～ 高知県南海地震応急対策活動計画における対応のさらなる充実(危機管理部と要調整)	H27 現地報告等をもとにした課題の整理 関係部局との協議 保管場所や避難場所ルートや勤員可能な人員等についての整理	H28～ ◆南海地震対策等に関する市町村課題検討会において、平成24年度以降も「避難場所」「備蓄」「広域連携」を協議テーマとして検討していく。 ◆支援物資等の受入・流通体制及びボランティア等の支援の受入体制などの総合的な受援体制の構築	地域福祉政策課
11 物資やボランティアの受け入れへの対応	◆高知県南海地震応急対策活動計画による受援対応業務の整理 ○災害対策本部が設置する「応急活動調整所・生活物資対策班」による生活物資(食料、飲料水、生活必需品等)の総合調整 【班の役割(受援対応業務)】 ・市町村要請のとりまとめ ・支援物資の確保 ・備蓄物資の配布 ・輸送手段の確保 ・広域物資拠点(国等からの支援物資の配送先)の運営など	【これまでの課題】 ◆関係機関(市町村、事業所等)との連携 ◆高知県南海地震応急対策活動計画における受援対応業務の再点検	【これまでの対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練への参加 【修正追加すべき対策】 ◆災害対策本部震災対策訓練のさらなる充実(シミュレーションなど) ◆高知県南海地震応急対策活動計画における対応の充実強化	県 市町村 県社協 市町村 社協 等	支援	H26～ 県 市町村 県社協 市町村 社協 等	H27 連携体制の確立 被害想定の見直しと連動した総合的な受援体制の検討・構築	H28～ ※「南海地震応急対策活動計画」 応急活動調整所 生活物資対策班 ◆市町村からの生活物資の支援要請に対する総合調整	地域福祉政策課	

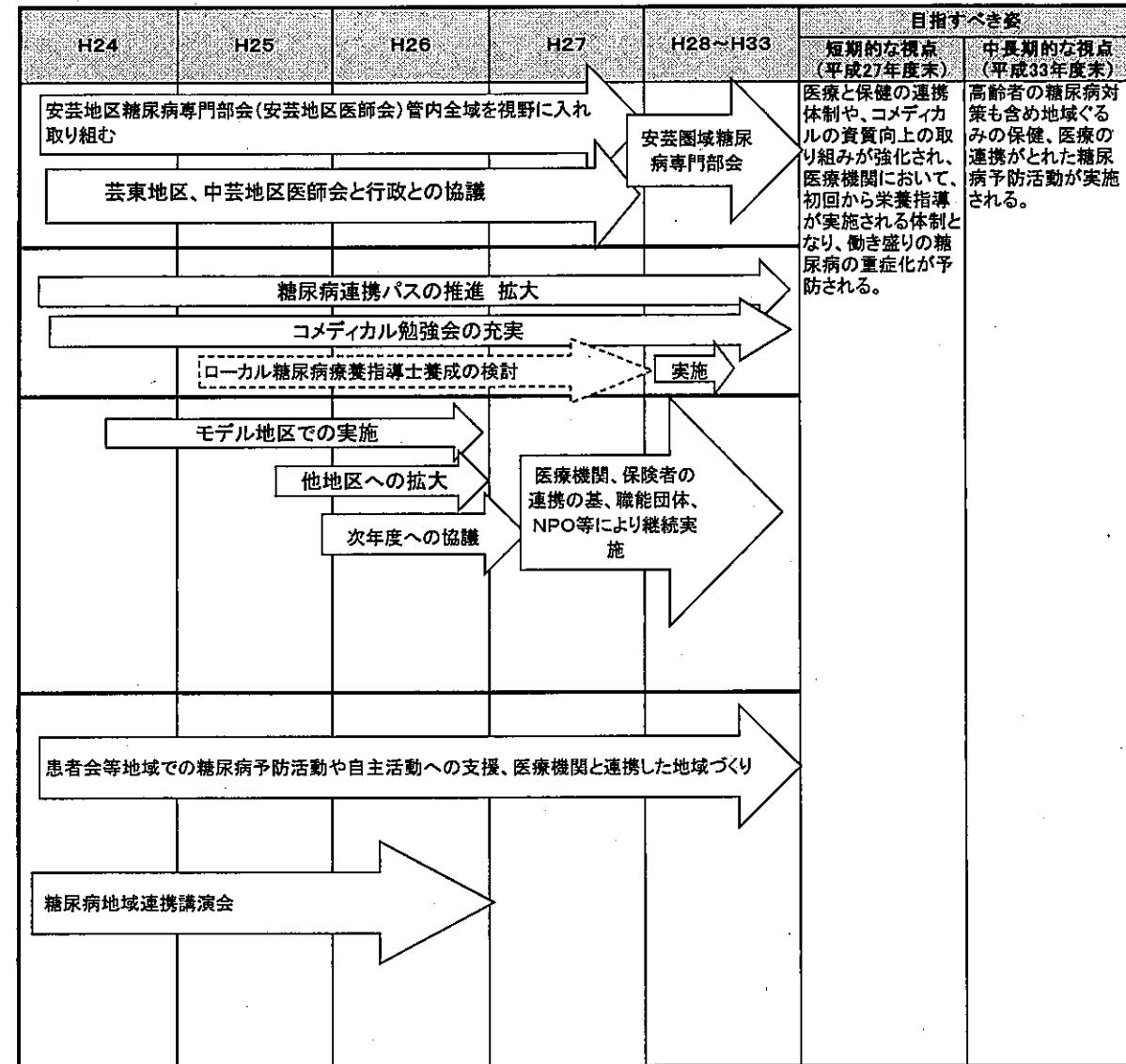
テーマ【南海地震対策の見直し】

取組項目	現状	～課題～ 【これまでの課題】震災前に設定していた目標達成のための課題	～対策～ 【これまでの対策】震災前に実施することとしていた対策 【修正追加すべき対策】これまでの対策の修正や追加	実施主体	県の 関与	個々の取り組み				進捗状況	目指すべき姿	課名
		【新たに見えてきた課題】今回の震災から見えてきた課題	【新たに見えてきた課題への対策】今回の震災から見えた課題への対策			H23	H24	H25	H26～			
12 避難所における聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援	<p>◆県の養成事業による登録ボランティア等の把握(H24.3末) ・手話通訳者 86人 ・要約筆記者 166人 ・手話サークル 17団体(14市町村) ・要約筆記ボランティア 8団体(7市町村) ◆支援内容や方法について関係団体と協議 ◆聴覚障害者情報センターの開設(H23.4)により、手話・要約筆記ボランティア等の一元的な調整拠点が整備された</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆避難所における要支援者の把握方法と必要な情報支援のための機器整備等 ◆県外など被災地以外からの通訳等ボランティアの受け入れ体制等の整備</p>	【これまでの課題】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築	【これまでの対策】 ◆手話通訳者等の派遣登録及び派遣システムの構築 ・聴覚障害者協会との協議(課題整理)	県	直接		<p>◆災害時ボランティア登録要綱の制定・登録作業</p> <p>◆遠隔での手話通訳等実施のための体制の検討・整備</p>	<p>※「南海地震対策行動計画」項目82 ◆平成23年度までに、手話や点訳等のボランティアの事前登録方法等の検討</p>	<p>◆避難所における情報保護の体制確立 ◆県外など被災地以外からの支援の受け入れがスムーズに実施できる体制整備</p>	障害保健福祉課		
		【これまでの課題】 ◆心のケアチームを派遣 24チーム 90名 ◆「災害時のこころのケアマニュアル」を作成(H22.3) ◆「災害時のこころのケア」従事者養成研修を開催(H23.1、46名出席) 23年度 ◆H23.4.17～H23.8.12 岩手県山田町に心のケアチームを派遣 24チーム 90名 ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H23.6、50名出席) ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H24.2、55名出席)	【これまでの対策】 ◆「こころのケアに携わる人材が必要 ◆引き続いた各福祉保健所圏域での人材育成 【修正追加すべき対策】 ◆岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理と対応策の普及									
13 災害時のこころのケア対策の推進	<p>22年度 ◆「災害時のこころのケアマニュアル」を作成(H22.3) ◆「災害時のこころのケア」従事者養成研修を開催(H23.1、46名出席) 23年度 ◆H23.4.17～H23.8.12 岩手県山田町に心のケアチームを派遣 24チーム 90名 ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H23.6、50名出席) ◆「東日本大震災における高知県心のケアチーム活動報告会」を開催(H24.2、55名出席)</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆「こころのケアマニュアル」の見直し</p>	【これまでの課題】 ◆「こころのケアに携わる人材が必要	【これまでの対策】 ◆引き続いた各福祉保健所圏域での人材育成 【修正追加すべき対策】 ◆岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理と対応策の普及	県	直接		<p>◆心のケアチーム派遣 ・派遣期間 4/17～8/12 ・派遣人数等 24チーム・84人</p> <p>◆平成23年度でこころのケアができる体制づくり</p> <p>◆災害時にも必要な人が精神科医療を受けられる体制の整備</p>	<p>◆すべての市町村の保健師等要援護者支援に携わる職員が災害時のこころのケアに関する基礎知識を習得する ◆各市町村でこころのケアができる体制づくり</p> <p>◆国庫補助を活用し平成24年度から取り組む。</p>	<p>◆被災時に活用できるマニュアルの作成</p>	障害保健福祉課		
		◆「こころのケアに携わる人材が必要	【これまでの対策】 ◆精神保健福祉センター、高知大学等で構成する「心のケア支援チーム」の編成 【修正追加すべき対策】 ◆受援体制づくり ・岩手県への「心のケアチーム」派遣により明らかになった課題の整理 ・体制づくりに向けた関係機関を交えた検討									
14 各種データのバックアップ	<p>[高齢者福祉課関係] ◆事業所台帳管理システムのデータを1月に1回バックアップ(MO)。課内の金庫に保管。 [障害保健福祉課関係] ◆障害者手帳交付システムのバックアップデータの保管対策ができていない [児童家庭課関係] ◆母子寡婦福祉基金償還システムのデータを毎日バックアップ(MO)。金庫に保管している</p> <p>【新たに見えてきた課題】 ◆「高齢者福祉課関係」 ◆「児童家庭課関係」 ◆「障害保健福祉課関係」 ◆「母子寡婦福祉基金償還システムのデータを毎日バックアップ(MO)。金庫に保管している」</p>	【これまでの課題】 ◆母子寡婦福祉基金償還システムについては、セキュリティ対策強化のため、移設の必要性を指摘されていた	【これまでの対策】 ◆23.12月情報政策課においてバックアップデータの一元化管理	県	直接		<p>◆毎月バックアップデータは保管 ◆クラウドへのサーバ移設が終了した所属においても、バックアップデータを作成して保管している</p>	<p>※「南海地震対策行動計画」項目46 ◆災害時にもデータ復旧が可能な仕組みの整備</p>	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課			
		【新たに見えてきた課題】 ◆「高齢者福祉課関係」 ◆「児童家庭課関係」 ◆「障害保健福祉課関係」 ◆「母子寡婦福祉基金償還システムのデータを毎日バックアップ(MO)。金庫に保管している」	【新たに見えてきた課題】 ◆「高齢者福祉課関係」 ◆H25から府内クラウドにサーバ移設予定。 [障害保健福祉課関係] ◆スタンドアロンは継続。ただ、バックアップデータを府内共有フォルダに保存できるよう情報政策課と協議。 [児童家庭課関係] ◆H24.2月末に府内クラウドにサーバ移設済み。所属でのバックアップは継続実施。									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

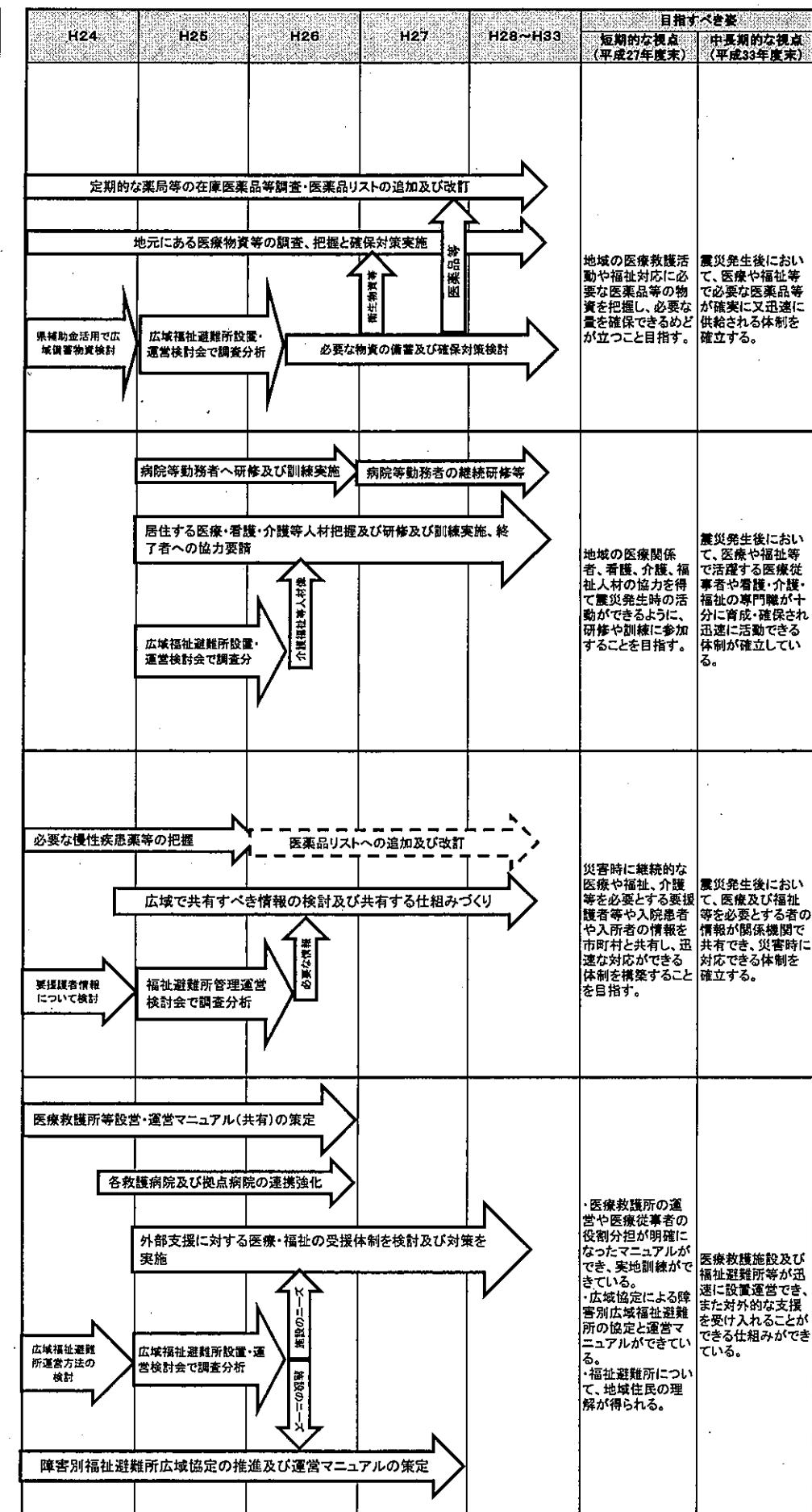
【 安芸福祉保健所 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者		短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
					区分	年齢		
保健医療連携により取組む糖尿病重症化予防対策事業	<p>■管内糖尿病標準化死亡比(SMR)の悪化 2005年から2009年の糖尿病SMRは139.5、2006年から2010年の糖尿病SMRは142.9と増加している(高知県の2006年から2010年の糖尿病SMRは92.5)。管内9市町村中、7市町村は糖尿病(SMR2006年から2010年)が100を超えてい。そのうち2市町村は200を超えている。</p> <p>■管内の推計糖尿病患者数は5,124名で働き盛りの患者数は2,024名である。(数値は平成19年国民健康・栄養調査からの推計)</p> <p>■栄養士のいない診療所が多く、特定健診、事業所健診により受診勧奨されても受診時に必要である栄養指導が届いていない状況がある。</p>	<p>■平成20年度に安芸地区糖尿病専門部会(医療機関、医師会、行政の委員8名)を立ち上げ糖尿病患者の重症化予防や糖尿病予備群の発症予防対策について、人材育成、連携体制の仕組みづくり、地域ぐるみの予防活動について検討を始め、22年度から安芸圏域糖尿病連携バスの運用を始めた。</p> <p>20年度:糖尿病専門部会立ち上げ 21年度:糖尿病専門部会6回 コメディカル勉強会5回</p> <p>22年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バスの作成試行、運用 糖尿病地域連携講演会1回 コメディカル勉強会2回</p> <p>23年度:糖尿病専門部会3回 安芸圏域糖尿病連携バス(13件実施) 関係医療機関6機関) 糖尿病地域連携講演会(3月9日) コメディカル勉強会3回</p>	<p>■連携体制づくりの充実強化 1 安芸地区糖尿病専門部会の取り組みの他地区への拡大 2 コメディカル勉強会の充実 3 安芸圏域糖尿病連携バスの運用の推進、拡大 4 医療や保健で実施する糖尿病栄養教室の効果的な開催 ■ 医療機関受診の初回から栄養指導が実施される仕組みづくり ■ 市町村による糖尿病患者会や糖尿病予備群の保健、医療と連携をもった地域での自主的な活動</p>	<p>1 連携体制の充実強化 (1)安芸地区糖尿病専門部会の取り組みの他地区への拡大 安芸郡医師会の中芸地区、芸東地区において、行政を交えた糖尿病対策が協議され、安芸地区糖尿病専門部会をそれぞれの代表者を交えた管内全体の対策を協議する糖尿病専門部会に拡大する。 (2)安芸圏域糖尿病連携バスの運用推進と拡大 (3)コメディカル勉強会の充実とローカル糖尿病療養指導士の管内での養成に向けた検討</p> <p>2 糖尿病治療患者が栄養指導を受けられる地域モデルの構築 無床診療所の多い地区において、初回受診時から栄養指導が実施できる仕組みづくりを24年度はモデル地区を決め実施する。併せて、検討会を持ち栄養指導マニュアルを作成し、栄養指導の研修会も実施する。医療機関からの依頼を指導者(地域栄養士等)へつなぎ、定期的に医療機関に勤務する形で実施し、24年度のモデル地区での取り組みを基に、25、26年度地区を広げ、保険者と医療機関との連携した取り組みに繋げる。</p> <p>3 地域ぐるみの予防活動 現在、医師会の3地区中2地区において、糖尿病患者や地域住民が定期的に集い勉強会、食事会等を実施している。自主的な活動に向け支援するとともに、他地区へ拡大する。</p>				



テーマ【外部支援が入るまでの圈域完結型災害支援体制の整備】

分野	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり(市町村支援及び広域での取り組み)					
1 必要な物資の確保	(医療) 地域の薬剤師会と協定を締結し医薬品等を確保している。 ・医療救護活動に必要な物資等(医薬品、医療材料、衛生材料など)及び福祉避難所で必要な物資(介護用品など)の確保	(医療) 薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。 (福祉) 福祉避難所で必要な物資の備蓄ができていない。 (福祉) 施設等の意向調査(9.28～10.6)を実施し、福祉避難所で使っている物資について調査を実施した。	(医療) (1)必要な医薬品が薬局等に確実に確保できるか確認できていない。 (2)医療材料、衛生材料等が確保されていない。 (福祉) (1)災害時に福祉避難所で必要な物資の種類や量の確認がきいていない。 (2)福祉避難所の物資の保管方法(場所)が課題となっている。	(1)地域に必要な医薬品が確保できることを確認し、必要に応じて備蓄等の対策を検討していく。 (2)地域にある医療物資(医療材料及び衛生材料など)を調査し、確保対策を講じていく。 (3)福祉施設等の意向調査を踏まえ、計画的な物資備蓄のために県補助等を活用し、市町村の予算確保と広域での備蓄確保を検討していく。 (4)福祉避難所や福祉対策で必要な資材等の確保について検討していく。	
2 人材の確保	(医療) 地域の薬剤師会と薬剤師の派遣について協定を締結している。 災害時に対応できる医療従事者、介護・福祉等の人材の育成と確保	(医療) 薬剤師会と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について広域的な協定締結をコーディネートしてきた。 (福祉) (1)地域の看護・介護・福祉人材の把握ができていない。 (2)災害ボランティアの広域対応の仕組みや要援護者支援関係団体の役割分担等について協議が出来ていない。	(医療) (1)休祭日・夜間に発生した場合の医療従事者の確保が検討されていない。 (2)医療従事者の震災発生時の役割が明確になっていない。 (福祉) (1)福祉避難所に必要な人材確保や期待される役割の把握ができない。 (2)救護病院等の医療従事者への研修や訓練を実施し災害時対応ができるようにしていく。 (3)福祉避難所や福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握する。 (4)福祉をコーディネータの育成を検討する。	(1)居住している医療従事者や福祉介護職等に対して研修等を実施し、人材育成を行い、登録制度等による災害時の人材確保を進めていく。 (2)救護病院等の医療従事者への研修や訓練を実施し災害時対応ができるようにしていく。 (3)福祉避難所や福祉対応で必要とされる人材等ニーズを把握する。 (4)福祉をコーディネータの育成を検討する。	
3 情報の収集および手段の確保	(1)要援護者等の医療情報等の把握がされていない。 平時からの要援護者情報の把握・情報共有	・市町村の要援護者台帳整備に向けての取組みを支援。 ・市町村の要援護者の医薬品情報を要支援者台帳に入力してもらうように要請している。 ・要援護者支援に関する研修会を開催した。	(1)広域で行政、関係機関、団体が情報共有できる仕組みができるない。 (2)広域で共有すべき情報やその情報の活用方法等について検討されていない。	(1)要援護者等に必要な医薬品として市町村が把握した情報を医薬品供給リストに追加し確保していく。 (2)広域で共有する必要のある要援護者情報を明確にし市町村台帳での整備を進め、情報共有の仕組みづくりを協議していく。	
4 支援要請、受援体制づくり	(医療) 市町村ごとに医療救護所や救護病院を見直している。 医療救護活動及び福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立	(医療) 医療救護活動に必要な人材及び医療物資について、市町村や拠点病院と協議している。 (福祉) (1)一般避難所での設置場所、福祉対応等の再検討ができていない。 (2)事業者と市町村が福祉避難所の協定を結んでいるのは1市のみである。 (3)障害別の福祉避難所が必要であるが、各市町村ごとに設置するのは困難である。	(医療) (1)外部支援を受け入れるための整備ができていない。 (2)市町村を超えた連携が十分ではない。 (福祉) (1)施設運営者と市町(南国・香南・香美・大豊)の広域福祉避難所(知的・発達障害児者)の設置運営に関する協定締結をコーディネートしてきた。 (2)行政と関係施設による福祉避難所の設置・運営に関する勉強会や検討会を開催してきた。	(1)医療救護所運営管理方法等について圏域で共有できる運営マニュアルを作成していく。 (2)各救護病院、拠点病院間の連携等を深めていく。 (3)市町村の一般避難所での福祉対応や障害別福祉避難所へつなぐの仕組み(トリアージ)を検討していく。 (4)障害別広域福祉避難所の協定締結を支援していく。 (5)県外からの医療支援チーム、介護・福祉ボランティア等の受援体制を整備していく。	



テーマ【地域包括ケアシステムの構築(在宅療養)】

【中央西福祉保健所】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28~H33	目標すべき姿	
											短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
県民とともに医療環境を守り育てる II 連携による適切な医療体制の確保 2 在宅医療の推進	中央西地域は、県平均より高齢化が進展し、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の割合も高いことから、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという住民ニーズを満たすためには、医療・介護・福祉の充足・連携による十分なケアと住民同士の支え合いが必要。	1)中央西地域保健医療福祉推進会議による在宅療養の推進、保健・医療・福祉の連携促進 ◆介護職のスキルアップ研修会【H21~22】 ◆在宅医療チーム会議の設置【H21】 ◆在宅療養住民啓発講演会【H21~22】 ◆土佐市退院時カンファレンス勉強会【H21】 ◆在宅支援の有償ボランティア団体の創設【H22】 ◆死生観や望む暮らしを書きとめる中央西地域版「私らしい暮らしの連絡票」の作成と普及【H22~23】 ◆ケアマネのケアマネジメント力向上研修会【H23】	1)在宅療養の推進、保健・医療・福祉の連携促進の継続	住民が住み慣れた地域で最期まで暮らるために必要な医療、介護、福祉、地域が連携した「市町村ごとの地域包括ケアシステムの構築」に以下の事業により取組む。							医療・介護・福祉の連携、支え合いの地域づくりが進み、安心して在宅療養できる地域になっている。	
I 高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 医療・介護・福祉のネットワークづくり	◆自宅で介護を受けたいというニーズが高い。(仁淀川広域44.9%、高岡北広域52.9%、県平均41.5%)【H22県民世論調査】 ◆在宅で最期を迎える人の割合が低い。(管内平均8.2%、県平均12.4%) 【H22人口動態調査】 ◆管内の在宅療養支援診療所が3施設と少ない。【H24】 ◆利用者が入院中に医療機関と十分連携できている介護事業所が26%・30事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆利用者のかかりつけ医と十分連携出来ている介護事業所が17%・20事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆要介護者の重度化が進んでいる。 ◆地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%が感じている。【H21県民世論調査】 ◆小地域見守りネットワークのある市町村が、佐川町、日高村と少ない。【H23】	2)中央西地域包括ケアシステム構築事業による3公立病院(土佐市民・仁淀・高北)を中心とした退院支援、病病連携・医療介護の連携等の促進【H22~】 ◆3公立病院の退院支援システム構築に向けた院内協議会、研修会、退院前カンファレンス、地域包括支援センターとの連絡会等の実施【H22~】 ◆3公立病院での入院時スクリーニングシート作成と使用【H23】 ◆退院支援モデル病院における退院支援の円滑化・充実への取組【H23~】 ◆医療・介護関係者の研修会【H22~】、先進地視察【H23~】 ◆在宅医療に関する管内医療機関の実態調査【H22】 ◆利用者のかかりつけ医と十分連携出来ている介護事業所が17%・20事業所と少ない。【H23吾川郡医師会調査】 ◆要介護者の重度化が進んでいる。 ◆地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%が感じている。【H21県民世論調査】 ◆小地域見守りネットワークのある市町村が、佐川町、日高村と少ない。【H23】	2)3公立病院における退院支援の促進 ◆退院前カンファレンス回数の増加【H21年度】 土佐市民: 1回 仁淀病院: 34回 高北病院: 43回 ◆3公立病院の退院支援手順書の整備・改善 整備済み: 1 【仁淀病院:H21年度】 ◆在宅療養を支える医療・介護の連携強化 * 退院後のかかりつけ医と全く連携できていない居宅介護支援事業所あり13.3%・4事業所 【H23吾川郡医師会調査】 * 医療・介護職が定期的に集う場なし【H21年度】	1)日本一の健康長寿県構想中央西地域推進協議会(中央西地域保健医療推進会議)による在宅療養の推進、保健・医療・福祉の連携促進等に関する検討・情報共有 2)中央西地域包括ケアシステム構築事業の継続 ◆3公立病院の退院支援システム構築に向けた院内協議会・研修会の開催、退院前カンファレンスの増加 ◆3公立病院の退院支援手順書等の整備・改善促進 ◆3公立病院と民間病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、他機関連携の場づくり							◆3公立病院 * 退院支援手順書の整備: 100% * 退院前カンファレンス回数 土佐市民: 50回 仁淀病院: 80回 高北病院: 100回 * 質の高い退院支援が実施され、自宅復帰を望む患者が安心して自宅に帰れるようになっている * 自宅復帰者数がさらに増加 ◆医療・介護関係者が定期的に集まる場が定着、質の高い退院支援・在宅療養支援が進展	
	3)土佐市地域ケア体制整備事業による在宅移行支援、医療・介護・地域包括支援センターの連携強化【H22~23】 ◆土佐市の市民病院、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所による円滑な在宅移行支援に向けた事例検討会の開催、在宅移行支援フローチャート・入院時情報提供シートの作成	3)高齢者の生活機能改善、自立支援への取組が不十分 ◆地域ケア会議開催市町村なし【H23年度】 ◆いの町型地域ケア会議の検討 * 要介護認定者に占める要支援1・2の割合21.8%【H23年度】 * いの町の介護予防事業(二次): 1事業(24回コース×2回)【H23年度】 ◆他市町村の自立支援への意識変容を定着させる支援	3)ケアマネジメント力向上事業の実施 ◆いの町での地域ケア会議の自主開催、改善者の受け皿の検討など、自立支援に向けた取組への継続支援 ◆他市町村で自立支援の考え方を定着させる取組 * ケアマネジメント力向上事業報告会、管内市町村・事業所研修会の開催	3)高齢者の生活機能改善、自立支援への取組が不十分 ◆地域ケア会議開催市町村なし【H23年度】 ◆いの町型地域ケア会議の検討 * 要介護認定者に占める要支援1・2の割合21.8%【H23年度】 * いの町の介護予防事業(二次): 1事業(24回コース×2回)【H23年度】 ◆他市町村の自立支援への意識変容を定着させる支援						◆いの町 * 地域ケア会議を開催する市町村: 6市町村(100%) ◆6市町村で改善者の受け皿となる二次予防事業が拡大 * 要支援1・2からの改善者が増加、要介護認定者に占める要支援1・2の割合が減少 ◆地域ケア会議を開催する市町村: 3市町村(50%)		
	4)在宅療養を推進する団体の育成【H20~】 ◆「いの包括ケアネットワーク研究会」発足、同会議の研修会・講演会開催への支援【H20~21】 ◆「ずっとここで暮らす応援団」の発足、応援団の研修会・講演会、出前講座等の開催、啓発資材製作への支援【H21~】 5)在宅療養の住民への啓発【H23~】 ◆パネル・ポスター・リーフレットの製作・配布【H23】 ◆民生委員への出前講座の実施【H24】	4)在宅療養を推進する団体の主体的活動の継続	4)在宅療養を推進する団体の活動支援 ◆「ずっとここで暮らす応援団」「いの包括ケアネットワーク研究会」等への活動支援	5)より広い対象への効果的な啓発						◆在宅療養を希望し選択する住民がさらに増加 ◆在宅で最期を迎える人の割合がさらに増加 ◆小地域見守りネットワークのある市町村: 3市町村(100%)		
	6)高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21~22】 ◆市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出【H21】 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催【H21~22】 ◆見守り・見守られリーフレットの作成・配付【H22】 ◆事業報告書の作成・配付【H21~】 7)小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23~】 ◆土佐市での支え合いマップ作り ◆地域見守りネットワーク研修会の開催	6)在宅療養者を支える地域力が弱い ◇在宅で最期を迎える人の割合(管内平均8.2%、県平均12.4%) 【H22人口動態調査】 ◆住民への在宅死・在宅療養に関する知識の付与、理解促進 * 啓発対象の拡大 * 実際の介護・看取り経験者、在宅支援専門職による在宅療養のメリット・成功事例の説明等、訴求力の向上 ◆社協の力量に格差がある ◆見守り・支え合いの担い手の拡大 ◆高齢者を支える小地域見守りネットワークの整備	6)小地域見守りネットワーク事業の継続 ◆支え合いのマップづくりの実践、拡大 ◆地域見守りネットワーク研修会の開催 ◆事例検討によるより良い見守り活動の検討 ◆地域福祉活動計画の実践を通じ、県社協と連携した社協の人材育成						◆在宅療養を希望し選択する住民がさらに増加 ◆在宅で最期を迎える人の割合がさらに増加 ◆小地域見守りネットワークのある市町村: 6市町村(100%)			
	8)中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21】 ◆更新版の配付【H23】											

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす～】

【 須崎福祉保健所 】

分野	取組項目	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組nできたか)	課題	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
							H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)
地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり	事業所での主体的健康づくり	■管内の事業所は、小規模などころが多く、勤労者の健康管理に十分に取り組めていない。健康づくりのニーズは「たばこ対策」「こころの健康」「体操」に関することが多く、そのための支援としては「健康教育の講師」「健康相談」の希望が多かった。しかし、出前健康教室の実施希望を募ったところ、H24年12月までに10件と実際の応募は少ない状況にある。その背景としては、健康教育の時間確保の困難さがあり、実施には事業所の健康管理に対する理解と対応が必要である。	■H24以前からの取組 ★H24年度の取組	■健康づくり推進部会の開催(年2回) ★出前健康教室の開催 市町、労働基準監督署、地域産業保健センター等と協働した地域と職域の健康づくりの推進 回数: 10回(338人) 対象: 医療機関、老人福祉施設、製造業JA、商工会等 内容: 食事、こころの健康、口腔ケア(生活習慣病予防指南書を活用) ★事業所健康づくりアンケートの実施(145か所) ★事業所訪問によるニーズ把握(12か所)	■事業所での主体的な健康づくりの促進 ○日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会健康づくり推進部会での協議・調整等 ○小規模事業所での主体的な健康づくり	・地域・職域・住民代表からなる部会で具体的な取組の協議・調整と進捗管理(年3回) ・健康づくり優良事業所の表彰 健康づくり優良事業所を表彰し、事業所の現状に応じた主体的な健康づくりの促進 ・出前健康教育の支援 市町、地域産業保健センター、労働基準監督署、商工会、JA等民間団体と連携した職域集団の会合等での健康教育を展開 ・各事業所が健康教育に取り組めるように、上記団体と市町が連携した支援体制づくりに向けて調整						■管内の50%以上の事業所が年に1回は健康教育に従業員を参加させる。
健康管理行動	年代別特定健診受診率(H23管内)	■市町国保特定健診の、40歳、50歳代の受診率は他の年代に比べ低い傾向にある。 年代別特定健診受診率(H23管内)	■特定健診個別健診受診促進事業の実施 ○先進地医療機関等の調査 ・県外(香川県、島根県、11か所) ・管内医療機関(7か所) ○く特定健診ヒント集>作成 ○管内全医療機関に市町と受診勧奨の依頼 ・説明会参加(11か所) ・訪問(10か所) ・来所時等の面談(5か所)	■健康管理行動の定着促進 ○特定健診の受診促進 ○保健指導の確保	・医療機関における健診実施促進(市町と連携した取組)と受診啓発 ・市町での受診勧奨強化 ・国保以外の被保険者も含めた健診受診勧奨 ・管内団体と協働した啓発活動(健康づくり婦人会等と協働) ・医療機関の外来における生活習慣病予防のための保健指導の実態把握と充実に向けた検討の開始						■市町国保の特定健診受診率が管内全体でH24より10ポイント上昇する。 ■個別健診受診者数がH22の1.2倍になる	
たばこ対策	【管内市町国保個別健診受診】 H21年 約1650人 H22年 約1330人 H23年 約1550人 (国保連合会月例報告から) ■被用者保険の受診状況は未把握	■受診者の利便性を高めるため、個別健診の促進に取り組んでいるが、受診者は伸び悩んでいる。 【管内市町国保個別健診受診】 H21年 約1650人 H22年 約1330人 H23年 約1550人 (国保連合会月例報告から) ■被用者保険の受診状況は未把握	■市町、医療機関担当者の研修会・意見交換会	■たばこ対策の推進 ○禁煙をサポートする環境づくり ○受動喫煙防止対策の推進	・禁煙外来の活用促進(事業所訪問等) ・家族ぐるみの禁煙推進のため、家庭内喫煙の実態を把握し、結果に基づく防煙対策の実施 ・禁煙サポートアーズの養成(薬剤師、医療関係者等)と活動のフォローアップ ・働き盛りの利用する施設を重点取組対象施設(飲食店等)として現状把握・啓発 ・事業所における禁煙・分煙状況調査・啓発						■男性の喫煙者が25%以下になる。 ■保育所・幼稚園児の父親の喫煙率をH24年度の実態調査結果より10ポイント下げる。	
成人歯科保健対策	■成人期の歯科保健事業は2市町で未実施。 ■働き盛りの歯科医での定期健診は少なく(40歳以上H24津野町38%、42%)、45歳ごろから喪失歯が増加し、6024達成者は約4割(H24津野町40%、県67%)	■高幡地域歯科保健連絡会の開催(年2回) ■市町歯周病予防事業への支援 ・須崎市: 健康展での歯周病予防コーナーで住民啓発 ・中土佐町: 1歳6ヶ月児の保護者に対する歯周病健診 ・津野町: 特定健診時残存歯・歯科保健行動全員調査	■成人歯科保健対策の推進	■歯科保健地域連絡会の開催 歯科保健医療の現状や課題を関係者で協議し具体的な対策を実施 ・歯周病予防に取り組む事業所での健康教育 地域産業保健センター等と連携し、歯周病予防に取り組む事業所への健康教育の実施						■60歳で24本残存歯がある人が75%いる。 ■歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町歯科保健相談で年に1回健診を受ける人が50%になる。		
市町における推進戦略	■全市町に健康増進計画を策定しているが、PDCAサイクルによる計画評価の体制が不十分。 ■住民参加の具体的な活動計画が未策定	■市町健康増進計画支援 ・橋原町 H22 健康増進計画改定 H23 活動計画策定 H24 進捗支援 ・須崎市 H23～H24 改定支援 ・津野町 H23～H24 改定支援	■市町における推進戦略の構築 ○市町健康増進計画推進支援	・中土佐町(H25)、四万十町(H25～H26)の健康増進計画の改定支援 ・市町の健康増進計画の評価を支援 ・住民参加の改定や活動計画づくりを支援 ・中土佐町において新たな活動体系に基づく具体的展開の支援 ・他市町への展開	○市町の保健福祉事業・活動の再構築支援						■市町が主体的に年1回はPDCAで計画の進捗管理ができる。 ■住民団体等が計画の推進に役割を担うことができる。 ■市町において保健業務・活動の再構築の取組が進んでいる。	
	■市町において、保健福祉分野全般にわたり、取組課題が山積。増大・複雑化する事業・活動への対応に苦慮している。 中土佐町においては、保健福祉事業・活動の見直しにより、新たな活動体系の見直しを実施	★中土佐町における保健福祉活動再構築支援 ・保健福祉事業・活動の“再構築”支援を協働実践方式で実施(活動の現状点検と分析・評価、活動の見直しの方向の検討、新たな活動体系の組み立て) ・福祉保健所としての支援ノウハウを獲得	■事業所での教室 須崎市・津野町の計画改定支援 四万十町の計画改定支援	■計画のPDCAサイクルの構築支援 ■市町主体のPDCA支援	■事業・活動の再構築支援(ハイライト事業) ■中土佐町での新たな活動体系に基づく活動展開支援 ■活動検証・継続的改善支援(外部評価的観与) ■保健福祉事業・活動の再構築支援(他市町への展開)						■市町における保健業務・活動の再構築の取組が進んでいる。	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～ともに支えあいながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現】

【 帰多福祉保健所 】

分野 取組項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題	これからの対策	対象者 区分 年齢	目標すべき姿							
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
III 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり ○医療と介護の連携 (多職種・地域連携)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の口腔ケアが、介護の現場等で後回しとなっている ・歯科治療は行っても、口腔ケアの重要性が現場で認識されていない ・介護保険での口腔ケア対応がほとんどなされていない ・高齢者の誤嚥性肺炎のリスクが高い <ul style="list-style-type: none"> ●病院と居宅介護支援事業所との情報提供の連携が不十分 ・入院時、退院時にケアマネと病院との連携が不十分である ・統一様式を作成して(入退院・入退所連絡票)、管内の各居宅介護支援事業所等に普及を図っている <ul style="list-style-type: none"> ●各病院、施設での治療食の食形態や呼び名が異なっており、転院等により誤嚥のリスクがある ・食形態一覧表を作成したが呼び名や形態を統一することは困難な状況 <ul style="list-style-type: none"> ●認知症家族の会が会員の経験を元に相談を受け付けている ・会員は専門的な研修を受けていない為スキルが不足している <ul style="list-style-type: none"> ●管内市町村での住民座談会やアンケート結果より、高齢者の見守り問題や生活課題が出てきた ・買い物弱者、移動手段に困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種への口腔ケアの普及・周知 ・歯科、介護職人材を対象に認知症高齢者の口腔ケア実技者研修、口腔機能向上等の各種研修会の開催 ・施設内実技研修会の開催(施設全体で口腔ケアに取組む体制づくりを支援(H24～)) ・四万十市において「介護保険の居宅療養管理指導」に結びつけることを目的に口腔ケア事業をH23年度から実施中 <ul style="list-style-type: none"> ●入退院・入退所連絡票の普及 ・「地域医療の連携を考える会議」の設置(H20.21) ・H22:土佐清水市において連絡票運用開始 ・H23:管内の他市町村への運用開始 ・H24:管内全市町村での運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ●栄養士ネットワークと連携した在宅介護での嚥下食の検討 ・H22:食形態調査に基づく一覧表の作成(病院、施設) ・H23～嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催(ヘルパー、GH職員) ・H23:在宅介護の現状を把握し、関係職種の意見を聞く(30事業所、6市町村包括) <ul style="list-style-type: none"> ●認知症家族の介護負担軽減のための支援強化 ・在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援 ・介護負担の軽減や、相談技術向上のための研修会(3回シリーズ)を開催し、家族介護をしている方の学習の場を持つと共に、交流の場とすることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ●管内のあったかふれあいセンターの機能強化、運営支援 ・あったかふれあいセンター職員の研修会 ●市町村の地域福祉計画、活動計画策定支援 ・各地域での座談会参加、作業部会での策定支援 ●住民座談会の開催 ・西土佐地区、四万十井沢地区、宿毛平田地区、鵜来島での開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種の口腔ケア実技の習得 ・口腔ケアの重要性の周知啓発 ●介護保険を活用した口腔ケアの実施 ●施設で口腔ケア支援ができる人材(歯科衛生士)の不足 ●介護保険施設等の口腔ケアに対する取組みの充実 ●管内の歯科専門職との連携 <p><参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大學老年・呼吸器内科チームの研究参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院と居宅介護支援事業所との連携 ●統一様式を活用した取組みの拡充 ●土佐清水市以外の市町村では活用が進んでいない <p><参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大學老年・呼吸器内科チームの研究参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院、施設、居宅での多職種での連携 ●在宅での介護職(嚥下、栄養) <p><参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大學老年・呼吸器内科チームの研究参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族会の相談員のスキルアップ ●管内各市町村への交流組織の拡充 <p><参考> ※院内肺炎における誤嚥性肺炎の割合 70代で70% 80代で80% 90代で90% (東北大學老年・呼吸器内科チームの研究参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題解決のために関係機関等と連携した取組みや仕組みづくりが必要 	<p>【多職種への口腔ケアの普及・周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●口腔ケア実技者研修会の開催(集合研修、施設内研修の検討) ●口腔機能向上の施設支援 ●歯科衛生士の人材育成(施設での口腔ケア) <p>【入退院・入退所連絡票の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●帰多全域での運用支援 ●嚥下食(食形態一覧表)の記入など様式の修正を常に検討する <p>【栄養士ネットワークと連携した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催 ●栄養士がいない介護現場(多職種連携)への支援 ●在宅介護に従事するヘルパー、家族の方への支援 <p>【認知症家族の介護負担軽減のための支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族会が実施する相談事業への支援(研修会の開催) ●在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援 <p>【あつたかふれあいセンターの研修会・意見交換会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あつたかふれあいセンター職員の育成支援 ・運営協議会での意見交換会 ・スキルアップのための研修会の開催 ●集落活動センターの「あつたかふれあいセンター」的機能への支援 									
											高齢者が病院、施設、居宅何処に住んでも口腔ケアが行われて、誤嚥性肺炎を防いでいく		
											目標指標 65歳以上の全死亡数に占める肺炎による死者割合を下げる H27年度末11% H33年度末10%		
											<参考データ H22> 帰多管内の65歳以上死者数:1,272人 内肺炎による死者数:162人(12.74%) (高知県:12.60% 全国:11.26%)		
											・あつたかふれあいセンターごとに地域のニーズに対応した取組みができる ・集落活動センターであつたかふれあいセンター的機能が発揮される		
											あつたかふれあいセンターの事業展開の拡大と集落活動センターと融合した取組みが行われる		